

◎議 事 日 程（第3号）

平成25年12月9日（木曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（23名）

2番	島 田 浩 君	3番	大 島 一 郎 君
4番	加 藤 敏 彦 君	5番	真 野 和 久 君
6番	下 村 一 郎 君	7番	石 崎 たか子 君
8番	三 輪 俊 明 君	9番	鷺 野 聰 明 君
10番	堀 田 清 君	11番	近 藤 健 一 君
12番	岩 間 泰 彦 君	13番	山 岡 幹 雄 君
14番	大 野 則 男 君	15番	吉 川 三 津 子 君
16番	前 田 芙 美 子 君	17番	加 賀 博 君
18番	大 島 功 君	19番	中 村 文 子 君
20番	八 木 一 君	21番	鬼 頭 勝 治 君
22番	大 宮 吉 満 君	23番	竹 村 仁 司 君
24番	榎 本 雅 夫 君		

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	加 藤 良 邦 君	会計管理者兼 会 計 室 長	永 田 和 美 君
総 務 部 長	石 原 光 君	企 画 部 長	山 田 喜 久 男 君
経 済 建 設 部 長	加 藤 清 和 君	教 育 部 長	水 谷 勇 君
市 民 生 活 部 長	五 島 直 和 君	上 下 水 道 部 長	加 賀 裕 君
消 防 長	小 塚 良 紀 君	福 祉 部 長	小 澤 直 樹 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 服 部 秀 三 議事課長 佐 藤 敏 彦

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（加賀 博君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして、順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の7番・石崎たか子議員の質問を許可いたします。

○7番（石崎たか子君）

改めまして、おはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、愛西市のまちづくりをいかに進めるか、また永和駅東の県道462号大藤永和停車場線の一方通行について質問をさせていただきます。

私は、今までも市民の皆さんから寄せられる疑問や不安な声を取り上げてまいりました。今後も続けてまいりたいと存じます。

今、国民の命と暮らしを守らなければならない国の政治が、逆に国民の命と暮らしを危うくしている現実に、住民の怒りの声、政治不信を訴えられております。国民、市民の納得のいく政治、行政でなければならないと痛感いたしましたところでございます。

さて小項目1は、愛西市におきましては、市企画課で進められているまちづくり市民会議の第5回目提案の大会が、去る11月9日に開催されました。その中で市長さんは、行政を預かる者としてともによりよい市にしたい、よりよい市にしていきたいと思うと挨拶をされました。市民でできることは市民で、地域から盛り上げていていただきたいとも発言されました。

この会は3部会、生活環境・教育・文化・スポーツ、地域コミュニティー部会と福祉、保健・医療の安全部会、そして産業・都市基盤部会から成っており、それぞれの部会から提案をされました。

過去54回の会議を開催されましたようで、15件の提案をその中でされましたが、そのうち3件しか市と共有できなかった、市との大きなずれを感じたと会長さんからの発言がありました。ますます行政の細分化が進む中、地域コミュニティーの活動もばらつきがあり、盛り上がっていないと感じております。

今後、市長はせっかくの提案をどのように行政に生かしていただけるのか、あればまずお尋ねいたしたいと存じます。

小項目2、子供が多い町についても提案されました。全国的に少子化傾向の中、満足度につ

いて全く改善をしておらず、悪化と評価されておりました。愛西市として共有する文化やイベントが少ない。愛西市の魅力が市内外の人々に伝わっていないなどがございます。

副市長さんは御就任以来、半年が過ぎられました。その間、どのように愛西市に対して感じられましたか。また、愛西市が今後のまちづくりに何か構想なりお考えがあれば、お聞かせ願いたいと存じます。

小項目3は、乗り合いタクシーの運行の実現についてでございます。

新聞報道では、岩倉市が予約制の乗り合いタクシーの運行を始められたとのことでございます。既存の公共交通と共存しながら市内全域の公共施設や医療機関など89カ所に停留所を設け、利用者の自宅と停留所の間を片道300円で送迎されるようでございます。

現在、私どもの地域から病院の1往復に3,000円から4,000円かかるということで嘆いておられる方々のためにも、老老介護といいたまいますか、そんなのがふえている中、市バスとともに乗り合いタクシーの運行を示唆願いたく存じます。

また、統合庁舎が完成すれば、各支所、出張所の変動があらうかと思えます。永和出張所の存続を信じてやみませんが、万が一廃止になったときの足の確保、以前は国道1号線南の方々をバスで送迎する話もお聞きしたことがございます。今後、市民の要望を市長さんはいかに受けられるかお尋ねをいたします。

小項目4は、市長選挙の公約の中で、責任ある未来づくりをうたわれ、今市長さんはそれを目指してくださると存じます。将来展望の中で、将来にツケを回しながら過大なサービスを享受している部分があると言われておりましたが、具体的にどんなことなのかお尋ねをいたします。

市民の方から、まちづくりの進め方では、市は4町村が合併しただけで、行われる行事、例えば成人式、敬老会も2カ所、夏祭りは各地区4カ所、市民大会も旧のままでございます。いつまでたっても心から合併したという気持ちは持てないと言われました。横浜市の成人式はスタジアム1カ所で3万人、市長さんが1カ所に集めて挙行されております。今後、市長はこれらの行事をどのように対応していかれるのかもお聞きいたします。

小項目5は、防災について、市長は逃げる意識を常に持てるよう、市民と防災意識の徹底を図るとされていますが、その逃げる場所や高台が愛西市にはございません。

昭和34年9月26日の伊勢湾台風より大きな台風がフィリピンを襲いました。世界温暖化の影響や気象の変化でますます巨大化してくると思います。どのように市民を安全な場所へ誘導できるか、どこへ逃げればよいか、もしお考えがあればお聞かせください。

小項目6は、学校給食について。

PFIで立田・佐屋は現在賄われております。市民から給食センターで赤字が出ているようだとの通報を受けました。学校教育課では、給食費の受け入れや材料の調達は市で行われているとのことでありました。

今後、消費税が上がってまいります。特に御飯などの主食と牛乳の値上げはここ数年続いている上に、ますます父兄に負担をかけることになると思いますが、当然電気料金も値上げにな

れば、オール電化の給食センターの負担など、どのように対応していかれるのかお尋ねをいたします。

続きまして大項目2、永和駅東県道462号の大藤永和停車場線の一方通行についてであります。

あの道路は、私が佐屋に居住をして43年余り、その間車がお店のほうへ寄りすぎて屋根のひさしをはがされた事故以来、学童の交通事故は聞いたことはありません。何の支障があって、何の理由で今ごろ一方通行にされるのかをお尋ねいたします。

以下、自席で質問しますので、よろしく願いいたします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、石崎議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに私から、まちづくり市民会議の提案の大会についての御質問がございました。そこから御答弁させていただきます。

まず、まちづくり市民会議の位置づけというところから御説明させていただきます。

この委員会につきましては、総合計画の進みぐあい、いわゆる進捗ぐあいを市民目線で評価することと、提言、提案をいただくことをお願いしております。

評価に関しましては、裏づけとしまして、毎年各層の市民1,000人を対象に満足度をはかるアンケート調査と客観的指標をもとに市民会議で分析、評価をお願いしているところでございます。

せんだっての提案の大会において、3件しか市と共有できなかったという御質問でございますけれども、市としましては、市の回答いかんにかかわらず、全ての提案において共有できているというふう感じております。といいますのは、引き続き検討するというのも過去から4事業あるわけでございます。これにつきましては、法令の問題ですとか予算的な関係もあり、もう少し検討を必要とするといった事業内容でございます。

いずれにしましても、引き続き検討を続けております。実施できると判断した時点で実施していく方針を持っております。

いずれにしましても、市民と協働によるまちづくりを進める上で、提案においては真摯に受けとめ、実施できるものは実施する方向で進めていきたい、このように考えております。以上でございます。

#### ○副市長（鈴木 睦君）

石崎議員から私に対しまして、愛西市に対して感じたこと、あるいは今後のまちづくりに対しての構想について御質問いただきましたので、順次御答弁を申し上げたいと思います。

本年7月に副市長職を拝命いたしまして、本当に早く、あっという間に5カ月が過ぎたというのが実感でございます。幸いにも、各部課長さんからさまざまなレクチャーを受けまして、市全体の仕事が今ある程度理解をできるようになってまいりました。

本市では、子育て支援施策、あるいは防災に関する施策は充実しており、そしてコミュニティー活動自体も活発に行われております。また、市民会議、市民公募制、あるいは自治意識の

啓発、情報公開、地域行事等々、地域自治に基づく地域マネジメントの下地がある程度できているというふうに思っております。

今後のまちづくりの構想といたしましては、大きく分けて2点ほど思っております。

その1点目は、地域マネジメントに基づく地域自治の考え方、あるいは行政と市民の協働の仕組みづくりをつくるため、地域コミュニティの成熟が求められているというふうに思っておりますし、これには職員が積極的に地域に出向いて、地域の課題に対し市民サポートをしたり一緒に考えたりパートナーシップを構築するなど、市民が行政に参加しやすい仕組みづくりをするなど、市民意識の向上や市民活動の推進及び役割分担の推進をしていきたい、そんなふうに思っております。

また、地域の特性を生かした手づくりの交流計画による交流型観光を目指したい、そんなふうに考えております。

先日行われましたまちづくり市民会議の地域のきずなを深めるような話し合いとの場をつくる機会がございますけれども、モデル事業として提案された仕組みにつきましては、真に地方分権時代にふさわしい、そんな展開であったというふうに思っております。

一方、自治マネジメント、いわゆる庁内の改革等につきましては、統合庁舎を建設するのに伴いまして、公共施設の統廃合にあわせて配置計画の作成が喫緊の課題だというふうに思っております。

また、本市には行政評価システムという大変すばらしい、すぐれたツールがございます。今後はこの行政評価を軸といたしまして、実施計画の進行管理、あるいは行政改革、行財政改革等々、財政改革を含めまして、期限、財源、数値目標、プロセスを明らかにした計画づくりに早急に取り組んでまいりたい、そんなふうに思っております。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、私のほうからは乗り合いタクシーの運行の関係について御答弁をさせていただきます。

まず、議員のほうから岩倉市の例も今お話がございましたけれども、この乗り合いタクシーの関係につきましては、考え方として集落が点在する過疎地で、路線バスの機能が十分に発揮できない場所とか、あるいは交通機関がない交通不便地域で導入する自治体が、こういった地域でやっぱり自治体がいろいろ取り組んでいるような状況というのは十分認識をしておるつもりでございます。

そして導入に当たりましては、やはりその地域、市、運行业者がそれぞれの担う役割を合意しなければなりませんので、その合意をした上で、いわゆる地域交通会議、こういったものが自治体で設置をされております。その会議で合意をし、あるいはその運行业者となるタクシー会社が道路運送法に基づく国土交通省の認可を受けるという必要が生じてまいります。

そして、岩倉市の例、導入している自治体の状況もちょっとお聞きをしてみました。そして実情としては、利用者からは予約の手間に対する不満のような話もあるようです。そして事業者からは、運転手やオペレーターの手配で本業を圧迫するので、積極的に協力できないと、こ

それはタクシー会社によっていろいろな見解があると思いますけれども、そういったお話。それから行政面からは、利用がふえればふえるほど、どうしても経費がかかるので、これは当たり前のことでありますので、そういった経費がかさむということでなかなか利用促進をしにくいと、こんなような意見もあるというのが現状ではなかろうかなというふうに聞いております。

そして、御案内のとおり、今愛西市は巡回バスの見直し等々について進めているわけでありましてけれども、今、愛西市の巡回バスは無料で運行しております。

しかしながら、一方で有料である乗り合いタクシーの導入、無料、有料という、そういったものをよく検証した上で、これから検討していかなければならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、将来的には愛西市のこの巡回バスが有償運行ということに転換していくことになれば、それは先ほど御質問にございました乗り合いタクシーの導入についても、有償という捉え方の中で包括的に検討すべき問題ではなかろうかなあというふうに現時点では考えております。以上です。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

続きまして、私のほうから責任ある未来づくりについてということの御質問に対して、お答えをさせていただきます。

旧4町村が合併した折に、多くの事業が市民負担は低く、行政サービスは高くということで調整されてきたものと思っております。

ただ、今後地方交付税は一本算定され順次減額されることから、全ての事業、サービスの点検・評価をし、当初の目的を果たせた事業や効果が低いと考えられる事業、また重複している事業を縮小、廃止、または統合し、将来にわたり持続可能な財政運営のための予算の適正化に努めていかなければならない、このように思っております。

そして、成人式、敬老式等の御質問もございました。

現在文化会館と佐織公民間の2カ所でそれぞれ開催をさせていただいております。議員からの御質問のように1カ所で開催ということも考えられますけれども、それぞれの施設の収容能力があり、現在の状況になっておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

また、納涼祭や市民体育大会などの各地区行事でございますが、これにつきましては各地区の実行委員会の皆さんが過去からいろんなことを積み重ねられ、また特徴ある催しということで行われてきていると思っております。したがって、地区行事につきましては、将来的には各地区で自立的に実施されたほうがよいというふうに考えております。

そして、市民の皆さんの一体感の醸成ということでございますが、これにつきましては、時間がかかるとは思いますけれども、市としましては各地区間の交流を通じ、市民の皆さんのコミュニティー活動が活発となるような事業展開が必要であるというふうに考えております。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは続きまして、防災の関係について御質問いただきました。

フィリピンの台風の例も挙げて御質問をいただいたわけでありましてけれども、そういった災

害に対して市民の皆さんを安全な場所にどう誘導していくのかという御質問でございますけれども、この防災の関係につきましては、最前からいろいろ御答弁させていただいております。

それで、確かに伊勢湾台風クラスのそういった台風が襲来をすれば、はっきり言って残念ではございますけれども、愛西市だけで対応し切れる問題ではないというふうに考えております。この地域に、仮にスーパー伊勢湾台風のような大きな台風が襲来することになりますと、いわゆる木曾川下流域の洪水、あるいは高潮被害のそういった被害から被害者ゼロを目指すということはなかなかやっぱり難しい。ただ難しいとって手をこまねているわけではありません。

やはり事前避難として、いま一つの対策として、議員もお耳にされたと思いますけれども、いわゆる広域避難、こういった体制を各市町連携して具体的に進めていこうじゃないかと、そんなような動きがあります。事実、木曾川下流工事河川事務所、これは桑名に事務所がある河川工事事務所でありますけれども、ここが群馬大学といわゆる木曾川流域、これは桑名、海津、弥富、木曾岬町の市町、当然愛西市も入りますけれども、ここで木曾三川下流部高潮洪水災害広域避難検討会と、広域的にこれからいろいろ検討していきましょうという検討会を立ち上げました。第1回がことしの1月22日に開催をされまして、第2回目は去る11月15日に開催されたところであります。

また、議員各位皆さんそうでありますけれども、ことし6月に行いました第1回の水災害講演会、これは記憶に新しいと思いますけれども、群馬大学の片田教授がおっしゃいましたように、想定にとられるなど、それから最善を尽くせ、率先避難者たれと。これは津波避難の最大原則として提唱されておりますけれども、当然風水害対策においてもこの群馬大学の片田先生がおっしゃった教訓というのは当てはまるんじゃないかなあというふうに考えております。

そうして一方、こういった考えも市長が考えられましたマニフェストにもありますとおり、逃げる中でもやはり事前避難ということを念頭に置いて、大人だけではなく子供さんからの防災教育に取り入れていきたいというふうに現時点では考えております。

そしてもう1つ、先ほど水災害講演会というお話をしましたけど、これは御案内のとおり1月30日に第2回の水災害講演会が開催されます。これは、夏に行いました住民アンケートの集計結果を踏まえまして、愛西市の避難のシミュレーションの報告が行われますので、議員の皆さんもぜひ参加をいただいて、そういったいろんな角度からいろんな対策への御意見がいただけたらなあというふうに思っております。以上です。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

6項目に給食センターの維持管理の運営についてのお尋ねをいただきました。

電気料金等の値上げにつきましては、PFI事業受託事業者と契約書に記載されている電気料金の積算指標の範囲内にありますので、現段階におきましては委託料の見直しは行いません。

しかしながら、給食の運搬、回収に係る燃料費や運営に係る光熱費等、市場の価格変動が大きくなり協議を行うことが必要になれば、契約書の中で、状況を見ながら大幅な価格の改正については協議をしていくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

永和駅東の県道停車場線の一方通行の件についてでございますが、県道大藤永和停車場線につきましては、津島警察署交通課に確認をしたところ、安全性を重視され判断されたものであるということでございます。

**○7番（石崎たか子君）**

それぞれに皆さん、御答弁ありがとうございました。

まずちょっと気になりました。市長さんにお尋ねしたいのですが、成人式、敬老会などは先ほどの御答弁ですと、場所的に無理であろうということの答弁でございましたが、私は佐屋町、親水公園の体育館ならば駐車場もたくさんございます。どうか一つになれたというようなことで、ぜひそちらを進めていただきたいということを思っておりますが、市長さんとしてはいかがでしょうか。

**○市長（日永貴章君）**

おはようございます。

ただいまの親水公園で開催をしたらという御提案でございますけれども、場所的には当然親水公園も考えられるというふうに思いますけれども、現在、ありがたいことに親水公園は本当にスポーツ団体がかなり多く利用していただいておりますので、そういった関係も含めて今後検討の一つであろうというふうに考えております。以上です。

**○7番（石崎たか子君）**

ぜひスポーツもというか、使われるのも大切ですが、一生に一度しかない成人式なり、ぜひ皆さん一緒に、そこで連帯感というか一体感が芽生えてくると思いますので、ぜひとも早いうちに検討をしていただきたいことをお願いしておきます。

それから、給食のほうでございますが、現在給食費は他市町よりも本当に見せていただくと市からも補助金が出て安うございますが、しかし値上げが続いて、おかずの大きさの縮小とか、デザートを減らすというようなこともやりくりをされているようでございますが、早い時期に値上げを余儀なくしなければならぬのではないかとということと、もう1つでございますが、9月30日までにアンケート調査をされておったと思うんですが、その結果がわかれば給食費についてのアンケートがなされておりましたが、それがわかれば御答弁をお願いしたいと思いません。

**○教育部長（水谷 勇君）**

給食費の改定につきましては、現在の価格よりも30円価格を値上げということになりますけれども、今の230円が260円、中学生の270円が300円ということでのお願いになります。これは来年の4月からお願いするということになりますけれども、市からも10円の補助ということでお願いをしていく予定ですので、努力はさせていただきたいと思えます。

**○7番（石崎たか子君）**

ありがとうございました。そちらのほうもよろしくお願いいたしたいと思えます。

それでは、大項目2のほうでございますが、一方通行について。この問題をきちんと皆さんの了解のもとにされていきましたならば、こんな場で質問はしませんでした。

最初に永和学区コミュニティーで大野の総代さんから一方通行のお話を聞いた折、私は、私が居住する前に一度一方通行にされたそうですが、その当時の住民の反対で取りやめになったことを聞いていましたので、よく調べてほしい旨の発言をいたしました。

その後は誰からの何の連絡もなく、突然12月26日の一方通行のビラをこの措置に反対する人から見せていただきました。

市がこの案件を受理されたときには、大井、大野地区への住民に説明されたのを確認、そして大方の同意書を添付されていたかお尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

まず、この交通規制につきましては、県道であり公安委員会の決定であります。決定するまでに地域の方々に説明をされたかという部分でございますが、これについては県道でもあり決定するのは公安委員会ということで、状況把握は市としてはしておりませんでした。

それと同意の内容でございますが、これは地域の方々から直接警察署のほうへ提出されたということで、市としてはその同意の状況というの把握はしておりませんでした。

#### ○7番（石崎たか子君）

ありがとうございます。

交通規制は公安委員会ということでございましたが、私はかつてこの場であそこを何とかならないかということで質問した折に、前々の建設部長さんからこの土地は県道であるのでなぶることもできないという答弁でございました。

今、私は駅前開発を願って地道に調べさせていただいております。その話を反対者の方からのビラを見せていただいて、早速課長さんに問いましたが、ただやはり部長さんと一緒の公安委員会の決定したことであると言われておりましたが、既にそのときには陳情もされた方があったんですが、そのときの反対者のことは聞けませんでした。あるお店の方は大型自動車を通さないようにする、子供の安全のためと言われ同意をしたのに、いつの間にか一方通行にすりかえられていたと憤慨されておいででした。それらを市側は先ほどの答弁ですと、把握はしておいでにならなかったと思います。

一方通行をこのまま12月26日に施行されたら、郵便局西側あたりの方々は、踏切西へ車で行かれるとき、また家に帰宅されるときなどは、朝夕の踏切の混雑の中で右折をしなければなりません。実際私も午後5時ごろ、蟹江のほうから3差路になっております富吉からも来る交差点に差しかかり、踏切を渡ろうといたしておりましたが、踏切は今4本か5本、電車が行き来しておりまして、遮断機がおりた状態でなかなか進めませんでした。その上に、また周辺の方々が郵便局の前で右折されるとなると交通渋滞に拍車がかかるかと思いますが、その点どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

議員が言われるように右折時に対向車が右折しづらくなり、渋滞に拍車がかかるという件でございますが、これにつきましては津島警察署が現地を確認した中で、安全性を重視するという中で判断されたものだとということで確認はしております。

### ○7番（石崎たか子君）

絶対に判断だけされても、沿道の方、12軒の方は未来永劫一方通行になればその道を通らなきゃいけないはずですよ。終日ですので。反対する方の中には一方通行になれば対向車がなくなるということで速度を速めて、幾ら20キロ、30キロとあつたって、物すごいスピードで走るだろうということ、子供の登校時はまだ対面で通ることができるのですが、帰りは同じ面を走られる、子供が帰る。今はハイブリッドカーで静かでございます。後ろにいても聞こえないぐらい、そのときに何かの拍子で子供さんがもし飛び出したときに、誰がじゃあ責任を負いますかということをおっしゃられた人もございます。

私も見守り隊で、永和台は歩道があります。それでも子供たちが狂ってぼんと何かの拍子でふざけあつて出た経験で、思わず笛を吹いたんですが、もう本当に車が寸前に来ておりました。歩道があつたってそういうことがあるんです。それがこれで余計危ないんじゃないか。だから、まだ東から来た車を踏切の南へ、右折を禁止すれば賛成すると、郵便局側へ左折のみにすれば、本当はあそこはくると三角形の2辺を回りたいのに1辺で済まそうと入ってくる人が多いということでございます。

今回、大野地区を回らせていただきましたら、そんなたくさんの方の苦情をいただきましたので、この問題を取り上げさせていただいたわけでございます。

お聞きするところによりますと、市への署名、陳情は100名であつたとか、ある方の印鑑があつたので市は通したとも聞いたんですが、ちょっと事実を教えてください。

### ○経済建設部長（加藤清和君）

陳情書に件につきましては、代表者の方々が住民の同意書を添付し、直接ことしの3月に津島警察署へ要望書を提出されたものであります。

この件につきましては、安全性を重視した判断と確認はさせていただいておりますが、通学路等の問題につきましては、教育委員会と今後その状況を把握した中で検討を進めていきたいというふうに考えております。

### ○7番（石崎たか子君）

何名であつたかは言われなかったんですが、去る11月29日に防災コミュニティセンターで一方通行沿線の方々の集会がありました。私も出席を要請され、出かけさせていただきました。建設部長さんや課長さんも御出席されておりました。沿道の方全員が反対をされていたのもお聞きというか、部長さん見ておいでだったと思います。それでも大井町で2名の方、大野町で1名の方には同意書がとってないということで、御立腹されておいででしたね。それなのにこの同意書、陳情書の中にはその沿道にない方2名、1名は印鑑も押してあるのかどうかかわからないような、これで通っていつているんですよ。そのときにも市や警察に出された陳情書はどなたも、沿道の方は見ていないということも言われておりましたので、本当に私も不思議に思いました。

なぜ昨年度の大野の役員さんが沿線の方の要望もないのにこの話を進められたか、また大井町や大野町の方々に何の説明もなかったわけですよ。個々に一軒一軒それぞれ違う、大型禁

止にするとか、許可書を出すということも言われましたね。時間帯を言って、署名捺印をさせておいでのようでありました。

陳情書なるものを拝見いたしました。本当に11名の署名の中には、そしてきちんとしていないということも、こんなずさんな陳情書がなぜ取り上げられたのか、建設部長さんは会議のありさまをいかに感じられたのか、課長さんでも結構ですが、お尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

地元の打合会というのか、それには私も参加させていただきました。

賛成の方、反対の方いろいろな意見をお聞きした中で、大前提は公安委員会が現地まで確認をした中で、安全性を重視するという中で現地を確認して判断されたと、そういうようなことがまず判断の第一条件だったというふうに感じております。

それと、陳情書の件につきましては、やっぱり皆さん回るときに、個々に回って同意をとられたという内容でございますので、市としては陳情書の内容というのは事前には見ておりませんが、後から考えますと、やっぱり陳情書を署名、同意というのはやっぱり信頼関係でされるものだというふうに私は認識しておりますので、地域の安全性と同意というのは、常に今後やっぱり確認をされて進めていただくべきものであるというふうに感じております。

#### ○7番（石崎たか子君）

ありがとうございます。

私も同感でございます。私の手元に要望書がいただけました。愛西市大井町姥弥八108の7番地2先から愛西市大野町郷西302番地1先の間の道路、一般県道大藤永和停車場線を東行き一方通行終日にするという決定通知に対して、地元住民は当初の説明と異なる規制が行われることから反対しており、近隣住民も多数反対しています。東行きの一方通行終日に反対33名、よってこの一方通行終日には断固反対し、再検討を要望しますということが、11月6日、地元代表の方の要望書と、そして7日には一方通行の規制撤回の件として出されております。

先般、大野町代表者が一方通行の案件について、子供たちの登下校の安全のために御賛同願いたいとのことで、各世帯を個別に回られ、同意の印の判を押しました。10月26日に大野町より突然決定通知が出されましたが、大井町についての事案にかかわらず大井町からの通知がないことに疑問視する声が上がりました。また、同意の印を集めに来られた大野町代表者のこの案件の説明が世帯ごとに異なっていることも判明しました。ある世帯では時間帯通行どめ、またある世帯では許可書を発行するという説明がなされ、こんなことは絶対はないことだと思うんですが、世帯ごとで全く異なる内容の説明というのは、信憑性に欠けており、正しい説明がなされない状況での同意は無効であると主張します。

この道路を一方通行にすることによりどんなメリットがあるのか、逆に交通量がふえ、子供たちの安全確保もできず、そして何よりも我々沿線住民が常に右折進入しなければならない危険をどう回避できるかという明確な回答も得られておりません。

以上の理由で、大井町沿線住民6軒19名、近隣住民42名、計61名の署名をもち一方通行規制の撤回を申し入れます。また、沿線住民が納得のいく説明会の開催を要望しますということで

大井町大目安の自治会代表の方、去年とことしの方の、これも両方が市のほうへは届いておりますでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

今の反対の内容につきましては、直接警察署のほうへ提出されたものでありますので、市のほうとしては控えは持っておりません。

それと、この前の地元での説明会、このことについてはいろいろな意見をいただきました。いただいた意見については、津島警察署、教育委員会、関係の機関に十分伝えはしますが、やっぱり今の段階での交通規制というのは、津島警察署においては安全確保という中で実施するというような確認はしております。

#### ○7番（石崎たか子君）

子供の安全を第一にされるのなら、今より、今5分団しか通っていない時代、そうしたら2倍も3倍も多かった時代には決して事故がなかったわけでございます。

もう少し、本当に慎重に、これが施行というか実行されるならば、どうしてあげたらいいのか、本当に自分がもしその立場であったならと思うとぞっとして、こういう義侠心ながら本当に何とかしてあげたい、こういうことでやられた大井総代、ことしの総代は両方とも大野町、大井町も出ておいでになりませんでしたね、それを去年からつなげる、だからこれだって、市長さんには関係ない去年の市長さんの分です出ておりますので、これは市長のあれではないのですが、もしこのままの状態では、ますますこのままで終わるわけではないと思います。

地元の方たちは本当に、12月29日でお店を閉められる。一方通行になればお客さんが来ないということで、店を閉められるところもでございます。また、そのオーナーさんは次を借りてくださる方もないと、死活問題ですとも言われましたね。それを聞いたときに、なぜ、なぜなのかということで、小学校の校長先生にも会ってまいりました。いろいろお話も聞いたわけですが、このようなことが、もし死活問題とか今までのままか、それか行政指導でこの取りまとめにかかわった申請者の方々の取り下げか、または西行き郵便局から踏切への右折の禁止、大型車の通行止めに変更がもしできるならば、これを取り下げただと市のダメージも当然公安委員会まで通っておることでございますので、私も部長のお立場がわからないわけではないのですが、住民の方々のために、私は頑張っただけならぬと。本当にこれは聞けば聞くほどやり方がと思ったわけでございますので、もし住民のためをとということで、絶えず言ってらっしゃる市長さん、何か今後において、突然振って申しわけないのですが、何とか、どうしようもないことでしょうか。もしこれができなければ、もっとそれ以上に、弁護士さんなりに相談して、何とかされるかと思っておりますので、何かお言葉があればお答え願いたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

まず、今回のこの件でございますけれども、先ほど担当からも答弁させていただいておりますけれども、警察、公安委員会のほうが安全性を重視され決定されたということと、あと3月の時点で地元のそれぞれの総代さんが総代印を押して地元の要望として陳情書を提出されたと、

警察のほうに出されたということでございます。

市といたしましては、やはり地元の方の、しかも総代の方の総代印を押されて提出されたものに対して、地元の御意見はどうですかということは、今までのやり方としても聞くようなことではないというふうに思っておりますし、当然総代の方は地元の方々に説明をされ、地元の方々の理解を得て出されているものというふうに判断をしております。

やはり今回のような石崎議員のような御発言がございますと、市に対しましても要望書とか陳情書とか多数出されるわけでございますけれども、今後私どもといたしまして、総代さんの印鑑をいただいたり、理事長さんの代表者の方の印鑑を押して出していただいた書類に対して、全てもうお受けすることができないというふうになってまいりますので、やはりそういうことも考えながら判断をしていかなければならないというふうに思っております。

今回石崎議員がおっしゃられたことは、今後総代会や各代表者の方にお話を伝えるということになるかというふうに、このような厳しい言葉があれば伝えなければならないというふうには考えております。

今回の決定に対しましては、先ほど担当者もお話しさせていただきましたけれども、公安委員会、警察のほうが安全性を考慮され今回の規制に至ったということでございますので、このような決定になるかというふうに思っております。以上です。

#### ○7番（石崎たか子君）

今市長さんもそのように言われますが、こんな前代未聞の取り決めというんですか、ことしの総代さん、大野も大井町もかかわっておいでではございません。大井町の総代さんなんかこのビラも出さなくてもいいということで、大井町2名が、同意書の中に含まれていない方々の怒りも本当に聞かせていただいたわけでございますが、もし私どもは住民の方々の皆さんの手足とならなければならない方々が反対に住民の方を、今後この方たち、沿線の方12軒の方たちを一生苦しめていくわけでございますので、これは決して許すことはできません。本当に皆さんで話し合っ、説明会があつてされたことならば、これは公安委員会としてもですけれども、この出し方自体がもう間違っている、詐称があつたということならば、これはやっぱり取り上げるということで、再度行政指導のもとにやっいただくことを強く要望して質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（加賀 博君）

これで、7番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時再開といたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

#### ○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位2番の23番・竹村仁司議員の質問を許可いたします。

#### ○23番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って空き家、空き店舗、空き倉庫の再利用によるまちづくり、放課後子ども教室の廃止について、重要な課題と捉えて質問をさせていただきます。

大項目の1点目として、空き家、空き店舗、空き倉庫の再利用によるまちづくりについてですが、現在全国各地で空き家が急増し、社会問題となっています。速やかに実行性のある対策が望まれているわけですが、空き家対策はこれまで各自治体が所有者に管理や撤去を促すのみでした。老朽化が進んでくる空き家が増加すると、倒壊の危険性に加えて、火災の発生や不審者の侵入など防災、防犯の面で地域の不安要因になってきます。また、ごみの不法投棄や悪臭の発生など環境衛生の面でも懸念され、住民にとっては深刻な問題になります。

総務省の調査によると、全国の空き家はこの20年間で倍増し、約760万戸に及ぶと言われています。この数は全住宅数の13%に当たり、およそ8軒に1軒の割合になるそうです。

このような空き家問題に対して、都市部、木造密集地域、農村地域、豪雪地域など、各地域の状況に応じた対策が必要となっています。

また、空き家がふえている背景としては、少子高齢化と核家族が進む中、独居高齢者がふえており、その人の死後にその人の持ち家に住む人がいないなどのケースや、相続人が遠方に住んでいるため管理意識が低いことが指摘されています。

こうした状況の中で、独自の取り組みを行っている自治体もあります。解体費用の一部助成や土地家屋の所有者が適正管理の命令に従わない場合、名前を公表したり、所有者に勧告しても改善されない場合は行政が解体を行い、その費用は所有者に請求できる代執行を行っているところもあります。

ただ、建物の撤去に費用がかかる上に、更地になると固定資産税の負担が重くなります。所有者への対応を強化したとしても、経済的な理由から放置せざるを得ない人も多いはずで、固定資産税の軽減なども含め、支援策を求める声も多いと聞きます。

全国では既に272の自治体は何らかの形でこの空き家対策に取り組んでいます。

1つの具体的な例として、空き家の売却などを希望する所有者から物件の提供を求め、入居希望者に情報を提供する自治体の空き家バンクというものがあります。既に和歌山県の北西部に位置する海南市ではこの空き家バンクを有効に利用されているようです。

また、我が党でも空き家対策プロジェクトチームを立ち上げ、国の法整備の作業として空き家の有効な活用に向けた自治体支援などを検討する必要があるとしています。それは単なる危険除去だけでなく、有効活用を模索してまちの活性化につなげることが望ましいという考えです。

当市においても自主財源確保の突破口として、空き家対策を効果的に進めるための知恵を出し合うべきと考えます。単なる枯れ草と同じ危険物とするのか、有効利用の道を探り再活用のための対策を進めていくかは天と地ほどの違いです。

そこで、数点質問させていただきます。

小項目1点目の質問として、本市における空き家、空き店舗、空き倉庫の戸数を佐屋地区、

立田地区、佐織地区、八開地区に分けてそれぞれお伺いします。

また、空き家を再活用するための国、県を含めた補助制度、補助金、助成金についてもあわせてお伺いします。

次に2点目の質問として、市内駅周辺のシャッター街、商店のシャッター街の再活用によるまちづくりの取り組みについて、空き家バンクの創設による空き家、空き店舗、空き倉庫の登録制度による観光スポットの開発、観光ルートづくり、近隣市町との連携によるまちづくり再開発、福祉施設、子育て支援、民間活力の有効利用についてのお考えはあるかお伺いします。

3点目の質問として、これまでも幾度となく議会でも取り上げられてきました旧松永邸の有効活用についてですが、今回まちづくり市民会議第5回提案の大会で産業都市基盤部会より提案の具体例として挙げられました。この提案大会の副市長の講評の中で、市としての取り組みとして進みつつあるとの言葉もありました。具体的な方向性をお伺いします。

次に大項目の2点目に、放課後子ども教室の廃止について質問いたします。

平成18年5月に当時の少子化担当大臣より、地域子ども教育推進事業と放課後児童健全育成事業の放課後対策事業を一体的、あるいは連携して実施してはどうかとの提案を踏まえ、当時の文部科学大臣及び厚生労働大臣の両大臣が合意し、放課後子どもプランを創設いたしました。

このプランの具体的な連携方策に関し協議を重ね、平成19年度には文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的、あるいは連携して実施するものとして、放課後子どもプランがスタートいたしました。

本市でも現在各学校に児童館、もしくは子育て支援センターが建設され、お母さん方、保護者の就職、勤務に伴う放課後の家庭での学童保育が困難な児童に対し、放課後児童クラブとして適切な遊び及び生活の場を与えることによって、児童の健全な育成に対してさまざまな支援が行われています。

また、親子クラブとしてゼロ歳、1歳、2歳児の子育て支援も親子交流の場とともに、育児相談も兼ねた実践的な触れ合いの場となっています。

私自身も数カ所の児童館、子育てセンターを何度か訪問させていただき、お話を伺わせていただいたり子供さんの声も聞いたりしております。

その一方で、地域子ども教育推進事業もあわせて行われてきました。特に児童館の建設が一番最後となった北河田小学校区、西川端小学校区、八輪小学校区ではコーディネーターのもと試行錯誤を繰り返しながらよりよいものにと頑張っておられています。また、児童館がありながらも放課後子ども教室を始められた佐屋西小学校区では、放課後子ども教室を通じて地域に開かれた学校を目指されたと思います。

この放課後子ども教室の廃止という決定に至った経過については、多くの子育て世代の親御さんに知っていただくべきことであります。11月15日に行われた放課後子どもプラン運営委員会での発表以前に行われた廃止決定に至った工程も明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、数点質問させていただきます。

小項目1点目の質問として、放課後子ども教室の廃止という案は、市当局の行政見直しの議論の中で出てきたものと察しますが、どのような意見に基づくものか、その経緯をお伺いし、また廃止することによりどのような効果が得られると考えられたのかもあわせてお伺いします。

次に2点目の質問として、11月15日に行われた放課後子どもプラン運営委員会での議論の内容についてお伺いします。

特に反対意見としてはどのようなものがあったのか、それに対してどのように説明をされたのか、またそれに対し納得されたのかお伺いをします。

放課後子ども教室に携わられたコーディネーターさんには事前にお話があったようですが、指導員さん、利用されていた親御さんにはどのように周知徹底されるのかお伺いをします。

3点目の質問として、4つの小学校で行われていた放課後子ども教室は、コーディネーターのもと、さまざまな地域も巻き込んだ取り組みがなされていたと思いますが、そのノウハウまでも廃止してしまうのは、地域に開かれた、また学校教育、社会教育、家庭教育の三位一体において非常にマイナスになると思いますが、この点、今後どのように児童館での放課後児童クラブの中で生かされていくのかお伺いします。

以上で壇上にての質問を終わります。あとは自席でお尋ねをしますので、よろしくお願ひします。

#### ○消防長（小塚良紀君）

失礼します。

大項目、空き家等再利用についての御質問の小項目1点目の市内における空き家、空き店舗、空き倉庫の軒数でございますが、消防署では火災予防条例に基づき、空き家等の調査を行っておりますので、4地区の軒数を用途別に私のほうから御報告させていただきます。

まず、佐屋地区については住宅85軒、店舗2軒、倉庫4軒、ほかに工場等3軒、長屋2軒でございます。

立田地区では住宅42軒、店舗5軒、倉庫7軒、工場1軒、長屋1軒でございます。

佐織地区では住宅53軒、店舗4軒、工場5軒、アパート1軒で倉庫はございません。

八開地区では住宅27軒、店舗1軒、工場1軒、アパート1軒でこちらも倉庫はございません。

合計245軒を消防署が昨年度の調査で把握している空き家の軒数でございます。以上でございます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

各地区の空き家、空き店舗、空き倉庫の戸数については消防長のとおりでございます。

次に、空き家の再活用するための補助制度、助成金の関係の御質問でございますが、確認をさせていただいたところ、社会資本整備総合交付金の中に空き家再生等推進事業が該当するのではないかというふうに思います。

続きまして、空き家バンクの創設によるまちづくりについてでございますが、駅周辺や市街地に数店舗の商店がまとまっているところはございますが、商業統計調査上でいう商店街というのは20店舗以上が連続しているところが定義づけられていることから、現在市内には該当す

るところはありませんので、よろしくお願ひいたします。

現時点で空き家、空き店舗、空き倉庫の登録制度による観光スポットの開発、観光ルートづくりについては計画はございませんが、近隣市町とも連携はしっかり行って、状況の把握はしていきたいというふうに考えております。

#### ○副市長（鈴木 睦君）

竹村議員から旧松永邸の有効利用について御質問いただきましたので、御答弁申し上げます。旧松永邸につきましては、今年度の6月議会において補正予算30万3,000円をお認めいただいております。

今回この施設の有効活用のため、民間活力を生かした新しい行政経営システムを構築しようとするものでございます。

具体的には、公募型のプロポーザルにより事業計画、事業者を広く公募いたしまして、有識者の方5名の審査委員会委員をお願いしており、総合評価にて事業者を選定するよう事務を進めておるところでございます。

なお、近々において第1回目の審査委員会を開催する予定となっております。以上でございます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

竹村議員の御質問のうちの放課後子ども教室の廃止に至った経緯はということで、私から御答弁させていただきます。

質問の中でもございましたように、今回放課後子ども教室の廃止に至った経緯につきましては、事務事業の見直しに当たって意見が出されたものでございます。

それに経緯でございますけれども、まずプロジェクトチームを設置いたしまして、担当課とのヒアリングを行っております。その後、部長会での意見集約を行いまして、行革本部会議で方針確認する体制で進めてきました。

今回の事務事業の見直しにつきましては、事業の目的、課題、必要性、現状の評価を整理しまして点検・評価とさせていただきます。

その中で放課後子ども教室におきましては、児童クラブの利用が小学校6年生まで拡大されることに伴いまして、学童保育という部分の目的としたものについては重複しているのではないかと、また児童クラブへの登録と放課後子ども教室の利用の重複利用者が4割程度あるということ。それから児童クラブは有料で現在進められておりますけれども、放課後子ども教室は無料で実施されている。こうした不公平な状況があることなどが意見として出されております。事業の目的や課題などを協議、評価した中で、放課後児童対策を目的とした事業を児童クラブに一体化することとして放課後子ども教室事業を見直し、廃止するとしてものでございます。

ただ、事業は廃止いたしますけれども、形態を変えて継続していきたいというふうに考えております。

廃止する効果ということの御質問でございますけれども、協議の中で2つの事業を選択できる地域や受益者負担の違いなどの課題が解消され、公平性が確保されるというふうに考えてお

りますし、小学校区ごとに設置された児童館、子育て支援センターで放課後児童対策事業を推進していくことで、より施設の目的の効果と施策が明確になったものと考えております。私からは以上でございます。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

放課後子どもクラブ運営委員会の議論についてお尋ねをいただきました。

会議の中では、特に反対の意見としては4点ありました。

1点目として、放課後子ども教室は無料、児童クラブは有料の状況で児童クラブに移行することは、利用料が伴うので難しいのではないかとの質問がございました。

放課後子ども教室の利用料は徴収しておりませんが、児童クラブについては今までどおり利用料をお願いすることとなります。児童クラブを御利用していただく条件として、保護者が一時的に不在の家庭が対象となりますが、さらに今年度から拡大に向けて施設の増築も進めておりますので、その条件に合わない家庭におきましては一般利用、無料として利用することができますので、今後については一般利用を御活用いただくことをお願いをその場でしております。

2つ目として、発達障害等の児童の指導方法について、今後も学校との連携が児童クラブにおいて対応できるかとの質問がございました。

発達障害の児童の対応につきましては、社会福祉課が事務局となる療育検討会と情報共有をしておる状況でございます。また、児童クラブの運営に際しましても、学校との連携、情報を共有して運営を進めてきておりますということで御回答をさせていただいております。

また3つ目に、いろいろな学習プログラムを提供してきたが、児童クラブで活用してもらえるのかとの質問がございました。

児童クラブは愛西市直営4館、指定管理で8館ございます。将来的に放課後子ども教室で実施してまいりましたプログラムの内容、提案等に、また指針等につきましては、要望等を取り入れたガイドラインの導入などを進めていきたいというふうにお答えをしております。

また、4点目の放課後子ども教室は子供の状況把握や管理ができているが、児童館の一般利用となると、子供の安全、管理体制はどのような対応になるのかとの質問がございました。

児童クラブについては登録制になるので、連絡先等の把握ができておることになります。来館者については入り口で氏名、来館時間、帰館時間などを記入していただくということになります。また、保護者の方からの要望は可能な限り対応していきますというふうにお答えをさせていただいております。

納得をされたかということについて確認がされましたけれども、質問をいただいた委員さんには事務局の説明や他の委員さんからの発言もあり、御理解をいただいたと思っております。委員の皆さんにつきましても、事務局の提案説明について御理解と、今後の取り組みに対して協力、事業の同意をいただいたところでございます。

今後、放課後子ども教室に携わられた指導員さん、利用された親御さんにはどのようにに周知するかということのお尋ねでございます。

放課後子ども教室に御協力をいただいた学習アドバイザー、安全管理委員の皆様には、書面

により事業の見直しの説明と事業遂行に対して御理解、御協力をいただいたお礼をさせていただきます。

また、その通知において、今後児童クラブへの指導者としての登録の御協力をお願いをまいります。

また、利用していただいております保護者の皆様には、お知らせとして書面により事業の見直しと今後の児童館の利用について御案内をさせていただきます。

現在実施しています放課後子ども教室としましては、平日の開催は終了となりますが、次年度に文部科学省の新規事業として、地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業、このようなものが創設され、現在行っております佐屋の土曜日開催の佐屋子ども教室が類似した事業となります。

この件につきましても継続して取り組んでいくという状況でございますので、今後の取り組みにつきましては、市の広報紙や市のホームページにより周知をさせていただき、児童館、児童クラブの利用のほうも御案内をまいります。以上でございます。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

私のほうからは、今まで放課後子ども教室に携わっておみえになられましたコーディネーターさん、指導委員の方々のノウハウをどのように児童館で生かしていくのかという御質問について、お答えをさせていただきたいと思っております。

先ほどの教育部長の答弁の中でほとんど語られております。来年度から、私どもといたしましては小学生の受け入れを、現在の3年生までから小学校6年生までという拡大を予定しております。可能な限り私どもの児童館及び子育て支援センターの運営にこういった方々のお力を貸していただければということをお願いをしていけたらなあということ考えております。以上でございます。

#### ○23番（竹村仁司君）

それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございます。

順次数点にわたり再質問をさせていただきます。

初めに空き家、空き店舗、空き倉庫の戸数ですけれども、当然佐屋地区、立田地区、佐織地区、八開地区で違いがあるわけですし、消防長のほうから、今、詳しく昨年度の数を教えていただきましたけれども、この空き家という一くくりの数で見ると、これは私が昨年の数を教えていただいて、今ちょっと皆さんのお手元に資料をお配りさせていただいたんですが、ちょっと見ていただくとわかりやすいかと思いますが、空き家の軒数の多い町に丸をつけて線で結ぶとお手元のようなこの図面になりました。

佐屋地区で見ると一番多いのが大井町の21軒、2番目が西保町の14軒、地図上では佐屋地区の東と西という形になるのでしょうか。立田地区を見ると、早尾町の16件が一番多く、立田町の9軒が2番目です。これは立田町の南と北という感じです。八開地区でいくと、二子町の8軒が一番多く、下東川町の5軒が2番目になります。これも八開の北と南という形になるかと思っております。佐織地区においては、一番多いのが23軒の勝幡町、2番目が諏訪町の9軒と。両方と

も名鉄駅を持っている場所になります。簡単に地図上で線で結ぶと愛西市をほぼ一周するような地域になると思います。

この数は空き家も空き店舗も空き倉庫も一緒の数ではありますが、こうしたことを考えてみると、この空き家の中でたとえ1軒でも2軒でも、ある面統一した事業をするとすると市内全域にもつながりますし、統一した事業でなくてもそれは構わないと思いますが、一軒でも空き家を利用して人を呼び込むということがとても大切ではないかなと、合計で245軒あるわけがありますので、もちろんそれを市で行うということではなく、民間の力を利用して、今御紹介いただいた補助制度、社会資本整備総合交付金の中の空き家再生等推進事業、またこれは私がちょっと見た中では、総務省の事業の中で過疎地域集落再編整備事業がありまして、この事業の中に定住促進空き家活用事業というのがあります。これも利用可能ではないかなと思います。

市の方針としては、今後行う新事業に関しては国、県の補助制度を使って行うと聞いておりますので、この点こうした空き家再生等推進事業を生かせば十分可能と思いますが、この点をお伺いします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

空き家の補助金についてのお尋ねでございますが、今後は民間の力を利用しながら対策していかなければいけないというふうには思っております。

今後の状況を見きわめながら必要な対応をしていく考えではございますが、議員が言われるように有効な補助金の活用はしっかり勉強したいというふうに考えております。

#### ○23番（竹村仁司君）

次に、先ほどちょっと私の壇上での表現もいけなかったかもしれませんが、部長が20店舗の商店というお話をされたのは、ちょっと大きな事業をお考えのようではございますけれども、私は20店舗も商店が連続するような商店街をつくろうとは思ってなくて、例えば市内の駅周辺、私も実際に現地を見てきましたけれども、佐屋駅、永和駅、藤浪駅、勝幡駅など、どの駅に行っても1軒や2軒はシャッターを閉めている店舗がありました。その1軒、2軒のシャッターを閉めている店舗に復活をしていただきたいということでもあります。

空き家バンクの考え方については、空き家、空き店舗等の有効な活用を通して、本市に定住してくださる方を促進すること、地域だけではなかなかできないことを民間の力を利用することによる活性化、地域の住みやすい生活環境や後世に残しておきたい景観の保全及び防犯、防災の面も向上するという一石二鳥にもなる話だと思います。空き家、空き店舗を売りたい方や貸したい方にはこの空き家バンクへ登録をお願いし、また愛西市内に住まいを探されている方、愛西市内で商売を考えている方にもこの空き家バンクの物件情報をごらんいただき、気軽に問い合わせをしていただくということです。それには空き家登録台帳をつくり、登録条件等の整備が必要かと思っております。しかし、市が空き家バンクを管理することにより、市の総合計画との整合性もとれると思うのです。

また、先ほどの海南市の例では、広域社団法人和歌山県宅地建物取引業協会と協定を結び、

制度の周知、協力体制をつくっています。協力宅建業者は市内の業者としている点でも地域事業の活性化にもつながるはずです。

このような点からも空き家バンクの効果は幾重にも広がる可能性があると思いますが、この点についてお伺いします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

この件につきましては、空き家バンクの創設については、本市においての人口は自然減少で今後も推移していくというふうに考えております。

それに伴う空き家の状況はどうなっていくのかは、今後の状況を見ていかなければならないというふうに考えておりますが、これについては、空き家対策については、喫緊の問題というふうに考えております。民間に協力を求めながら対応をしていくことも必要かというふうに思っております。

#### ○23番（竹村仁司君）

今、部長の言われましたとおり、今後の愛西市の人口が減少していくというのは間違いないと思いますし、当然その分税収も減るわけで、何か人を呼び込む対策を打たなくてはならないと思いますし、今喫緊の問題であると言っていたように、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、この人を呼び込む対策、大きくは企業誘致ということで進めているのかなと思いますが、それと同時進行で、地味ですけどこの一軒一軒空き家の有効利用を提案していくための空き家バンクであると思いますので、ぜひ前向きに御検討をいただきたいと思います。

次に、旧松永邸の有効活用については、これも愛西市に人を呼び込み、地域を活性化させる方策になろうかと思えます。

私は、愛西市には農業はなくせないと思っています。むしろ農業地帯を生かした活用法を考えるべきであると思ひ、例えば農業体験施設等、愛西市の農業を発展させる施設にしていくという考え方も1つです。

先ほど副市長が言われた公募型プロポーザルによる事業計画、事業者の選定には大変賛成で、民間活力の導入に期待をしたいと思います。

私が調べた中で、例えばまち元気というまちづくりサイトがあるのですが、そこでは全国のまちづくりを伝え、まちづくりの手引きを初め、さまざまなコンテンツが用意されています。特に、経済産業省の中心市街地活性化室からのお知らせであるとか政策情報、調査研究資料等さまざまな具体例が紹介されています。また、中小企業基盤整備事業、あるいは株式会社全国商店街支援センター、中小企業ビジネス支援サイト等ともリンクをしておりますので、有効活用には最適かと思えます。

そこで、どんなことも目標が大切だと思いますので、旧松永邸の今後の有効活用への手順等、現時点での計画達成目標をお伺いします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、ただいまの再質問についてお答えをさせていただきます。

事業の方向性、事業計画、事業の選定については、先ほど副市長のほうで御答弁された内容

であります。それで、今後のスケジュール的な関係だというふうに御判断をさせていただきました。

まず、当然ながら審査委員会、近々に審査委員会を予定しておりますけれども、まず、審査委員会の皆さんにやっぱり現地を見ていただかなくちゃいかんということで、まず現地のほうを視察していただいて、それとあわせて、プロポーザルで今回進めていくわけでありますけれども、そのプロポーザルの実施要領というものがあります。やはりこれを固めなければなりません。そういった一応手順で、まずは事務的な手順に入っていきたいというふうに考えております。

そしてそういった要領を固めた中で、約2カ月間ほどそういった期間を設けて募集、いわゆる公示的な手続に入っていきたいと。そして審査委員会での審査、これはプレゼンテーションもありますし、ヒアリングも当然考えております。そんなような経過を踏まえて、最終的には決定をしていくと。こんなような運びになるのではないかなあというふうに考えております。

ただ、先ほど副市長も申されましたように、ことし補正予算で予算をつけていただきました。今後こういった手続を進めていこうという形でやっていきますと、やはり十分な協議をしていただきたいなあというふうに私どもは考えておりますので、新年度といいますか、26年度に入ってから、最終的な選定についてはその辺の時期になるのかなあというふうに考えております。当然ながら、実施はその後となるというふうに考えております。

それと、先ほど御提案がございました経済産業省中心市街地活性化室のまちづくり情報サイト、いわゆるまち元気ですよね。こういった事例などを有効に活用していきたいと。そうした中で、参加され事業者の方にはよい提案をしていただきたいと、こんなふうに考えております。

近々に、先ほど話がありましたように、年内には審査会を一回やって、現地を見ていただいて、要領を固めて、そういった流れの中で進めていきたいというふうに考えております。

### ○23番（竹村仁司君）

ぜひ有効活用をしていただきたいと思っております。

私もこれまで農業を守るための特区制度の活用等も提案をさせていただきましたけど、旧松永邸がその発信地となることを願っておりますのでよろしく願いをします。

次に、放課後子ども教室の事業見直しについてですが、実際に放課後子ども教室を運営するために必要な予算について、まずお伺いをしたいと思えます。

その上で、放課後子ども教室と放課後児童クラブ、企画部長からも御説明していただいたように無料、有料という違いがあります。放課後子ども教室は無料で受け入れていますので人気で、毎回抽せんというふうにも聞いております。児童館は御存じのように、委託事業として各児童館が働く親御さんのかわりに各館独自のメニューのもと有料で行っています。

企画部長がおっしゃられたように、放課後子ども教室の無料という不公平感は私も親御さんからはお聞きをしています。基本的に私は放課後子ども教室に限らず、無料サービスというのは今後見直していくべきとは思っております。

以前にも一般質問で今後求められる共生社会、ともに生きる社会、その中で若い世代の人た

ちが高齢者の方を支えていく。しかし、御存じのように少子高齢化社会ですので、高齢者の方にも若い方を支えていただかなくてはならないという、そういった中での無料サービスというものの見直しもされていくべきかなとは考えております。

ちょっと話がそれましたけれども、今まで無料で行われていた放課後子ども教室が廃止になれば、児童館に来る子供たちは新しく放課後児童クラブに入る子よりも、一旦家に帰ってでも児童館に遊びに来る子の数がふえる気がいたします。特に、夏休みは放課後児童クラブはふだんでもいっぱい状況と聞いておりますが、通常の放課後子ども教室は夏休みには行われていませんけれども、今回の小学6年生までの受け入れのための増改築が放課後子ども教室の廃止による子供たちの流れまでも考慮できているキャパなのか、まずこの2点をお伺いします。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

予算の関係の運営に係る経費についてということをお尋ねいただきました。

今年度の予算といたしましては、ボランティアさんといわれるコーディネーターさんや安全管理員さんたちへのお礼としての報償費が785万4,000円を計上しております。その他運営に必要な事業費で47万3,000円、役務費で28万3,000円、合わせて861万の予算を計上し、受け入れとして515万1,000円の補助をいただく見込みをしております。以上でございます。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは私どものほうからは、放課後子ども教室が終了された場合、子供の流れが児童館、子育て支援センターに向くわけですけれども、その場合にキャパシティーに十分な余裕があるかといった御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、従来から放課後子ども教室については、学校の休業日には事業実施はされておりましたので、夏休みにつきましては従来と何ら変わるところはないということで思っております。利用者としては変化がないだろうということで思っております。

そういった一番の繁忙期であります夏休みの状況を見据えた中で、現在増築をさせていただいておりますので、先ほど申し上げましたように児童館、子育て支援センターのキャパシティーとしては必用な分は確保できているということで考えております。以上でございます。

#### ○23番（竹村仁司君）

まず、予算の面で放課後子ども教室も子供たちは無料でもコーディネーター、指導員の方には報酬が払われていますので、その分の予算は市の経費として削減をされることにはなると思っています。

そこで、11月15日に行われた放課後子どもプラン運営委員会での議論の内容についてですが、反対意見を出されたコーディネーターの方は、自分仕事なくなるのが嫌で反対をされたのでしょうか。一方的に市で決められた内容をトップダウンでおろされたことに不満があるのでしょうか。

放課後子ども教室のコーディネーターや指導員の方は、報酬をもらっているにせよ、それ以上のことは子供たちに対するボランティア精神でやってみえると思います。親御さんも無料だからといって黙っているわけではありませんし、子供たちもおとなしく言うことを聞いている

わけではありません。

こうしたことを考えると、市の政策を決定する上で、どんなことを決定するにしても全てが賛成ということはありません。ありませんけど、こうした人に関する事業、特に教育に関することは、決定の前にいかにより多くの方の意見を聞くこと、特に放課後子ども教室を利用している親御さんの意見は最低でも聞くのが当然ではないのかと考えます。

その上で、市の方針を説明し、一人でも多くの方の同意を得て進めていくのが市と市民の協働作業ではないかと思えます。担当課からコーディネーターの方に事前に説明があったにせよ、放課後子どもプラン運営委員会だけでおろすというのはいかがなものかと思えます。この点、利用されている親御さんにも事前に決定を伝え、その声も委員会の中で取り上げるべきと考えますが、この点もお伺いをいたします。

### ○教育部長（水谷 勇君）

放課後子ども教室のあり方、進め方について御質問をいただきました。

この事業につきまして、部局を超えた中で児童福祉課、社会教育課と見直しを、そして調整、検討を十分行っております。

市としての方向性が定まった後、放課後子ども教室の見直しのお話を4小学校区の放課後子ども教室の運営の中心となるコーディネーターの方々にさせていただいてきました。当方の考え方に理解をいただいた方も多くございまして、一部の方には理解が得られていない状況がございました。また、利用者や指導者への説明、周知を進めていく方向で今後は考えております。

このような考え方、事業の見直しの進め方を放課後子どもプラン運営委員会に提案をさせていただいて御審議をいただいた後、委員の皆様方には前向きな発言をいただき、御理解を得た後、今後の審議結果に基づき、今後利用者や協力をしていただきました利用者の皆様へ説明や周知を図っていくという進め方で検討しておりますので、よろしくお願ひいたします。

### ○23番（竹村仁司君）

ぜひ、より多くの方の意見を集約するような形をお願いをしたいと思います。

特に子育て支援対策で大切なのは、あくまでも親御さんと子供だと思えます。4つの小学校で行われていた放課後子ども教室は、地域に開かれた学校教育を目指し、あえて学校施設を使って行われていたと思えます。地域からのボランティアを募り、生け花教室や昔ながらの遊びを地域の高齢者の方も巻き込んで行っているという話を聞いています。

よく言われる人間関係の希薄な今の子供たちに家族の大切さ、人と人とのつながりの大切さ、助け合いの大切さを教えてきたのは学校教育だけではなく、こうした放課後子ども教室のような場も必要であったはずで、土曜日の放課後子ども教室は、名称が変わるのかもしれませんが、継続されるということで、ぜひそれは市内の各学校がしていただけるといいと思えます。

愛西市はこれまで子育てのしやすいまちづくりを目指し、定住化を図ってきたと思っております。今回の放課後子ども教室の廃止がそうしたイメージの悪化につながることなく、愛西市には子育て支援の充実した児童館、子育て支援センターが各学校に整っているとと言われることが大切であると考えます。

放課後子ども教室の廃止後の児童館での一本化の運営について、小学校6年生までの受け入れも含めてお伺いをいたします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

私どもといたしましては、現在各小学校区にそれぞれ独立した児童館、子育て支援センターがございまして、6年生までの受け入れを目指して現在建築を進めておるところでございます。ここまで施設の整備に力を入れている市町というのは、県内においてもまれでございまして、それなりの評価が受けられるものと思っております。

今回、平日の放課後子ども教室は終了されるわけでございますけれども、ここで培われましたノウハウについては児童館、子育て支援センターに盛り込んでいただいて、他市に先んじた運営を目指していきたいということで思っております。

また、児童館や子育て支援センターにつきましては、児童だけではなくて子育て全般を支援していくというもう1本の大きな柱がございまして、教育委員会や保健センターとも連携を図って運営に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

#### ○23番（竹村仁司君）

ぜひ、愛西市の各学校に整備された児童館、児童館での子育て支援は、先ほど部長も言われたように本当に誇れるものだと思いますので、今回の事業見直しによって程度が下がるようなことがないようにお願いをしたいと思います。

その上で、市長にもお伺いしたいのですが、市長は公約の中で、また市長選挙中の演説の中でも市民の声を聞いてということ強調されていたと思います。今回の放課後子ども教室の廃止に対して、事前に西川端小学校の放課後子ども教室、ここにこ教室と言っていましたが、視察に行かれたと聞いておりますが、そのときの印象も含めて、廃止の決断をされた考えをお伺いします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、答弁させていただきます。

先ほど視察というようなお言葉で言っていただきまけれども、これにつきましては、あくまで私は市としての事業、サービスの内容を確認させていただきたいということでありまして、特段相手に連絡をして行っていることではございませんし、なので視察とはちょっと違うとは思いますが、また放課後子ども教室に限ったことではございませんで、児童クラブや保育園など、公務の間でちょっと現在回らせていただいているところでございます。その折にさまざまな方々から御意見、御要望、御提案なども現在いただいております。本当に大変ありがたいなというふう感じております。

そして今回の放課後子ども教室の件でございますけれども、コーディネーターの方を初め、児童、保護者の方々、また関係の皆様方には大変今まで御協力をいただいておりますし、今回の決定に対して御心配をかけて大変申しわけなく思っております。

担当からも詳細につきましては御答弁をさせていただきましたけれども、事業開始当時の経

緯や現在に至るまでの経緯、また市内の状況、教育課、福祉課などの協議の結果を踏まえて、今回、今後の市の方針などを考慮し、決定をさせていただきましたので、御理解、御協力をいただきたいというふうに考えております。

よく言われる「子は国の宝」と言われますけれども、各自治体によって提供される事業内容の違いや目的の違いを示しての縦割り行政的な発想に、若干私としては違和感を感じております。しかしながら、先ほど議員がおっしゃられましたけれども、現場で子供の笑顔を見ていますと、この子供たちのためにしっかりと今後行政運営に努めていかなければならないというふうに改めて感じております。

子供を主体として考えていかなければならないと思っておりますので、議員の発言にもございましたけれども、無料だから人気があるとか、市内でも放課後子ども教室がある学区は子育てのしやすい学区であって、設置していない学区は子育てのしにくい学区ではないというふうに私は思っております。

議会や御父兄の皆様方から幾度となく要望がありました放課後児童クラブにつきましても、全学区で整備を行い、来年度からは小学6年生まで拡大をさせていただきます。この事業も子育てのしやすいまちづくりを目指してと言われる事業の一つであるというふうに思っております。

現在、市内には子供たちへの支援、子育て支援を積極的に行っている団体やNPO、そして法人もあると聞いておりますし、今後放課後子ども教室において、今まで積極的に事業に携わられてきた皆様方には、ぜひ今までの経験や実績を、議員の考え方など発言にもありましたが、子供たちへの思い、ボランティア精神、また人と人とのつながり、助け合いの精神を今後の子供たちの支援などに、行政が先頭に立たなければ協力できないという行政が行うべきであるという行政力ではなく、民間力、人間力としてぜひ懐深く御尽力をいただきたいというふうに考えております。

今後の児童クラブにつきましても、福祉部、教育部、学校、児童館、子育て支援センターなど、関係団体、機関など、今まで以上に連携を密にし、市民、子供たちに喜ばれる環境づくりに努めていきたいと考えております。

私といたしましては、今後将来の愛西市の子供たちの将来を見据え、見守る方、見守られる方、両面を十分に検討し判断をいたしましたので、御理解、御協力をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

### ○23番（竹村仁司君）

ありがとうございました。

愛西市が児童館で小学校6年生まで受け入れるというこの施策は、私も他市町の議員の方からは非常に評価をされているということは聞いております。今回の放課後子ども教室を廃止しての一本化もまずは市民の皆さんから、特に関係のお子さんをお持ちの親御さんから児童館に一本化してよかったと言っていただけの事業見直しとなるよう、関係部署、先ほど市長も言われたように、またがりますが、横の連携をしっかりとっていただき、愛西市の発展につなげて

いただくようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これで、23番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩をとらせていただきます。再開は午後1時30分再開といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位3番の22番・大宮吉満議員の質問を許可いたします。

○22番（大宮吉満君）

議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

大項目といたしまして、税と社会保障の一体改革についてであります。

小項目といたしましては、現状はどうであるか。消費増税によって福祉制度がどう変わるのかということと、2項目めに、子ども・子育て新支援制度に対して、わかっている範囲で説明を、また消費税が上がるが、どう対応していくのかということであります。

まず日本の社会保障制度は、戦後の経済成長にも支えられて急速に整備が進み、1960年代には国民皆保険、皆年金といった現行の社会保障制度の基本的な枠組みが整った部分であります。しかしながら、国民皆保険、皆年金が達成されて以降、半世紀ほど経過して、少子・高齢化といった人口構成の大きな変化、非正規労働者の増大など雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化など、社会保障制度を支える社会経済情勢が大きく変化をし、貧困、格差など、新たな課題の対応が求められております。今後さらに高齢者数は2040年ごろまで増加をし続け、このままでは2050年、日本は国民の4割が高齢者となって、高齢者1人を1.2人の現役世代が支える社会が到来すると見込まれております。

社会保障制度は、現在でも全体として給付に見合う負担が確保されておらず、その機能を維持し、制度の持続可能性をいかに確保するかが求められております。こうした給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心という現在の社会保障制度を見直し、給付、負担両面で人口構成の変化に対応した世代間、世代内の公平を確保されるがために、政府が税と社会保障の一体改革を進めることになったと伺っております。

そこで、質問1といたしまして、平成27年度に消費税率が10%、すなわち現状より5%引き上げられることとなりますが、現状にどのような課題があり、消費税の増税により福祉制度のどのような項目がどう改革されるのかをお尋ねいたします。

続いて、質問2といたしましては、社会保障制度の充実の中には子ども・子育て支援も項目として含まれていると伺っております。現時点でわかっている範囲でよいので、子ども・子育て新支援制度の概要を説明願いたいと思います。これにおいては、質疑の名やら、竹村議員にも重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

また、消費税率が増加するに伴い、保育園、児童館など、施設運営の経費の増加が懸念され

ますが、市として消費税増税に伴う影響をどのように対処していくのかをお尋ねしたいと思います。

壇上にてこの質問は終わりますが、自席にてお伺いします。よろしくお願いいたします。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、御質問の第1点目、消費税の増税が予定をされておるが、現状どのような課題があり、福祉制度をどのように改革されるのかについて、1点目としてお答えをさせていただきます。

税と社会保障の一体改革につきましては、先ほど議員が趣旨説明でおっしゃられたとおりでございます。将来世代のために現在の制度を維持し、強化していく狙いがあるといったところでございます。この改革の財源としまして、消費税の増税部分をあてがわれるといった予定でございます。

この財源を使わせていただきます社会保障の充実の主なものとしたしまして、大きく3点ございます。1点目が子ども・子育て支援でございます。2点目が医療・介護等のサービス改革、3点目が年金改革といったものが上げられると思います。私ども福祉部門といたしましては、福祉がかかわる部分についてお答えをさせていただきます。

1点目といたしまして、子ども・子育てについてでございます。

現在、こちらのほうの課題といたしましては、家族であるとか、地域であるとか、子育てを行う環境の変化に伴いまして、子育て自体が保護者の希望と少し隔たりができてしまった、こういった部分がございます。

2つ目には、子育て支援の質でありますとか、量が不足しているといった御指摘がございます。それから、都市部におきまして、深刻な待機児童の問題がございます。それから、学校に上がりましてからの放課後児童クラブ、こちらのほうが全国的には不足しておるようでございます。それから、子ども・子育て支援、従来から言われておりますが、いわゆる縦割り行政の弊害というものが少し見られますので、こちらを統一していくといったような課題ございました。これにつきましては、順に一つずつ改革の目標を紹介させていただきます。

保育の御希望に対するずれでございますが、これにつきましては、現在、潜在ニーズを含めて保育の量的な拡充を図ろうとしているところでございます。

あと、質的な部分につきましては、職員配置など、こういったところへ財源を充てまして、質の充実を図りたいといった目的でございます。

それから、待機児童の解消などにつきましては、多様な保育所の運営を認めて、受け入れる児童数を拡大していこうとしております。

それから、放課後の児童対策につきましては、当市では児童館の拡充をしておりますけれども、そういった対策を充実させていこうとしております。

それから、財源といたしましては、消費税を引き上げることによりまして、恒久的な財源を確保して、偏った財源になったときにバランスがとれなくなるといったことを防ごうとしたものでございます。

それから、国といたしましても、内閣府に子ども・子育て本部を設置しまして、制度ごとのばらつきをなくそうといったことが示されております。

続きまして、2点目の介護についての変更でございます。

介護保険につきましては、たくさんいろいろ課題がございます。特に負担の問題がございます。1号被保険者の支払う保険料につきましては、世帯非課税のものについては基準額から軽減されている。そういった一方、今後も保険料水準の上昇が見込まれておりますので、低所得者の方の負担も上がっていくということが予想されます。

このような課題に対しましては、低所得者の保険料に係る負担の増大を抑制するといった観点から、低所得者の1号保険料につきましては、基準額に乗ることによって負担を軽減している割合をさらに引き下げまして、軽減措置を拡大するといったような方針が示されてございます。

それから、私どもの分野としまして、現在の子ども・子育て新支援システムについて、わかっている範囲でといった部分を御説明させていただきたいと思っております。2点目の部分でございます。

1つ目は、先ほど言いましたように、縦割りの部分を解消いたしまして、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供といったものを目指しております。

具体的には、よく言われております認定こども園という概念を導入いたしまして、幼保の連携型であったり、従来の幼稚園型であったり、従来の保育所型であったり、地方裁量型といったような4つの認定こども園を設定いたしまして、学校教育法であるとか、児童福祉法にある施設、こういったそれぞれの体系に基づくものであったものを一本化して、手続等の簡略化を図りたいといったものでございます。

2つ目につきましては、保育の量的な拡大です。先ほども課題のところでも申し上げましたが、施設等の認可の仕組みを改善いたしまして、こういった保育所の設置の促進を図ります。そういったことによりまして、保育の質や量を確保して、待機児童の解消を目指すといったものでございます。

3つ目には、教育や保育の質の改善といった観点から、幼稚園教諭でありますとか、保育士等の人材を確保して、処遇の改善をしていきたいといったものでございます。

4つ目には、地域の子ども・子育て支援を充実しようといったものでございます。地域における子育て支援のニーズは多様化しております。放課後児童クラブでありますとか、一時預かりでありますとか、そういったサービスの拡充を図りまして、子育て支援をしていく。または、子育てに関する相談事業、情報提供等、多彩な事業を展開することによって子育てを支援していこうといったところが大きな今回の制度上のポイントでございます。

それから3点目といたしまして、消費税が上がった場合の保育園、児童館等の方針をどうするのかといったところでございます。

当然のことでございますが、消費税の増税でございますので、諸経費等全ての経費が増額になってまいります。市といたしましても、安定的に経営をするためには、ある程度の料金的な

見直しは避けて通れないものと考えております。

その一環といたしまして、児童クラブの利用料につきましては、全員協議会でも御説明申し上げましたように、来年度からの値上げを予定しております。また、保育料につきましては、おおむね3年に1回ずつ見直しをするといった方針も出ておりまして、平成20年にそういった方針を出させていただき、1回パスをしておりますが、今般、再び保育料の見直しを行うといった時期に参っておりますので、いろいろな面から検証をさせていただいて、見直しを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

福祉の分野としては以上でございます。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

私のほうからは、医療、年金制度、そちらのほうの説明をさせていただきます。

御承知のように、医療費制度の現状と課題といたしまして、現在、高齢化が大変進んでおります。この高齢化の進展、また国民健康保険並びに後期高齢者医療の加入者の所得状況が大変低所得ということが進んでおるのが現状であります。

このような課題に対しまして、国民皆保険制度を維持していくためには、消費税増税分を活用した社会保障の充実というようなことで、今、国民健康保険税並びに後期高齢者医療保険料の財政支援の拡充ということで、低所得者への軽減措置を拡充するという方針が示されております。

また、高額療養費制度につきましても所得区分を細分化し、70歳未満の月額上限について所得区分を、またそれも細分化し、一般所得者のうち所得が低い層の限度額を引き下げるといったような案を軸に審議が進められておるといふふうに聞いております。

さらに、公的年金制度について申し上げますと、最低保障機能の強化というために、納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくというような考えのもとに、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する、また遺族年金の父子家庭への支給を行うといったようなことを軸に支給対象の拡大ということも示されておるのが現状でございます。以上です。

#### ○22番（大宮吉満君）

それでは再質問をさせていただきます。

消費税率が5%に引き上げにより、社会保障制度の充実施策の一つに子ども・子育て支援施策が含まれるとのことでありますが、保育の質の改善と処遇改善がどこまで実現されるのかをお尋ねしたいと思います。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

今回の税と社会保障の一体改革の中で、子ども・子育ての分野につきましては7,000億円程度を充てることといった報道がなされております。このうち処遇改善等の質の改善には3,000億円程度を予定しておるといった報道がございます。

現在示されております子ども・子育て支援策の中の保育の質の処遇改善につきましては、大きく4点示されておりました、1点目といたしましては、3歳児の保育士の配置基準を、現在

が子供20人に対して1名の配置となっておりますけれども、これを子供15人に対して1人の配置といった引き上げを予定されております。

それから、保育士も多様な保育に対応するため、研修の機会を確保するでありますとか、長時間保育等、開所時間の長時間化に伴う保育士の処遇を改善するといったもの、それから、小規模保育所等の参入を促進するために、常勤職員の設置基準の加配を認めるなどの措置をとりまして、参入を促す、そういったものがございます。

あと、最後になりますが、お子様で病時、ぐあいが悪くなったとき、それから病後保育など、こういった一時的な保育体制の強化、こういったものが実施されるということで承っております。以上です。

## ○22番（大宮吉満君）

それでは、再び質問させていただきます。

子ども・子育て新制度の取り組みについて、一つとして待機児童の解消があることは先ほどの答弁でお伺いしました。

現在、愛西市の待機児童の状態はいかがでしょう。また、新制度に移行することにより待機児童の考え方に変化があるのか。待機児童調査は、現在、市として行っているものと思いますが、新制度ではどうなるのでありますでしょうか。よろしくをお願いします。

## ○福祉部長（小澤直樹君）

待機児童につきましては、先ほど主に都市部でということの説明をさせていただきました。現在、愛西市におきましては、保育園への待機児童としては認識をしてございません。御希望があれば入れる状況にあるといったところでございます。

それから、待機児童の考え方が変わる可能性があるのかといったところでございます。

ここは微妙な関係にはなりますが、先週にも議案質疑のところでも少し触れさせていただきましたが、新しい制度では、市は保育園ないし幼稚園に入る、要は就学前のお子さんにつきましては、保育に欠ける状況の認定を行うといった予定がなされております。したがって、現在におきましては、保育園においては保育に欠ける状況というのと、それから入園の判定といった入所の可否を同時に行っておりまして、現状は、保育園への入園申請があるにもかかわらず保育園に入れないといった方がいわゆる待機児童という定義になっておりますけれども、新しい制度としましては、先ほど言った保育の必要性の認定を市から受け取りながら保育を利用できていない、同じじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、要望が多様化しております中で、こういった状況が出てくることが予想されまして、こういった方々を待機児童と呼ぶことになろうかと思っております。

国としましても、新しい制度へ移行した後に、受給関係等の状況を把握して施策に反映する必要がございますので、待機児童等の全国集計は、先ほど言った定義に基づいて行われるといったことで思っております。

それから、待機児童の調査については、国がということだけではなくて、我々としましても、現在行っておりますような潜在的な部分も含めて待機児童調査ということについては継続して

いきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

**○22番（大宮吉満君）**

それぞれの担当部署のお答えをいただきました。計画に沿って、着実に進めていただきたいと思います。

最後に、市長にお伺いするんですが、このように国の制度が地方に向かって、地方のニーズに従って、地方の考えで取り計らってほしいというような制度改正がなされてくるわけであり、一言、市長の所見をいただいて、質問を終わりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは答弁させていただきます。

議員おっしゃられるとおり、地方のニーズに沿って国の制度改正をしていただきたいと思いますふうに思っております。

今般の税の件につきましても、地方では吸収できない部分が非常に多くございますので、利用者それぞれにも消費税、影響してまいりますし、今回の社会保障の件におきましても、全て制度が毎年ころころ変わることによって、地方はそれによって右往左往するわけでございますので、議員各位におかれましても、それぞれの立場で国・県に要望活動等していただいて、地方がより一層いい、市民の皆様方に喜ばれる地域づくりにつながるよう、御協力を賜りますようお願いをして、答弁とさせていただきます。

**○22番（大宮吉満君）**

ありがとうございました。

**○議長（加賀 博君）**

これで、22番議員の質問を終わります。

次に、通告順位4番の21番・鬼頭勝治議員の質問を許可いたします。

**○21番（鬼頭勝治君）**

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、防災コミュニティセンター整備計画についてをお尋ねいたします。

この関係の質問は、過去に、八木市長のときに2度ほど質問させていただいております。

この計画は、一つには第1次愛西市総合計画の防災意識を高め、防災体制を整備するとしております。2つ目には、自助・共助の中で、防災に対する市民一人一人の意識、地域の意識づくりとなる、また地域のきずなづくり、活動拠点となる施設として計画が策定されたものと私は理解をしております。

新たに市長になられた日永市長のマニフェストには、逃げるという意識を常に持てるよう、市民の皆様と防災意識の徹底を図ると言われております。

防災コミュニティセンターは、まさに逃げる意識を市民に持っていただく上で、明確な、現実的な目標となり得るものと考えております。さらに、整備計画の予定地は愛西市の中でも高台のところでもありますし、大きく懸念される風水害の備えとして有効な地域とも考えており

ます。

また、マニフェストでは、進める決断ととどまる勇気とも市長は言われております。その方針に基づき、庁舎建設は愛西市の防災拠点でもあり、進めていくということでもありますかね。

市政方針に、私は前市長と違いがないように考えられますが、防災コミュニティセンター整備計画は、進める決断をされるのか、とどまる勇気なのか、市長のお考えをお聞きいたします。

2点目として、本市に関する企業誘致について質問をさせていただきます。

10月の人事異動によりまして、都市計画課内に企業誘致対策室を設置され、まだ間もないと思いますが、以前から建設部長は、南河田地区という言葉が再三聞かれておりますが、私の理解では、南河田地区に企業誘致を行う考えであるのではないかなあと考えて、その採用を一般質問させていただくわけでございますけれども、現段階でお答えできる範囲でよろしいですので、お答えをいただければと思います。

まず現在の計画について、位置、規模、規制解除の進捗状況についてでございますけれども、位置は南河田地区で行うとのことよろしいのか。この地区で行うのであれば、その計画面積はどのくらいか。

私が調べましたところ、この南河田地区は市街化調整区域でありますので、開発行為を行う場合、農用地からの除外、いわゆる農振整備計画の変更が伴うと思います。また、都市計画法による地区計画が必要と思われませんが、規制解除に関する内容、見直しについての計画をお答えしていただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、鬼頭議員の御質問に御答弁させていただきます。

まず私のほうから、防災コミュニティセンターの整備計画に関連してお答えをさせていただきます。

このことに関しましては、鬼頭議員の御質問の中にもありました、2回ほど御質問いただいておりますけれども、従来までの答弁と同様の内容になって大変恐縮でございますけれども、市長のマニフェストには、防災対策として、まず市民の防災意識の徹底を図り、いざというときには何よりも優先して逃げるのが第一と掲げられております。

市としましては、平成23年5月に防災コミュニティセンター整備計画を策定し、平成27年度までの計画と位置づけております。

しかしながら、議員御承知のとおり、平成23年3月11日に東日本大震災という未曾有の災害が発生をし、南海トラフ巨大地震の想定が本年5月に愛知県防災会議より公表されたところでございます。これらを受けまして、国及び県の防災計画、また市の地域防災計画の見直しが喫緊の課題となっているところでございます。

また、現在進めております公共施設のあり方についても施設の見直し検討中であります。できるだけ新たな建物をつくらずに、既存の施設を有効活用する方向で、軸足を置いて総合的に検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

## ○経済建設部長（加藤清和君）

それでは答弁をさせていただきます。

まず最初にお断りをさせていただきたいと思いますが、企業誘致の場所については、南河田地区を断定した発言はさせていただいておりませんので、よろしくお願いたします。

そして、現時点においては、弥富インター周辺や県道あま・愛西線と日光川が交差する南側の2カ所の位置で企業誘致が可能な場所から市長も出かけ、企業庁等の関係機関へ協力を要請している状況でございます。

企業庁からよい返事がいただければ、規制解除と見直しが必要になってまいります。2地区とも市街化調整区域であり、企業誘致については、議員が言われるとおり、地区計画が必要となるため、それに伴う農振除外の手続きが必要となります。必要に応じた都市計画マスタープラン、農振整備計画書など、見直し等を行っていく必要があると考えております。

## ○21番（鬼頭勝治君）

それでは再質問をさせていただきます。

まず、企業誘致のほうから再質問させていただきます。

先ほど部長から、南河田地区には決めていないという御発言がございました。愛西市のこの都市計画マスタープラン、出されておりますよね。これを見ますと、先ほども言ったように、弥富のインター付近にも産業ゾーンの色づけがしてありますし、南河田地区が色づけされている。当然その開発をするには、まず色がついていないとなかなか県のほうも言うことを聞いてくれないということで、これは理解できる。

ですけど、今の弥富インター付近ですか、これは大体流通施設ですよ。というのは、もうこんなところに、今、愛西市は企業誘致を考えているのは製造業でしょう、多分。となると、こんな海拔ゼロメートル以下のところに製造企業が来るわけないでしょう。となったら、南河田しかないですよ、今言われたように2カ所を考えると。だから、私は南河田地区で多分やれるんだろうなあと。

以前にも企業誘致をここへということじゃないですけど、以前から、佐織町時代ですか、それにそういう考えを持って色づけしてきた経緯があると聞いておりますので、当然誰が考えても、その海拔ゼロメートルのところで企業誘致をされるとは誰も、この議員23人おられますけど、誰も多分思わないと思いますよ。だから、はっきりと言ったほうがいいんですよ。いいですか。再質問はそれを前提にさせていただきます。

これは、いろんな議員の方からのお話や県の方からのお話も少しずつ情報をいただいておりますけれども、どう言ったらいいんですかね、これ、以前にも八木市長のときも、こういう企業誘致の対策室なるものをつくってございました。で、なかなか進まなかったというか、本当に全然一歩も前へ進んでなかったというふうに私は思っておりますけれども、今回何となくいい雰囲気、何か話が進みそうな雰囲気があるんですよ。これは何が違うんでしょうか。八木市長が進めていたときと、今、日永市長にかわって動き出したと私は感じておるんですけど、何がどう違ってこういう状況になっているのかなあというのは、1点質問させていただきます。

## ○経済建設部長（加藤清和君）

議員が言われるとおり、何か今回はかなり県のほうも前向きだと、こういうようなことを私らも強く感じます。

その原因といたしましては、現実、市長と一緒に企業庁長にもお会いした中で、愛西市の熱意は伝えました。それと、担当レベルにおいても、頻りに企業庁のほうへ出かけております。そういう中で、議員が言われるインター周辺というのを全く私らも否定しているわけじゃありませんので、インター周辺についても、当然企業庁が協力をしていただくということになれば、採算性も含めた中で候補の一つだと私らは考えております。

どちらにしましても、トップセールスの結果が県にしっかり伝わったと、このように私らは感じております。

## ○21番（鬼頭勝治君）

そうですね。当然、部長の立場ではそういう発言もありますし、今の弥富インターの付近もその考えから外さないよと、それは当然でしょう。だけど、先ほど私が言ったように、製造業がそんな海拔ゼロメートル以下のところに来るわけがないんですから、それだけ私は言っておきます。

そういうことになりますと、南河田ということ前提でまた質問を続けます。

これ当然、今言われたように、企業庁が熱心だと。もっと言えば、大村知事が航空機産業を他の地区に逃さないように、愛知県から逃がさないように、各市町村にそういう適当な場所があれば手を挙げてくれよとか、そういう申し入れというか、通達があったんじゃないかなあと思うんですよ、当然。愛知県も航空機産業の特区の申請をしておるようですけど、当然それじゃないと、いろんな税制とか、今の緑地をどんだけにするのが、そういう規制を外して、やっぱり有効に用地を使いたいということもあるので、当然わかります。

今の農振整備計画をすると、やっぱり変更するのに書類を当然愛西市がつくらなくちゃならないですね。これってどのくらいかかるんでしょうか、金額的に。

## ○経済建設部長（加藤清和君）

申しわけありませんが、この整備計画書の見直しについての金額については、現段階でしっかり把握はしておりませんので、申しわけございません。

ただ、この整備計画書の見直しについては、必要な箇所をその都度、企業誘致については見直しをかけたいと考えております。

## ○21番（鬼頭勝治君）

佐織の議員の人からも聞きましたけど、今の南河田地区で進めようとする、何か家が数軒建っているように聞いておりますけれども、これって多分企業庁が絡めば、当然、地権者の同意をまずとってこいよと多分言うはずですよ。もっと言うと、以前も何か言っていたようですけど、来る企業もあんたらが見つけてこないよと認めないよということがありましたよね。企業庁が絡めば、特にそういうことは言うはずですよ。

ということは、もう地元の地権者に同意はある程度、私はとっておるよう聞いております

けれども、それとその家、だから地権者の同意は当然100%とらないかん。当然、地権者だったら、今こういう時代ですので、土地を手放したいという人もかなりいるでしょう。中には手放したくないという方も見えますと思いますけれども、今のこういう農地の現状を考えますと手放す人が多い。だから、地権者の同意は多分それなりに得られると思いますけれども、要は問題なのは、いつも問題になるのは、土地を買ってもらう人はいいんですよ。土地の買収に何も関係のない、もっと言うと、今の場所に家の建っている人だったら、工場が来て、自分のところの家の周りにがしゃがちゃやられたら、それは反対しますよね、これ。

だから、当然地権者の同意を入れるのも大事ですけど、当然周辺の皆さんの、当然地権者は同意するんですけど、何回も言いますけど、周辺のその土地の使用に関係のない方々の説明というのはきちっとやっていかないと、いろんな問題が起きていますがね。ですよ。当然工事が始まれば、通行量のこともあるでしょうし、騒音のこともあるでしょうし、物すごいこれ、いざその場所にやるとなると、そういう努力というか、大変なものがあると思いますので、その進め方をちょっとお聞きしたいなあ。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

地域への同意の関係でございますが、当然場所がそのように決まっていけば、地区計画の全地権者から同意をいただき、地域への全体説明会については総代さんを通じてしっかりやっていきたいというふうに考えております。

議員が言われるように、所有者はもちろん、地域の方々の同意が不可欠ですので、これについてはしっかり役場主導で説明会を行っていき、このように御理解ください。

#### ○21番（鬼頭勝治君）

それと、まだ計画は始まっていないんですけど、私は誘致する企業はそういうセンター技術と、今愛知県で言えば航空機産業しかないんじゃないかなあと、今の太田知事のお考えもそれに沿うようなことと思っておるんですが、誘致する企業を具体化した場合、部長として、愛西市として、私は航空機産業だと思っているんですけど、部長はどういうふうに考えておみえになるのか。

また、当然雇用、業種、業績、将来性なども視野に入れて検討すべきだと思っておりますけれども、当然これ市内の企業へも周知をして進めるべきと考えておりますけれども、その考えをお聞かせください。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

誘致する企業についてということでございますが、あわよくば先端産業、これについては雇用の促進のできる製造業が最適であるというふうに考えております。企業側の意向もあることから、まずは進出する企業を探し、そして話を進めた中で企業に進出のお願いをしていきたいというふうに考えております。

また、市内企業への周知のほうにつきましても、8月から現在まで6社、市内業者を回らせていただきました。市内の業者で企業誘致というのか、企業の規模拡大があれば、市内業者を優先した形の中で土地利用はしていきたいというふうに考えております。

## ○21番（鬼頭勝治君）

私もそう思います。

現在行おうとしている計画ですけれど、これは愛西市にとって雇用、それから固定資産税、法人市民税、償却資産等々を考えますと、当市の市長が言ってみえる財政状況から見ても、大変重要なことでもありますので、市長を初め、関係部署のこれは縦割りじゃなくて、横の連携も十分とっていただいて、立派な成果が上がるように強く要望しておきます。

また、企業誘致は行政の意向だけでは本当に実現しないんですよ。やっぱりこれタイミングというんですか、来ていただく企業があってこそ成り立つかと。それには政治、企業の業績、土地価格の動向、あるいは大きく言えば世界情勢などが当然絡み合ってくると思います。

以前、八開のときも、うちのおやじも議員をやっておりました、そのときに、あの当時は豊田合成を誘致するために動いておりました。そのときに八開は、ちょっと話はそれますが、今の下水ですね、集落排水事業は物すごい金がかかると。企業も誘致して、収入もふやさなあかんと、この両立で考えておったんですが、おやじが亡くなってから、下水のほうばかり進んじゃって、やっぱり収入をふやすという大事な部分が抜け落ちちゃったという部分で、八開当時もなかなか財政が厳しかったという経緯がございますけれども、そのときに八開もかなりの同意をいただいております。しかし、何が原因で立ち消えになったのか、いまだに私はちょっと理解しておりませんが、私としては八開地区、今先ほど言いましたように、高台にありますよね、ほかの地区と比べて。弥富インターよりも、今の南河田よりも高台にございます。製造業というのは、やっぱり低いところは嫌うんですよ。それで、みんな八開と言われましますが、これ高台にあるということは大きなメリットだと思いますよ。当然その土地価格も安いですし、周りに、例えば広いところに民家がぽつんとあるところは少ないですね。

だから、私は何が言いたいかというと、要は1カ所、2カ所じゃなくて、誘致する環境の整備をしていかないと、1カ所、2カ所では税収に限られますよね。だから、今後市の総合計画の見直しのときに、佐屋佐織だけじゃなくて、当然八開も、それから立田地区の道の駅を起点とした開発計画、八開地区も西部の検討が、交流地域がございます。だから、誘致計画が仮にあったとしても、そういう色をつけていかないと、部長も御存じのとおり、県なんてもう最初からオミットですよ。だから、ある程度今から見直しがあった場合に色づけをしておいて、来る企業があったら、こういうところに計画があるかどうか、そういうことを今から考えてやっていかなければいけないと僕は思うんですよ。部長の考えもあれですけど、これは市長にもちょっとお尋ねしたいと思います。

## ○市長（日永貴章君）

それでは答弁をさせていただきます。

先ほど議員のおっしゃられるとおりであるというふうに思っております。

現在につきましても、いろいろな考え方はございますが、私といたしましては、市内どこでもいいので、とにかく企業誘致をしたいということで県の関係機関にお話をさせていただいておりますので、その段階で、まだ県のほうからどこだということはおかれてはおりませんけれ

ども、先ほど部長も答弁させていただきましたが、どこでもいいので、とにかく規制解除等、いろいろ法的な絡みがございますので、県がここだったらオーケーだということに関して示していただいて、県と共同で誘致をしたいというふうに考えております。

そして、先ほどの総合計画の見直し等につきましては、議員おっしゃられるとおりであるというふうに思いますので、今後、当局として検討していきたいというふうに考えております。以上です。

## ○21番（鬼頭勝治君）

ありがとうございます。ぜひとも今からそういうことは考えて、中・長期的な考えを持っていただきたいというふうに思います。

また午前中、竹村議員が空き倉庫の件をお話しされましたけど、短期的には大きな企業ばかりじゃなくて、例えば本当に小さな、例えば名古屋からこっちへ来るというのは、なかなかそういう小さい会社の方も見えません。ですけど、考えを名古屋から引っ張ってくるんじゃなくて、例えば2反、3反ぐらいの、それが私有地のようなところがあるでしょう。そういうときにやっぱり行政として、名古屋ばかり向くんじゃなくて、愛西市というのは川を挟んで海津とか、岐阜のほう、大垣なんかも結構優秀な企業があるそうです。そういうところの営業所とか、そういうのに来ていただくような短期的な誘致活動もあわせてやったほうが、当然この企業誘致、今の南河田にしても、かなり話が進んでも、今すぐできるわけじゃございません。そういう意味でいうなら、短期的なそういう空き倉庫を何とか、行政が仲介するようなことはいかんのかどうかわかりませんが、やっぱりそういう短期的な誘致というか、企業が来ていただくための考えも必要だと思いますけど、部長、どうですか。

## ○経済建設部長（加藤清和君）

議員が言われますように、地道にそういうような準備はしていきたいと、当然有効な利用方法も考えた中で取り組みたいというふうに考えております。

## ○21番（鬼頭勝治君）

ありがとうございます。ぜひそういう方向で進んでいただきたいと思います。

それでは次に、防災コミュニティ。

これ、私も還暦を迎えまして、なかなか前回のように興奮しないようにとみんな議員も言うし、職員の方も冷静に質問してくださいよと。還暦を迎えましたから、興奮しないように再質問をさせていただきます。

まず最初に、通告では、私、市長に答弁をお願いしておりました。企画部長の山田さんがいつの間にか山田市長になったのかなあ、当然市長が答えられると思ったんですけど、企画部長が答えられたんですけど、まず企画部長の答弁にもちょっと質問がございますけれど、通告を出したのは市長宛てに出したんですから、まず市長のお考えをお聞かせいただきたいと思いません。

## ○市長（日永貴章君）

それでは答弁をさせていただきます。

先ほど部長からも答弁をさせていただきましたけれども、前八木市長のときにも総合的・多角的な角度から見直しをするという発言や、関連事業も見直しが行われ、総合的に検討・検証、対応をするというふうに述べておられますので、私もそのような考え方で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○21番（鬼頭勝治君）

それでは、じゃあ企画部長にまず聞きます。

企画部長の答弁をお聞きますと、これよくわからないんですよ。同年3月11日に東日本大震災という未曾有の発生が起きました。本年5月には、愛知県防災会議より南海トラフ巨大地震の想定が公表されました。これらを受け、国及び県の防災計画、また市の地域防災計画の見直しが近々の課題となっております。これがなぜ、当然この南海トラフって多分規模が大きくなっていると思うんですよ。だから、そういう中で、なぜこれの建設をやめるという話になるのか、よく理解できない、できません。

現在、行財政改革の一環で公共施設のあり方を見直し、検討中。つくらない、検討中、ちょっとようわからん。もう少し突っ込んだ答弁をお願いします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

まず、防災コミュニティセンターの整備計画そのものの経緯を少し説明させてください。

このコミュニティセンターの整備計画の原案ができたのは、実は23年の3月11日以前であります、原案は。原案ができた時点で、市民の方の意見を募るパブコメの期間中に、実は東日本大震災が起きました。

私、記憶しておりますのは、その反響によって、今の整備計画の意見として5人から10件の意見が寄せられた。それを踏まえて、整備計画書は一番最後のところで、他の計画が見直しがあれば見直すという一行を入れさせていただいております。そして、策定ということになれば、そのパブコメが終わって、その一行を入れさせていただいた23年5月に策定をしたという経緯になります。

それで、じゃあ今の南海トラフ等々の県の整備計画が見直され、市の地域防災計画が見直されるのに、なぜつくらんでもよくなるのかというような御趣旨だと思いますけれども、どういった見直しがされるかということでもあります。そこにつくる、つくらないも含めて、じゃあどういった避難計画になるのか、そういったものも見きわめて検討しなければならない。

一方で、先ほど答弁を申し上げました行財政改革の中で、今、日永市長になられてから、全ての事務事業を見直すと、これは八木市長のところでもありましたけれども、そういった公共施設の有効活用というのが今後見直されていく中で、既存の施設が使えるのかどうか、そういったものも含めて総合的に判断していきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

#### ○21番（鬼頭勝治君）

ようわからん。

西保地区の防災コミュニティ、これは今の工事にかかったのは平成24年から工事始まった

のかな、完成したのが24年じゃないの。だから、今あなたが平成23年云々と言っているけど、もうそれと合わへん。要は西保だけ進めておいて、あとの2地区は、何か最後に一文つけてどうのと言ってみえたけど、これを幾ら言っても、新しい市長になった日永市長が方針を変えたとなると、部下である部課長さんとかはそれに従って当然やらなくちゃならんと、それは理解します。理解しますが、要は、言葉は悪いですけど、何か西保地区をつくるために、八開地区と須依か、庁舎が北の地区のあれをダミーに使っちゃうんじゃないかなあと、そういうふうな疑いを持たれても、これは不思議ではないなあと思います。まあ、それはいいです。これはあくまで私の一方的なひねくれた考え方かも知りません。

既存の施設を使うと言われました。じゃあ八開地区は、既存の施設のどこにそのかわりとなるものを考えているのか、お聞きいたします。

### ○企画部長（山田喜久男君）

今の既存の施設、また公有財産、いわゆる土地の部分ですけれども、こういったものを総合的に検討していかなければならないというふうに考えております。

ただ、鬼頭議員おっしゃいますのは、八輪学区と開治学区に分けた場合に、開治学区にじゃあ既存の施設はどこにあるのと、そういった趣旨の御質問だと思います。ただ、防災ということも含め、じゃあコミュニティという単位を考えたときに、開治、八輪学区、それぞれ一本で考えることもできないのかということも視野に入れなければならないんじゃないかと。それは、他のコミュニティの推進協議会等々を現在の規模で見ますと、世帯数等も関係してくるわけですので、そういった総合的なことも含めると既存の施設、いわゆる八開庁舎の問題もあります。これをどうしていくのかということもありますけれども、そういったことも含めて検討しなければならないというふうに思っております。以上です。

### ○21番（鬼頭勝治君）

当然既設の施設を使うということになれば、何も八開地区で1カ所という考えは当然私も思いますよ。だって、今の既存の施設というのでしたら、当然今の八開庁舎の付近しかございません。ですから、当然既存の施設を利用することになれば、開治、八輪、合わせて1カ所というのは私も思います。当然だと思います。

各地区、防災コミュニティというのはありますよね。八開地区、既存の施設となると、当然、今の日永市長も逃げよ、逃げよとおっしゃる。当然、八開地区もそういうコミュニティ推進協議会ですかね、そういうのをつくって、やっぱり逃げる意識、防災の意識を持っていたかなくてはいけないと思います。となると、だから早く拠点を今の既存の施設で、建設を断念されたなら、早くそういうことはかわりになる施設を決めていただいて、それと並行して八開地区も一つのコミュニティ推進協議会ですか、そういうのをやっぱりつくっていかなくちゃならないと私は思いますよ。いずれにしても、トップの考えがそういうことであれば当然だと思います。

これ、副市長にお聞きしますが、副市長、あなたは今の公共施設のあり方というんですか、あなたが今思ってみえるお考えをお聞かせください。

○副市長（鈴木 睦君）

先ほど来企画部長、あるいは市長から答弁させていただいておりますけれども、まず社会保障が年々増加していくということで、この公共施設を見直すというのは、先ほど石崎議員の質問の中でも答弁させていただきましたが、喫緊の課題だというふうに思っておりますし、当然ダウン再編をしていくというのが私の考えでございます。

○21番（鬼頭勝治君）

その既存の施設、副市長の答弁の中には出ませんでしたけれど、耐震ができていない古い施設とか、そういうのは当然壊していくという考えなんですか。

○副市長（鈴木 睦君）

耐震ができない部分は、当然壊して廃止するという考えでございます。

○21番（鬼頭勝治君）

壊せば土地が更地になるところもありますよね。その更地になった土地はどうされるお考えですか。

○副市長（鈴木 睦君）

有効活用をして、売れる部分は売却し、他に公共施設として活用できる場合は、そのように活用していくという考えでございます。

○21番（鬼頭勝治君）

はい、わかりました。

これ、八木市長から日永市長にかわって、はっきりと方針が変わったということですので、これ、日永市長にお聞きするんですけど、タウンミーティングをすとか何か言っていましたよね。当然この防災コミュニティ建設についても、現在は財政的に厳しい。だから、廃止になるのか、延期になるのか知りませんが、そういう例えば財政が、今の企業誘致とか何か、日永市長が何期やられるか知りませんが、好転した場合に、例えばやっぱりコミュニティは必要だという考えになれば、その建設にまた考えがシフトするのかなという考えと、当然、今のタウンミーティングで候補に挙がっていた地区で丁寧な説明をすべきだと思いますけれども、市長のお考えをお聞きします。

○市長（日永貴章君）

初めに、この防災コミュニティセンターの件でございますけれども、これは防災拠点なのか、コミュニティセンターなのかというお話もでございます。そんな関係もございまして、今、副市長も答弁させていただきましたけれども、現状、公共施設の今後をどういうふうにしていくのかということ、現在、計画づくりを進めております。その中で、当然壊すもの、廃止するものは出てまいりますし、その議論の中で、非常に今後使用目的といいますか、目的的に必要であるということであれば、目的外使用などを当然考えていかなければならないというふうに考えております。

あと、財政的に好転した場合の件でございますが、当然財政的に好転すれば、ソフト・ハード両面で市民のニーズ、小さなニーズにも応えるようなゆとりのある行政運営もしていけると

いうふうに考えておりますし、市民の方々にいいサービスといいますか、進められるというふうに考えております。

あと、タウンミーティングにつきましては、当然そのような質問があれば、丁寧に説明する、そういうふうな義務はあるというふうに考えております。以上です。

#### ○21番（鬼頭勝治君）

いや、質問があれば話しするんじゃないかと、これはもう質問がなくても話しすべきだと思います、私はね。

好転したら考えるということですか。そこをはっきりしてください。

#### ○市長（日永貴章君）

好転したらやるかどうかということでございますけれども、この防災コミュニティセンターに限ってやるかどうかというのは、財政的な、今議員も十分御承知のとおり、財政規模等もございまして、これがどの優先順位になるのか、ほかの事業の兼ね合いも全てございまして、それだと全ての、何でも言うていただける事業ができるような、とても豊かな財政状況になれば当然答弁できますけれども、今の現状において、それをやりますというような、個々をやりますというような答弁はできないというふうに考えておりますし、今回のこのタウンミーティングの件につきましても、八木市長も、先ほども申し上げさせていただきましたけれども、上位計画である地域防災計画の見直しをされるということが国・県のほうで決まっております、それに沿って、八木前市長からも見直しを行わなければならないし、総合的に検証、検討しなければならないというふうに言っておられますので、その方針で進めてきたというふうに考えております。以上です。

#### ○21番（鬼頭勝治君）

また堂々めぐりになっちゃうから言いませんけど、その見直し、見直しというけど、だから今の、災害の規模が大きくなるのに見直し、だから本当は手厚い見直しをすべきだと私は思いますよ。この点は、今の日永市長と私の考えは平行線ですから、これは、どこまで行っても。だけど、やっぱり市民の生命、財産を守る、市民の安心・安全を図る、常々市長も言ってみえますよね。それから考えれば、当然そういう防災に関する事は、優先順位からいえば、当然上のほうに来るべきだと私は思います。ですから、今後財政的に、企業誘致が成功して、財政が好転したなら、当然優先順位を上を持ってきていただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（加賀 博君）

これで、21番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は2時55分再開といたします。

午後2時43分 休憩

午後2時55分 再開

#### ○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位 5 番の 8 番・三輪俊明議員の質問を許します。

○ 8 番（三輪俊明君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って順次質問させていただきます。

前回と同様に、市民の皆様には心より感謝申し上げます。

また、愛西市の未来を考えるという幅広い項目のため、焦点が定まらなかったことをお許しください。

それでは、愛西市の未来を考えるという項目で 5 点御質問させていただきます。

まず第 1 点目、議案質疑のときにも、本日も多くの質問がございましたが、子ども・子育て支援新制度について伺います。

この新制度は、平成 24 年 8 月に可決、成立した、いわゆる子ども・子育て関連 3 法に基づく新制度であり、平成 27 年 4 月からスタートをする予定でございます。この新制度の目的及び行政の対応について御質問いたします。

2 点目、市の債務（市債）について御質問いたします。

広報「あいさい」11 月号にも掲載されていましたが、合併特例債とはどういうものか、臨時財政対策債とはどういうものか、市民の皆様に変更して説明を求めます。

また、親水公園体育館事業及び総合斎苑事業の総事業費、及び本年度までの償還額並びに残額はそれぞれ幾らでしょうか、御質問いたします。

また、今後建設される統合庁舎事業費の返済計画はどのようになっているのでしょうか、御質問いたします。

3 点目、これからのまちづくりについて御質問いたします。

近年の地方自治法の改正や、地方自治の変遷により、市民会議やまちづくり市民会議により、市民が行政に参加しています。また、先ほど鬼頭議員の中にもタウンミーティングの答弁がございましたが、これからは開かれた行政により、市長との意見交換、タウンミーティングを行う自治体も多くなっております。今後のまちづくりは、市民と行政がそれぞれの立場を理解しつつ、市民と行政が協働し合うことが必要であります。そこで、市民会議及びまちづくり市民会議の位置づけについて伺います。

また、市長と意見交換を行うタウンミーティング開催の有無について伺います。

今後のまちづくりには、職員の意識改革も必要でございます。愛西市には職員提案制度がございましたが、過去数年の職員提案件数を伺います。

市の将来を担う若者が育つには、学校教育も必要と考えます。そこで 4 点目、小・中学校学校指導要領改訂に伴う市の取り組みについて御質問いたします。

学習指導要領は、小学校が平成 23 年 4 月から、中学校は平成 24 年 4 月から実施されていますが、改正のポイントの概略を御説明ください。また、愛西市総合計画における、学校は楽しいところであると思う割合の変化及び算出方法について伺います。

来年から統合庁舎を建設していくわけですが、最後 5 点目、庁舎とは別に各地区、例えば佐屋、佐織、立田、八開、永和、湊高等で計画している事業があれば伺います。

これにて壇上よりの御質問を終わらせていただき、再度自席にて御質問させていただきます。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは第1点目、子ども・子育て支援制度について、その目的と市の対応という御質問でございます。

制度の目的につきましては、先ほど大宮議員の御質問のところで詳しく説明をさせていただきましたように、大きな柱として2つあります。

1つ目につきましては、従来幼稚園、保育園という施設を中心に提供をしておりました教育であったり、保育であったりというサービス、これを充実していこう。それからもう1点は、縦割りの部分の弊害等ございましたので、そういったものを認定こども園という制度を創設して、縦割りの弊害をなくしていこうというのが1点でございます。

2点目につきましては、子育てを支援していくたくさんのソフト事業を設定いたしまして、こういった事業を手厚くすることによって子育てしやすい世の中をつくっていこうと。

非常に大ざっぱでございますけど、そういった2点が今回の目的でございますして、それらの財源に消費税の増税分を充てようという考え方でございます。

市がどうするかといった部分でございます。これにつきましては、御案内のように、現在ニーズ調査というのを実施させていただいております、随分返ってきておるわけでございますけれども、この中身におきまして、愛西市ではどういったニーズがどれぐらいあるのかというのを把握させていただきまして、来年計画をしておりますこの事業計画をつくるわけですが、この事業計画の中に盛り込んでいこうということで考えております。

上位機関である県や国におきましては、特に専門性の高い部分であったり、広域で事業展開が必要な部分であったりといったところでもって市をバックアップしていただくといった体制になっておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、私のほうから2点目の市債及び市債残高についてということで御答弁させていただきます。

まず御質問の中で、合併特例債と臨時財政対策債についてお尋ねでございます。

合併特例債につきましては、旧合併特例法に基づき合併した市町村が、まちづくりのために借りることができる市債でございます。これの元利償還金の70%が地方交付税措置されるといった借り入れでございます。

次に、臨時財政対策債についてでございますけれども、地方財政計画に基づき歳入歳出を見た場合の不足額を国と地方が折半し、借り入れるものでございまして、元利償還金の全てが地方交付税措置されるといったものでございます。

続きまして、親水公園体育館事業の総事業費と借り入れの関係でございます。

まず総事業費でございますが、51億4,687万円でございます。それで、起債額でございますが、合計で19億4,510万円でございます。平成24年度末までに償還しました元利償還額につきましては16億2,746万円でございます。したがって、24年度末の起債残高につきましては

8億3,075万円となっております。なお、償還の最終年度につきましては平成36年度となっております。

続きまして、総合斎苑の総事業費と償還の関係でございます。

総事業費でございますが、約20億8,260万円でございます。起債額の合計でございますが、18億4,260万円でございます。元利償還金としまして、これも24年度末でございますが、1億4,496万円でございます。起債残高としましては、これも平成24年度末ということをお願いいたします。17億4,172万円でございます。最終償還年度につきましては平成42年度でございます。

続きまして、統合庁舎に係る返済計画についてでございます。

まず、この説明の前段としまして、公共事業整備基金、この議会でも御説明申し上げておりますけれども、今までに統合庁舎が建設されると。したがって、積み立てをしていこうということで積み立てた金額を20億円充当するといたしまして、現在までの予算化されている金額を引きますと、起債額が22億7,290万円となります。その償還につきましては、多いときで年間、平成28年度になりますけれども、1億8,150万円となります。

ただ、借入条件としましては、2年に分けて借り入れる計画を持っておりまして、平成25年度借入予定分としまして5億3,970万円、これを1年据え置きで元金均等10年償還ということで、利率を1%で想定をさせていただいております。そして、平成26年度の借入予定分としまして17億3,320万円でございます。これにつきましては、1年据え置きの元金均等20年償還ということで、利率は1.5%で計算をさせていただいております。以上の条件で計算しますと、先ほどの説明ということになりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、3点目の市民会議の関係でございます。

まちづくり市民会議と市民会議ということでございました。広義の意味での市民会議につきましては、一般的に行政改革の取り組みの一つであります市民と行政の協働であるというふうにご捉えております。例えば、各種の計画策定に当たりまして、行政だけで進めるのではなくて、策定委員会を設置し、市民委員として参加していただき、市民の声を直接計画に反映していきたいというふうにご考えておりますし、各種の審議会、協議会などにおいても公募による市民の方の登用を進めているところでございます。

それで、その中のまちづくり市民会議について御答弁させていただきます。

この市民会議につきましては、第1次総合計画の進捗状況と有効性評価を市民と市の協働により進めることを目的として設置をさせていただいております。

まちづくり市民会議におきましては、いわゆるPDCAサイクル、特にCのチェックとAのアクションの段階で行政内部の有効性評価をはかる物差しでありますロジックモデルを活用して生活課題を評価し、市民目線による事業提案を市に行っていただいているという状況でございます。

それから、職員の提案制度についてお尋ねでございます。

この制度につきましては平成21年度から行っております。広く職員から提案を求めることに

よりまして、事務能率及び政策形成能力の向上を図ることを目的としております。

過去数年の実績ということでございます。過去5年間の数字を申し上げます。平成21年度が8件、22年度が91件、このうち、この年につきましては、ちょうど「あいさいさん」ができたときでございまして、「あいさいさん」の活用方法に特化した提案も行いましたので、91件のうち36件がその提案に係るものでございます。23年度が29件、24年度が23件、25年度、現在の状況ですけれども、20件という状況になっております。

私からは、とりあえず以上です。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、まちづくりの関係について、タウンミーティングの開催の計画について御質問いただいておりますので、お答えをしたいと思います。

まず、市長が市民の皆さん方と、いわゆる直接意見交換を行うタウンミーティング、これは近隣市でも行われております。それで、本市におきましても、これは市長の一つの公約的な意味合いもございすけれども、市長と市民とのタウンミーティングにつきましては、実施する方向で今後調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

時期につきましては、平成26年度に入ってから具体的に進めていきたいというふうに今現時点では事務局としては考えておりますけれども、開催時期ですとか、開催数ですね、この詳細につきましては、やはり近隣市を参考にさせていただきながら、また具体的にお示しができる段階になれば、議会のほうにも御報告させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

23年度に小学校の学習指導要領が改正されたということで、概略をとお尋ねをいただきました。

概略につきましては、学習指導要領の改正のポイントは、ゆとり教育から詰め込み教育という視点ではなく、基礎的な知識、技能をしっかりと身につける。そして、知識、技能を活用し、みずから考え、判断し、表現する力を育む。そして、学習に取り組む意欲を養いましょうということで、3点について改正がされているところでございます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

私のほうから、今の関係の、学校が楽しいところであるというところでの御質問に対してお答えをさせていただきます。

この子供の割合につきましては、総合計画にありますまちづくり指標として設定をさせていただいたものでございます。この指標につきましては、毎年度、総合計画の進捗度を測定するために実施する満足度調査の際にあわせて実施しております。具体的には、佐屋、立田、八開、佐織の各地区で小学校5年生、中学校2年生、それぞれ1校をピックアップさせていただき、それぞれ1クラスを対象に調査をさせていただいております。

数値の変動はということでありまして、総合計画の策定時の当初につきましては78.8%でございます。平成21年度に86.4%、平成22年度に82.3%、平成23年度に85.6%、平成

24年度84.8%、本年度がもう調査済みでございまして、79.1%、そういった状況になります。よろしくお願ひします。

各地区での事業計画はというお尋ねでございまして。

議員、御質問の中で地区をおっしゃいましたけれども、総合計画につきましては、土地利用構想につきましてはゾーニングによって定められております。

佐屋・佐織地区の東部地域を生活交流ゾーンとして総合計画では位置づけ、主に市街地としての整備や住環境の向上、商工業の振興などを目指した一体性のある市街地形成による市の中心的活動と交流を図る地域と位置づけられております。

また、八開・立田地区の西部地域につきましては、環境保全・共生ゾーンとして優良農地の保全と活用を中心に、当該地区の公共施設を生かして生活の交流拠点を形成し、自然的環境と生活が共生していく地域と位置づけております。

そして、議員、御質問の中でおっしゃられました佐屋・佐織・立田・八開・永和・淵高といった地区につきましては、それぞれの独立した地区としてではなくて、道路や河川で連携する軸を設定し、市の一体性を図っていくというようなことになっております。

あくまでも土地利用におけるゾーニングになっておりますので、この考えに基づいた土地利用の事業展開を図っていくのが必要であるというふうに考えております。したがって、議員おっしゃいます具体的な計画があるのかどうかではなくて、土地利用の考え方の中で事業展開をしていくというようなものでございまして、よろしくお願ひをいたします。以上でございます。

#### ○8番（三輪俊明君）

それぞれの御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず小項目1の子ども・子育て支援制度におけるアンケートを行っていると思いますが、アンケートの回収率を伺います。

また、子ども・子育て支援制度の事業区分に保育園・幼稚園事業、小規模保育・家庭的保育事業、それに13事業の区分がございまして、13事業とはどういうものか伺います。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず最初の、現在行っておりますアンケートの回収の状況でございまして。

このアンケート、非常に内容にボリュームがございましたので、出足がちょっと不調でありまして、いろいろお願ひを申し上げましたところ、11月末現在といたしまして53.53%、2,141通の返信をいただいております。

それから、2番目の新しい子ども・子育て新システムの中で、いわゆる前半、議員がおっしゃられました保育園・幼稚園事業等というのが従来の幼稚園、保育所で提供しておいた事業の部分のところでございます。それにプラスした形で、13のソフト事業を国のほうは考えておられて、この内容につきましては、一応、支援法の中で定められておられて、一つ一つは非常に長くなりますので、項目を御紹介させていただきたいと思ひます。

この事業、13ありまして、1つ目が地域子育て支援拠点事業、2つ目が一時預かり事業、3つ目が乳児家庭全戸訪問事業、4つ目が養育支援訪問事業及びその他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業、5つ目が子育て短期支援事業、6つ目がファミリーサポートセンター事業、7つ目、延長保育事業、8つ目、病児病後児保育事業、9つ目、放課後児童クラブ事業、10個目、妊婦検診事業、それからこの次から新規事業になりますが、いろんな保育サービス、子ども・子育て支援サービスのマネジメントを行おうとする利用者支援事業、それから現在検討中で、内容はよく今のところ発表されておりませんが、名称といたしましては、実費徴収に係る補足給付を行う事業、それから同様に現在検討中であります多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、非常に長くてメモしづらいと思いますが、こういった事業がございます。

愛西市におきましては、聞いておみえになって、かなりの部分、現在の事業として実施をさせていただいているところがございます、より充実が求められているといったところがございます。以上です。

#### ○8番（三輪俊明君）

どうもありがとうございました。

次に、小項目2の市債及び市債残高について確認したいと思います。

親水公園体育館及び総合斎苑が償還される最終年度は、親水公園体育館が平成36年、総合斎苑が平成42年ということですね、わかりました。

次に、小項目3のこれからのまちづくりについて再質問させていただきます。

それから、市長と市民とのタウンミーティングにつきましては、平成26年度実施予定とのことですので、市民の皆様も楽しみにしていることと思われまますので、ぜひ早急の実現くださるようお願い申し上げます。

小項目3の「きょうどう」と「はんえい」のニュアンスについて、ちょっと伺いたいんですが、近年では「きょうどう」というと、同じ目的のために対等の立場で協力して、ともに働く「協働」がよく用いられています。また、「はんえい」というと、一般的に市民の意見を反対に映す「反映」がよく使用されています。物事には反対の意見と賛成の意見とがあり、どちらも必要と考えますが、これからの行政、市民の意見を繁り栄える「繁栄」と考えますが、市民と行政が協働して、意見を繁栄していくことが必要かと思えます。これは私の意見と言いますとあれですね、済みません。

次に、職員の提案件数について、ちょっと少ないように思われますが、これからの行政が若い人の意見や女性の意見、そして職員全員の幅広い意見が多く取り入れられることが市全体の活性化につながると考えます。また、参考までに、近隣の稲沢市、津島市、弥富市の職員提案を伺います。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

今の職員提案の関係について御答弁させていただきます。

若い職員や女性の職員からもということではありますが、実は私ども、事務局以外、誰から提

案がされたかわからないように審査をさせていただいております。そういった中で、いろんな、私、文面とかを読ませていただきますと、明らかに若い職員、そういった方のほうが多いんじゃないかなあというようなことを感じております。ただ、今後はさらに提案しやすい工夫を検討していきたいというふうに考えております。

それと、近隣の状況ということでございます。

まず稲沢市さんにおきましては、平成21年度が24件、22年度が60件、23年度が32件、24年度が33件と伺っております。お隣の津島市、弥富市さんにつきましては、ここ数年来、ないというふうに聞いておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○8番（三輪俊明君）

どうもありがとうございました。

次に、小項目4の学校教育（小・中学校学習指導要領改訂に伴う市の取り組み）について再質問いたします。

まちづくり指標である学校は楽しいところであると思う意識調査は、ローテーションで行われているわけですが、同じ学校の児童・生徒を対象に行われた平成21年度と平成25年度を比較しますと、平成21年度には86.4%あったものが、平成25年度には79.1%まで減少しています。この指数減少の原因は、学習指導要領改訂により授業時数が増加したものによるものか、それともほかに何か原因を把握していますでしょうか、伺います。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

学習指導要領の関係で変化があったのかというお尋ねですけれども、学習指導要領の改訂に関しましては、多方面にわたって詳細なことはなかなかわかりにくい状況がありますので、現時点におきましては把握ができておりません。以上でございます。

#### ○8番（三輪俊明君）

あと、学校は楽しいところであると思う児童・生徒の割合が高くなるような取り組みは、何かされていますでしょうか。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

楽しくなるような割合がふえるような対策ということでございますが、各学校におきましては、学校経営案を作成してございまして、共同的な学習を進めることにより、学びでつながる児童・生徒の育成に努めておるという状況がございまして、これは、例えて言えば、児童・生徒が主体的に学習に取り組む態度の育成、わかる授業をすることにより、確かな学力の育成、児童・生徒のコミュニケーション能力の育成などと言われております。また、生き方教育を進めることにより、集団での活動でつながる児童・生徒の育成に努めております。これは、例えば自分の役割と責任を自覚し、集団生活の向上に努めようとする態度や能力を育成するというところでございます。

そして、児童・生徒の交流を進めることにより、小・中、小・小でつながる児童・生徒の育成に努めております。例えば、これは中1ギャップの未然防止をするための学校としての取り組み、異学年交流による相互理解の推進などでございます。

以上の取り組みをすることによりまして、児童・生徒の自己有用感や自尊感情が高まっていくと、児童・生徒の学校は楽しいところであると答える割合が高まってまいると考えております。以上でございます。

**○8番（三輪俊明君）**

どうもありがとうございました。

最後ですけど、小項目5の各地区での事業計画について再質問させていただきます。

各地区の具体的な計画はまだないというようなことですが、それぞれの地区の活用を生かした、逆にいいチャンスじゃないかと思うわけですが、先ほどでも空き家の話とか、いろいろ出ておりましたが、これからは、例えば観光を生かした事業とか、ホテル事業とか、古民家を生かした事業とか、あと農業と企業のコラボ事業とか、いろいろ考えられるんですが、これからはハード的な事業ではなくて、ソフト的な事業のほうがいいのではないかと考えますが、事業の考えはいかがでしょうか、お伺いいたします。

**○企画部長（山田喜久男君）**

今の各地区の事業計画の関係ですけれども、議員、御質問で述べられたように、今後ハード的な事業よりもソフト的な事業ということについては、私どもも同感に思っております。ただ、そういった中で、今の各地区ごとに申し上げますと、例えば先ほどゾーニングのお話をさせていただきましたけれども、西部地区の計画、それから佐織・佐屋地区の計画といったものではなくて、市全体の計画を、じゃあ具体的にどこで推進していくんだといったときに、そういったゾーニングがされておりますので、各地区でモデル的にやったらどうかと、そういったような計画になろうかと思えます。以上でございます。

**○8番（三輪俊明君）**

どうもありがとうございました。

愛西市の未来が明るく、繁栄・発展していく事業、政策をお願いして質問を終わります。以上です。

**○議長（加賀 博君）**

これで8番議員の質問を終わります。

次に、通告順位6番の2番・島田浩議員の質問を許します。

**○2番（島田 浩君）**

お許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

大項目1点目、防災対策全般についてお伺いいたします。

今回の台風30号では、フィリピンでは多くの死者を出し、いまだに日本人を含む行方不明者がいると報道されております。過去にはこの地域においても伊勢湾台風で甚大な被害を出したこともありますが、このようなことが愛西市において被害を最小限になるよう、事前に防災体制を構築しておく必要があると過去から言われております。よって、現在の愛西市の防災体制について、チェックの意味からお聞きしたいと思えます。

1点目、各防災会組織の現状についてお聞きしますが、愛西市における防災リーダーの養成

状況をお知らせください。また、年に何回ほど実施し、何団体、何名の方を対象に行ったか。そして、市のかかわり方、問題点などお聞きします。

2点目に避難所の見直しについてお聞きしますが、出水時のゼロメートル地区にある現在の避難所を、今後どのように見直しを行っていくのか。また、避難ビルの進捗状況はどこまで進んだか、お伺いいたします。

大項目の2点目、愛西市の人口についてお伺いいたします。

以前、私もこの一般質問の場で空き家対策について質問させていただいたときには、取り組みについては余り考えていないということでございましたが、第1次総合計画において、平成17年は6万5,556人、平成32年には6万1,450人と4,100人減少するような見通しを立てているわけですが、現時点での人口推移はこのとおりののか。また、計画期間が終了する29年の目標人口に向けた取り組みについてお伺いいたします。

大項目3点目、最後に健康推進、疾病予防の取り組みについて質問いたします。

先日、文教福祉委員会で、飯田健康推進課長さんも同行され、静岡県藤枝市を訪れ、「めざそう！健康日本一、ふじえだマイレージ」の取り組みについて聞いてまいりました。

我が国は高齢社会となり、福祉・医療などの社会保障費が膨らむことで、これからますます大変な時代になってくるということは当市でも例外ではございません。長寿社会にとって、お年寄りが長生きしていただくことは大変喜ばしいことではございますが、自分のことは自分でできるような健康なお年寄りでありたいと常々考えているところであります。

健康を維持するために適度な運動、規則正しい生活、健康診断の受診など、さまざまなことが挙げられますが、市において、現在どのように健康推進事業をなされているか、お伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それではまず、第1点目の防災対策の関係について、順次御答弁をさせていただきます。

まず1点目の各防災会組織の現状についてということで、3点ほど御質問いただきました。

まず防災リーダーの養成の状況でございますけれども、自主防災組織を対象といたしました防災リーダーの養成、市独自としては現在行っておりません。防災啓発や、あるいは自主防災組織を指導していただけるようなボランティアの養成、これは当然必要だというふうには認識は持っておりますけれども、現在、毎年、海部地域の市町村共同で海部地方防災リーダー養成講座というものが開催されております。これは、当然ながら市の広報にも掲載し、広く呼びかけを行っておるのが現状であります。

そして、防災組織の現状でございますけれども、各地域の自主防災組織、昨年度末に市内の全町内で組織が立ち上がりました。皆さんの協力に感謝をするわけでありましてけれども、現在で179団体、自主防災会の組織が立ち上がっております。

そして、昨年度、御案内のとおり、訓練補助金を交付した団体、これは自主防災会で訓練を実施してくださいと、その訓練を実施したところには補助金を交付しますよという制度を昨年度から導入したわけでありましてけれども、その交付をした自主防災会は149団体ございます。

そして、このほかに補助金の交付に該当しない、一方ではコミュニティー推進協議会というものがあられるわけでありますけれども、そこなどで、自主防災会だけでなく、子供さんや高齢者、老人クラブの方もそうでありますけれども、一般の方も交えた防災訓練も実施されております。そして、昨年度においては97回ほど実施をされておりました、参加人員につきましては、延べの人数でありますけれども、約6,900人ほど参加をされているというような状況になっております。

そして、市のかかわり方でありますけれども、当然訓練指導におきましては、消防団員とか地域の役員さん方がお考えになって、その訓練メニューについてはその地域それぞれ千差万別と言ったらいかんですけれども、それぞれの特色に応じた訓練が実施をされておるのが現状です。そして、当然多くが消防署の指導を依頼されている現状であります。

自主防災会の活性化については、役員さん次第といったら語弊があるかも知れませんが、やはり多くの自主防災会の役員さんが毎年交代されてしまうと、これが一つは課題ではなかろうかなあと。私どもとしては、引き続いて長くやっていただけたらありがたいなあというふうに思っておりますけれども、地域の課題としてはこういった課題があるのではないかなあというふうに捉えております。

それから、次の避難所の見直しの関係でございますけれども、議員のほうから御質問ありましたように、出水時のゼロメートル地区、避難所を今後どのように見直していくかという御質問でございますけれども、現在の避難所54カ所だと思っておりますけれども、一部県の施設もお願いしているわけでありますけれども、市の公共施設を避難所として指定しているのが現状でございます。そして、これ以上指定避難所をふやしていくということについては、ちょっと今54で推移をしておりますけれども、具体的に今、きょう現在、ふやしていきますということについては、ちょっと考えを持ち合わせておりません。ただ逆に、今現在指定しておる避難所、この中には福祉避難所とか救護医療所、この救護医療所というのは保健センターです。そういった重複している箇所についても、一部指定の解除をしていく必要もあるのかなあと。

ということは、この医療救護所という保健センターは、まさに災害があった場合に救護をしてもらうような、本当に現場の活用する施設にもなりますので、その辺、果たしてこのまま指定をしていってもいいのかなあと、ちょっとそんなような検討も今後必要ではないかなあというふうに考えております。

それから、民間避難所の関係でございますけれども、民間の避難ビルにつきましては、福祉避難所として指定させていただいている施設と一部重複をいたしますが、現在6つの施設を指定させていただいております。

そして、ことし新たに4月1日付で1施設、協定を締結させていただきました。このことし4月に締結をさせていただいた施設につきましては、この施設管理者の方より、地域の方の一時避難場所としてぜひ利用していただきたいと、逆にそういった申し出をいただきまして、締結に至ったという経緯がございます。

そして、そのほか物資の協定とあわせて施設の利用、これは屋上を含む駐車場もそうであり

ますけれども1社、これは株式会社ヨシヅヤさんでございますけれども、3カ所、平和、佐屋、勝幡、こういった3カ所について、一時避難場所として協定のほうも締結をさせていただいておるといのが現状でございます。以上です。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、私のほうから愛西市の人口についてということで御答弁させていただきます。

まず推移について、このとおりなのかということであります。

総合計画と平成22年の国勢調査と見比べさせていただきますと、平成22年の国勢調査の確定数値が総合人口で6万4,978人となっております。一方、総合計画の推計では6万4,759人と、大変よく似た数値で推移しているというふうに認識をしております。

それで、計画最終年ではということでもありますけれども、今のこの数値を用いまして、議員も御質問の中で述べられております平成27年が6万3,400人、平成32年で6万1,450人という数値をもとに試算をいたしますと、平成29年は6万2,620人、こういった数値が推計されます。

そして、期間満了が終了する25年の人口目標に向けた取り組みということでございますけれども、人口減少を抑える施策といいますか、要因につきましては、死亡による減少もありますし、人口移動による減少、そして出生率の低下等、減少が考えられるところでもあります。

そこで、市としては特に人口移動、社会的要因であります転出という減少、それから出生率の低下による減少に歯どめかけることが愛西市にとって重要なことであるというふうに考えております。以上でございます。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

私のほうから、先ほど健康を維持するため、どのような健康推進事業を行っているかという御質問をいただきました。

健康推進課のほうでは多種多様な事業をやらせていただいておりますが、その中で主なものを述べさせていただきますと思います。

まず乳幼児の健診事業でありますとか、予防接種の事業、また20代、30代の健康診査事業、がん検診事業、骨粗しょう症検診事業、歯科健診事業、健康相談事業、それから健康教育事業、このようなものが主なものでございます。

また、介護・医療費に大きな影響のある生活習慣病の予防対策といたしましては、平成24年度、25年度に家族ぐるみで健康増進を図るといようなことを目的に、男性の肥満対策、このような趣旨で20代から40代の主婦層を対象に健康づくり教室を実施しておりました。

また、愛西市において、御承知のように、人工透析を受けている方の割合が多いという状況を踏まえまして、糖尿病の発症と重症化の予防に重点を置いたような事業ということで25年度から実施しております。

内容としましては、まず1点目が、広報で毎月「あいさいさんの糖尿病講座」というのをシリーズとして掲載させていただいております。糖尿病の知識の普及啓発といようなものを進めております。また、糖尿病予防教室といようなことで、専門の医師による講義、栄養・運動の講義、また実技を取り入れた内容で開催をさせていただいております。

市民の皆さんの健康づくり事業といたしましては、第1次愛西市健康日本21計画、きらり☆あいさい21ですが、こちらのほうの6分野、栄養、運動、こころ・休養、たばこ、アルコール、歯と、この6分野におきまして、市民、また関係機関とともに平成19年度から一緒に取り組んでまいりました。

現在は、第2次愛西市健康日本21計画を策定中ですが、こちらのほうでも国や県が発表した計画の指針に基づきまして、病気の重症化予防への取り組みであるとか、市民の健康を支えるための環境づくり、このような新たな視点を盛り込みながら、市民の健康的な生活の実践、生涯を通じた計画づくりの取り組みというようなことで進めてまいりたいというようなふうで考えております。以上でございます。

## ○2番（島田 浩君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

順次項目別に再質問をさせていただきます。

南海トラフ地震がもし起これば、福原地区は津波が木曾川を遡上し、最悪の場合、堤防が決壊することも考えられます。

国の想定では、愛知県で最悪のケース2万3,000人の死者が出ると言われております。そういったことのために、避難所対策の必要性を伺いたいと思いますけど。

## ○総務部長（石原 光君）

まず南海トラフの地震の関係についてもお話がありましたので、ちょっと南海トラフの関係について、前段で考え方、状況的なものをちょっとお答えをさせていただきたいと思っております。

まず南海トラフの巨大地震による津波被害の関係でございますけれども、現在想定されております東南海・南海地震の津波被害の想定により、浸水エリアというものが当然広がるということは予想をしております。そして、国が参考として発表いたしました津波被害の最悪ケース、こういったものも一応シミュレーション的に出ているわけでありましてけれども、残念ではございますけれども、一応その参考資料を見ますと、この地域は全域が浸水をしてしまう可能性があるわけです。したがって、これは複数階建ての避難所だけではなく、全部の市民の皆さんを収容することはやはり困難であるというふうに捉えております。

そして、ちょっと乱暴な言い方かも知れませんが、東日本大震災のように、津波による波の力で建物が壊されながら流されていくということは、いろんなシミュレーションをもとに発表がされておりますけれども、愛西市で起こることは、私どもとしては、ちょっとそんなような、前回の東日本大震災のような、ああいうような状況ではないと。やはり一般的に言われておりますように、じわりじわりと浸水してくるこのほうが現実的ではないかなあというふうに捉えております。

そして、これもこの秋から冬にかけて報告されると私どもも思っておったわけでありましてけれども、いわゆる愛知県の南海トラフ関連の被害想定が、きょう現在でも想定が出されておられません。おくれておりますので、私どもとしましては、まずおくれておるからいいかということではなくて、やはりその被害想定に対しては、冷静にきちっと判断をしながら対応していく

必要があるのかあというふうに考えております。

そして、福原地区の御心配もいただいたわけでありまして、これは午前中の石崎議員の質問でも御答弁をさせていただきまして、今現在、木曾川下流域の洪水・高潮災害から被害者ゼロを目指して、事前避難と広域避難体制を具体化していくために、木曾川下流河川事務所、そして群馬大学と木曾川下流域、桑名、海津、弥富、木曾岬町、愛西市と、この市町で木曾三川下流部高潮・洪水災害広域避難検討会を立ち上げて、年内に2回目の検討会もやるという話も午前中しましたけれども、そういった検討をしている段階であります。当然ながら、これからは広域避難というものも視野に入れた総合的な避難所対策ということを考えていかなければならないのではないかなあというふうに現時点では考えております。以上です。

## ○2番（島田 浩君）

愛西市だけでどうするという事ではないかと思えます。桑名市、長島町と隣接しているわけございまして、他市とも検討した上で進めていかなければならないんじゃないかなあと思えます。

そうしたら、次ですが、いざ災害が発生したときは、市の職員だけでは対応できず、地元の自主防災会や地元の消防団に委ねることが多くあると思えます。例えば人命救助、避難所の管理、市との連絡調整等行うわけございまして、そのために必要な最低限の備品が倉庫内に準備されていないと、そういった活動もできなくなります。市として、現在の自主防災会の備蓄状況を把握していらっしゃいますか。また、それ以外で必要と思われるものを補充する考えがあるか、お聞きします。例えばロープ、軍手、タオル、懐中電灯、懐中電灯があっても電池がないと困りますので電池とか、タンカ等、市において整備されてはいかがと思えますが。

また、避難所管理では、避難所に置く被災者リスト表など、人数を把握できるようなことはいかがなものかと思えますが。

## ○総務部長（石原 光君）

まず自主防災会の資機材の配備状況でありますけれども、市としては詳細に把握はしておりません。ただ、その自主防災会が活動されるに当たって、先ほど申し上げましたが、補助金の交付申請、あれは実績というものが出来まいりますので、その中で、この自主防災会さんはこういった備品を購入されてみえるんだなあ、そういった程度の状況は把握しているつもりであります。

そして、1,000年に1回の発生確率とされる南海トラフの巨大地震の被害想定のみならず、その発生確率の比較的高い、先ほど申し上げました東海、あるいは東南海地震のこういった地震対策も当然しなければなりません。

そして、今、一つの提案として懐中電灯も云々という話もありましたけれども、今、市がちよっとという言い方はないですけれども、市が近年、避難所施設で活用する災害用のトイレ、いろんな備品もありますけれども、この災害用トイレというものがやはり重点になってくるんじゃないかなあ。ほかの資材もありますけれども、そういった中でやっぱりトイレを重点的に購入していきたいということで、予算の範囲内のできる限り担当課としては要求しているのが現状で

あります。

そして、先ほどもちょっと関連で言いましたけれども、今、自主防災会では備品補助というものを制度的に進めておるわけでありましてけれども、やはり画一的に同じ備品ではなくて、自主防災会さん、それぞれその地域の特色と言ったらいいんですかね、その地域に見合った資機材というものを購入していただいておりますというのが現状です。これは、やはり地域に合った、実情に応じた備品的なものを備えていただいたほうが一番ベストでありますので、今後もそういう形でやっていただけたらなあというふうに思っております。

それから、避難所の管理運営の関係でありますけれども、これは、一つの基準としては愛知県の避難所運営マニュアルに基づいて市としても進めていく状況になると思っておりますけれども、具体的に申し上げますと、現状では、避難されてきた住民の方々の世帯を主として人数を把握するものとなる、現状では、現場でその受付簿に記入をしていただき、そのリストをもとに避難者数を把握するという事しか今現時点では確立されておられません。今後いろんなシステム、以前にありましたように、西宮市が導入しております災害者避難システム、そういったシステムの構築的なものも将来的には検討していかなければならないというふうに思っておりますけれども、現時点では紙媒体に基づいた受付簿で整理をしていくというのが現状であります。以上です。

## ○2番（島田 浩君）

災害用トイレも大変重要かと思えます。備品購入の補助金というのはもちろん聞いておりますけれども、いざ災害時に、あれさえあれば人命が救助できたのにと悔やまないためにも、市でもある程度把握をされたほうが良いと思えます。よろしく願いいたします。

食料及び生活必需品の確保について伺いますが、各事業所との協力体制はどうなっているか。何社と協定を結び、詳細な支援物資協定を結んでいるのか。生活必需品には弱者、女性、子供のための備蓄、例えばおむつやミルク、哺乳瓶、生理用品、アレルギー食品などですが、東日本大震災のときに県より市民へ、被災地への緊急救助物資として依頼されました。協定書では協力体制をとることになっておりますが、何をどれだけ供給できるか、最低減の数を把握する必要があると思えますが、いかがでしょうか。

## ○総務部長（石原 光君）

食料、生活必需品に関する協定、現在2社と協定を結んでおります。これは義津屋と、それからコープあいち、この2社で締結をしております。

先ほど議員のほうからもお話がありました供給数量の把握、実は協定書の内容の中にも数量的なものについてうたっておりません。当然、現在じゃあどれだけの品物を、どういったものを供給してもらえるんだということについては、大変申しわけありませんけれども、把握は現在行っておりません。

ただ、おっしゃるように、じゃあどれだけ、もしそういう状態になったときに提供していただけるのか、これは当然大事なことでありますので、御質問、御指摘をいただきましたことについては、早々に機会を見て協定先のほうへ、きちっとした数量的なものはお示しをしていた

だけないかもわかりませんが、ある程度の数量的なものはやはり確保しておく必要がありますので、その辺はきちっと念を押したいというふうに思っております。

## ○2番（島田 浩君）

よろしくお願いたします。

災害時要援護者支援計画の状況についてですが、乳幼児、妊婦、傷病者、外国人に対する要支援者登録も考えなくてはなりません。高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要援護者の登録状況は、また対象者に対する周知方法を教えていただきたいと思っております。

## ○福祉部長（小澤直樹君）

この部分につきましては、データをたくさん持っております福祉部のほうで担当させていただいております。

市では、災害時に自力で避難ができない方に対する取り組みといたしまして、平成22年に災害時要援護者避難支援プランというのを策定させていただいております。

この中で、避難支援の対象となる方という定義をさせていただいております。今、議員がおっしゃられました方々は全て対象にしたいわけですが、なかなか把握が難しい部分もございまして、このプランの中におきましては、高齢者や障害者等であって、災害時に自力で避難ができない可能性が高く、ほかの方の支援が得られないおそれのある方という定義をさせていただいております。

現在の登録等の状況でございますが、10月現在で、対象者としては7,622人把握をさせていただいております。そのうち対象者名簿に登録をして、公開をしていただいても結構ですということで御同意をいただいた方が5,660人、割合でいいますと74.3%の方に同意をいただいております。

周知の方法につきましては、対象者全員に郵送でもって意思の確認をさせていただいております。これにつきましては、毎年確認をさせていただくということで進んできております。以上でございます。

## ○2番（島田 浩君）

わかりました。ありがとうございます。

次はちょっと消防長にお聞きいたしますけれども、消防団の状況についてお伺いたします。

現在、消防団、団員数は満たされていると思いませんか。団員確保に苦慮してみえることと思っておりますが、水防団員も兼ねていることから、自然災害時には大丈夫か。また、団員の非常呼集の実績、メールの場合、災害時に役に立たないことも考えられますが、メールが使えない場合の方法は、また集合場所等を決めているのか、お伺いします。

## ○消防長（小塚良紀君）

消防団、消防団員数については、現在定数が17分団385人でございます。平成20年度に45分団20班815人を統廃合して、現在に至っておるわけでございますが、現状として、火災1件当たりの出動団数というのは以前とほとんど差異はありませんが、1分団当たりの参集人員というのは以前より増加しており、通常災害においての現体制は満たされているというふうに思っ

ております。

しかし、現在、条例定数385名ですが、10月1日現在8名不足ということで、団員確保については、先ほど議員が言われましたように、大変苦慮しているのが現状でございます。文化祭等のイベントで消防団員募集のPR等活動を積極的に行っており、定数確保に努めているところでございます。

また、自然災害は大丈夫かという御質問でございますが、災害規模をどの程度想定するかにもよると思います。愛西市全域で同時発生した場合の対応とすると、消防だけではやはり難しいのかなあというふうに考えております。しかし、面的な、広範な災害ではなく、点的のである程度の規模の災害であれば、まず1方面隊が集結して対応し、規模が大きくなれば、それに応じて他の3方面隊が順次集結するような体制をとっており、ある程度の規模の災害であれば、対応は可能と考えております。

団員の非常招集の実績でございますが、消防団員への連絡は、基本的には電話、またはメールで行っております。参集は自己覚知やサイレンによる場合もあり、ことしは既に19回参集をかけております。

次に、メールが使用できない場合の対応ということでございますが、地震によりメールがつかない場合は、震度5弱以上であれば自主参集という決まりになっております。また、各分団車庫のサイレンを使用し、団員を集めることとしております。

参集場所は、団員は各分団車庫となっており、また災害対策本部が開設された場合には、消防団長は市の対策本部へ、副団長4名は各方面隊長として消防署の本署、分署へそれぞれ参集することとなっております。以上でございます。

## ○2番（島田 浩君）

それを聞いて安心いたしました。よろしく申し上げます。

ことしの8月30日より、気象庁が特別警報の運用を開始いたしました。特別警報が発表されたら、直ちに命を守る行動をとることとなっております。この特別警報の発表基準は、地域の担う県や市町村の意見を聞いて決めるとのことでございますが、当市において、その判断基準はどのようなものか。また、特別警報が発令されたときの職員の待機など、変更点を具体的に示されているか、お伺いいたします。

## ○総務部長（石原 光君）

まず特別警報の愛西市の判断基準という御質問と、その警報が発令された場合に職員の体制ですね、それについて御質問いただきました。

まず特別警報の関係でありますけれども、愛西市の基準として決められておりますのは、大雨に関する指標ということであります。そして、その前提として愛知県全域程度の広がり、50年に1度程度となる現象、こういった災害といいますか、大雨といいますか、そういったものが一つの基準となるそうです。

それで、今日までに命名されましたいろんな災害があるわけでありましてけれども、その多くが大雨特別警報に該当するというような見解が出ております。身近なところでは2000年の東海

豪雨を含む秋雨前線、それと台風14、15、17号、これもこの被害に相当するというようなお話も受けております。

それで、もうちょっと具体的に指数的なものをお話ししますと、大雨特別警報に関する愛西市の値というものがあまして、48時間雨量が401ミリ、それから3時間雨量が156ミリ、この土壌雨量指数、こういった指数があるそうです。これは237。これが一つの愛西市に当てはまる値だという数字が示されておるようです。当然ながらそのほかに、これだけではなく、暴風や高潮、あるいは津波、地震などの特別警報、それから伊勢湾台風相当の襲来など、過去の災害や震度6弱の地震、こういったものがこの特別警報に値するというようなお話であります。

そして、特別警報の基準は先ほど申し上げましたけれども、じゃあ特別警報が出たからといって、愛西市の非常配備体制はどうかということでございますが、当然ながら愛西市における災害時の非常配備体制と照らし合わせましても、当然もう特別警報が出る前段階で警報が出れば、当然そういった職員の非常配備体制はとっております。ですから、その特別警報がその後に出たからといって、非常配備体制を極端に、班編成を変えるとか、そんなような変更というものは現在行っておりません。また、それ以上のものがあれば、当然それは災害本部を設置しますので、その状況の変化によっては、例えば2班で済むところが全ての班を招集するとか、そんなような、一応状況に応じた柔軟な対応をとっていかなければならないということは考えておりますけれども、今現在、変更というものは行っておりません。

## ○2番（島田 浩君）

ありがとうございます。

この項目につきましては最後の質問になりますが、市長にちょっとお伺いいたしますが、まだ想定されることは質問した以上にあると考えられます。ほかにも停電時の有事におけるライフラインの確保、市民への周知方法、緊急輸送路の確保等、ほかにも多くのことを考えるわけですが、今でもそうですが、新庁舎の完成時には災害対策室が設置され、全てのことを集約することになり、責任も今以上に大変になると思いますが、今回の人事異動では消防職員の安全対策課への派遣もなくなったようでございますが、市民を守る面から、市長の考え、心構えを伺いたいと思います。

## ○市長（日永貴章君）

災害・震災発生時の対策についての質問だと思いますけれども、今現在におきましても、市民の生命、財産をいかに守るべきか、また市の事業といたしまして、今般の一般質問でも多くの議員の方から質問をさせていただいておりますけれども、防災として、いざというときの防災施策と通常の事業、サービスの施策のバランスなどを私自身、市長として責任が重いというふうに実感しております。

しかしながら、発生してほしくありませんが、災害・震災が発生したときには、まず市民の皆様方におかれましては、みずからの命はみずからが守り、家族、地域が連携をしながら人命を守る行動をしていただきまして、行政といたしましては、救助、復旧などの体制を速やかに立ち上げ、実行に移すことが重要ではないかと考えております。そのために、一般職、消防職

員や保育園職員などの専門職など、職域にとらわれることなく行動を起こせる人材育成を今後積極的に行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○2番（島田 浩君）

私も対応力の強化につながると思います。これからもメリットのある人事異動をお願いしたいなあと思います。

そうしたら、次の項目でございますが、近隣の他市と比較いたしまして、人口減少の度合いが計画より早いと思われませんが、市ではどのように認識をしているか、お伺いします。

○企画部長（山田喜久男君）

今の人口減少の度合いが近隣市より早くないかという御質問でございます。

平成17年と平成22年の国勢調査の人口推移を比較しますと、議員御心配のとおりでございます。少し数字を御紹介申し上げますと、愛西市で国勢調査の平成17年の人口が6万5,556人、平成22年が6万4,978人と減少しております。そして、隣の津島市さんですけれども、平成17年が6万5,547人、22年が6万5,278人と、これも若干減少しております。逆に、弥富とあま市さんにおきましては増加をしております。弥富市さんにおきましては、平成17年が4万2,575人、平成22年が4万3,272人、あま市さんでは、平成17年が8万5,307人、平成22年が8万6,714人と増加をしております。

こういった中で何が要因だということを考えますと、やはり市内に働く場所が愛西市は他市に比べて少ないのではないかなあと、こんなような認識を持っております。以上でございます。

○2番（島田 浩君）

生産者人口の減少の推移はどのような状況でしょうか。また、その対策についてお聞きします。

○企画部長（山田喜久男君）

生産者人口の推移についてお尋ねでございます。

これにつきましても、平成22年の国勢調査での15歳以上65歳未満の生産者人口ということで3万9,771人となっております。総合計画の推計を用いますと、平成27年3万7,400人、平成32年が3万6,250人と、こういったことで見込んでおります。

それで、その対策ということでありますけれども、先ほども申し上げたように、市内で働く場所の確保、今議会も企業誘致について多々の御質問をいただいておりますけれども、そういった市としましても自主財源の確保につながり、働く場所がふえるような、例えば企業誘致が必要ではないかなあとということで考えております。

ただ、今後企業誘致と優良農地の保全という相反する施策をどのように展開していくか、こういった課題があるのではないかなあとというふうに考えております。以上です。

○2番（島田 浩君）

今後、人口は間違いなく減少していき、税収も伸びない中、高齢化率というのも高くなってまいります。若い働く人を市民として迎える対策をいち早く取り組まなければならないと考えますが、そのために企業誘致というのもそうかと思いますが、市側の見解をお聞かせいただき

たいと思います。

**○市長（日永貴章君）**

人口減少、少子・高齢化に対する施策についての質問であると思いますが、この課題につきましては、一番に国が抱える大きな課題であるというふうに思っております。国全体の人口が減少しまして、人口増の抜本的解決策がない中、御承知のとおり、各市町村におきましては人口確保、人口定住に向けてさまざまな施策を行っておりますけれども、財政的な課題も関係し、大変厳しく、難しい課題であると感じております。

しかしながら、当市といたしましても子供に対する施策を初め、多くの施策に取り組んでおります。本日も質問いただいておりますけれども、当然議員の質問にもございますが、自主財源確保、地域活性、雇用創出など、企業誘致は、私どもといたしましては重要な施策と考え、現在、実現に向け努力をしております。現在進めております事業の検証による将来に持続可能な財政運営は当然のこと、持続可能な事業運営、担い手づくりを今後進めていきたいと考えております。以上でございます。

**○2番（島田 浩君）**

市長さん、ありがとうございました。

先ほど言われたとおり、愛西市というのは、やっぱり他の稲沢市や、あま市、弥富市などと比較すると、どうしても働く場所が少ないなあと僕も感じるわけでございます。企業誘致を含めて、本当に真剣に人口減少に歯どめをかけないと、財政的にも苦しくなると思うわけございまして、我々も真剣に考えていきますので、行政側も真剣に考えていただくようお願いを申し上げます。

最後の項目で1つだけ質問し、終わらせていただきますけれども、視察にお邪魔した藤枝市は、特定健康診査受診率が全国で平均32%にあるのに対しまして、46.6%あるとのことでした。また、がん検診の受診率も高い受診率と伺いました。このような健康指標の強みのある中、後期高齢者の医療費が非常に低くなっているとのことでございます。

文教福祉委員会以外の方はわからないと思いますから、少し説明させていただきますと、例に挙げるふじえだ健康マイレージは、健康にイイコトチャレンジ4週間、手書き版のチャレンジシート、もしくはスマホなどから行うことができるウェブ版がありまして、多くの市民に参加を呼びかけている。楽しみながら健康とお得をゲット、健康づくりのきっかけをつくる糸口となればと藤枝市が進めている事業であります。

この健康マイレージでポイントをためた人には、「ふじのくに健康いきいきカード」が交付され、このカードで多くの協力店でさまざまなサービスが受けられるということでございますが、当市でもそっくりそのまままねしなくてもいいと思うわけでございますが、このような市民の健康づくり啓発を高めていただく必要がこの高齢化社会、大変必要かと思っております。大きな事業費もかからず、健康を目指す愛西市になりたいことで進めたらいかがでしょうか、最後に質問します。

**○市民生活部長（五島直和君）**

議員のほうから今、マイレージ事業、御説明ありました。少しだけ補足をさせていただき、御答弁させていただきます。

この事業でございますが、先ほど言うように、藤枝市が市民に取り込んでもらう健康にイイコトに関するチャレンジ項目というのを設定しております。その項目の中には、運動であるとか、食事であるとか、休養、歯磨き、体重測定、また健診の受診、講演会や地域行事の参加、それぞれそういう項目においてポイントをためることによって、静岡県が提供している「ふじのくに健康いきいきカード」の申請をして、この事業の協力店でさまざまなサービスが受けられると、そういうような特典が受けられるようなカードでございます。

市民の健康づくりを応援する新しい仕組みとしては、先ほど申し上げましたように、静岡県と藤枝市が共同してカードのサービス店をふやすことで、地域産業の活性化と元気あるまちづくりというダブルの狙いというのが見え隠れしておりますが、有効なツールの一つであるということは認識しております。

その中で、愛西市の取り組みについての御質問でございますが、25年度現在では、愛知県のほうでこの静岡県のような取り組みというのがまだ計画をされておられません。ただ、この事業というのは、やっぱり市単独で行うよりは、先ほど言いましたように、県と共同して、広域で協力店を広くふやすということがない限りメリットというのは少ないと。より効果がある事業となるには、やはり広域的な協力店をふやすと、そういうような仕組みが必要かと思っております。今後、愛知県のそういう動向を情報収集、そういうものも踏まえながら、当然これ担当課長も一緒に行かせていただいておりますが、勉強のほうを続けていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○議長（加賀 博君）**

これで2番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は4時半再開といたします。

午後4時21分 休憩

午後4時30分 再開

**○議長（加賀 博君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位7番の18番・大島功議員の質問を許します。

**○18番（大島 功君）**

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

木曽川用水地区地盤沈下対策事業後の活用はということであります。

以前にも、この件についてお尋ねをさせていただきました。今回は、その後の市江支線について質問をさせていただきます。

老朽化に伴い平成8年から平成27年までの長期的事業、光西線、内佐屋線、市江支線であり、完了の月日も近づいております。

一部駐輪場として利用されているが、佐屋駅東より北一色町内までの現在の活用状況はどう

か。また、現在区間工事中の跡地利用についての打診は考えてみえるのか。佐屋駅と親水公園を結ぶ遊歩道・散歩道としての利活用はどうか。

事業完了後の跡地利用を歩道等に利用し、観光事業の一部に取り組んだり、また緑の中の一歩道としての健康管理に活用したりしてはどうか。

続きまして、2つ目の質問で、防犯カメラの設置支援を。

この件に関しましては、以前から多くの議員からも質問されていますが、小生からもお尋ねをさせていただきます。

近年、犯罪の増加や不安感の増大に伴い、防犯カメラが設置されてきています。防犯カメラの運用・拡大には負の面も多く、慎重さを求められます。当市も県のガイドラインをもとに、平成24年12月1日より防犯カメラの設置及び運用に関する要綱が施行されています。

小項目で、整備費でオンラインの防犯カメラの設置が予算化されているが、運用に関する要綱は、去る12月5日の議案質問日にも質問も出ていましたので、簡潔にします。

自衛策のため適材・適所でむやみに設置しないということですが、この要綱は、公共の場所に向けられた防犯カメラの適正な設置及び利用についてであります。市の施設のほか、市長が定める場所とはどのような場所を指すのか。また、継続的に設置するのはどれぐらいの期間を指すのか。

次に、窃盗事件が多発している今日、威力発揮している防犯カメラの設置費補助は。

年末年始に向け、事件の多発も予想されます。身近にも被害に遭ったことをよく耳にして驚くことばかりであります。地域社会が持っていた防犯機能が低下しつつある今日、防犯カメラには犯罪の起こりにくい環境づくりや抑止効果、また安心感を醸成することにつながります。設置費用も相当かかると聞いているが、県下54市町村のうち12市は設置費用を補助しています。町内会や地域団体等に設置補助は。

次に小項目(3)の、カメラを購入するのではなく、月額（リース）で借り、その一部負担をしては。

愛知県の12年に行った世論調査でも、積極的に設置すべき、プライバシーに配慮した上で設置が90%以上という結果が出ております。設置はしたいけど、経費的にも高いという思いもあり、リース対策もあるので、その一部負担の考えは。

あとは自席から質問させていただきます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

佐屋駅東より北一色町内までの現在の利用状況でございますが、愛知県から行政財産使用許可を得て、佐屋駅東付近につきましては、自転車駐輪場及び歩道として上部利用をさせていただいております。

2番目の、現在工事中の跡地利用についての打診、また佐屋駅と親水公園を結ぶ遊歩道・散歩道としての活用ということでございますが、これにつきましては、現在、落合町のゴルフ練習場付近から東へ、海部農林水産事務所発注により用水管の布設がえ工事を施工中でございます。

跡地利用につきましては、所有者であります愛知県や管理者であります海部土地改良区との協議が必要になってまいります。遊歩道・散歩道としての活用の件でございますが、上部利用については、維持管理費等経費負担が伴いますので、慎重に対応をしていきたいというふうに考えております。

3番目の、跡地利用を歩道等に利用し、観光事業の一部に、また健康管理に活用してはということでございますが、この木曾川用水地区の地盤沈下対策事業による用水管の埋設工事場所につきましては、議員が御説明いただいたように、市内の3カ所がございます。

北は、佐織庁舎へ向かう光西支線水路、津島高校付近から柚木町愛西プラザ南を東に向かう内佐屋支線水路、名鉄佐屋駅付近を東西に走り、本部田町へ向かう市江支線水路となりますが、現況を見た段階で、現段階では舗装等もしてありませんので、跡地利用についての利用につきましては、維持管理の負担も伴うことから慎重に対応をしていきたいというふうに考えております。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、防犯カメラの関係について3点ほど御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

また、議員のほうからもお話ございましたように、さきの議案質疑も申し上げておりますように、愛西市としては、愛知県が策定いたしました防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインをもとに、市独自の防犯カメラ設置及び運用に関する要綱というものを設置しております。その中で、議員が申しされましたように、設置の場所について市長が定める場所というような規定があります。

それで、ちょっと具体的な場所というよりも、判断基準をちょっと申しますと、市としてはむやみにつけるということではなくて、一つのガイドライン的なものを持っております。1つは、不特定多数の者が利用する施設であること、それから犯罪が多発している施設であること、それから設置後、犯罪の抑止効果が得られると認められる施設であること、それから周辺に居住する者の同意が得られる施設であること、地域から強い設置要望があった施設であること。これは、総体的に公共施設的なものを指してそういった運用を図っているのが現状であります。

そして、設置はいつまでだというお話がありますけれども、一旦つければ半永久的に設置をすることになりますけれども、できればその設置場所から犯罪がなくなれば、それが一番いいにこしたことはありませんけれども、こういう形での言い方になるかもわかりませんが、ある部分継続的な期間になるのではないかなあというふうに捉えております。

それから、防犯カメラの設置補助の関係につきましても、これは9月の一般質問でもお答えをしております。それで、現在市の考え方につきましては、あくまでも公共施設に設置するという前提で、このたびでも一応、ちびっこ広場に4カ所設置をさせていただいたわけでありまして、議員のほうからの御質問の自治会・町内会に対して補助制度を設けるということについては、これはさきの9月定例会でもお答えをしておりますように、現時点では考えておりません。

ただ、やはり今後の状況も見守っていかなければなりませんので、考えていないという反面、やっぱりこれは一応検討していきたいということも一方では思っておりますので、その辺つけ加えさせていただきます。

それから他市では、補助と一緒にリースをやっているところもあるじゃないかと。だからそういうリースも取り組んではどうだというお話でございますけれども、いろんな捉え方がありますので、当然補助制度は今考えていないよと。ただ、町内会が当然設置すれば、維持管理費というものが当然発生をしまっているのは当たり前のことです。ある意味その自治会に負担を強いるというようなケースも出てまいります。

確かに抑止効果的なものはある意味では効果があると思っておりますけれども、この補助制度の問題については、他市の状況を参考にさせていただき、しばらくは研究させていただきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○18番（大島 功君）

それでは、木曾川用水地区地盤対策事業のほうの再質問をさせていただきます。

私も最初の質問で、一部駐輪場等を利用されているが、その後の、そのときの完了したところまで、要するに北一色のフコク東海までのところはどうなっているかとお尋ねしたんですけれども、ちょっと答弁がなかったようですけれども、部長さん、経費がかかると。確かに経費がかかることはいかんとします。

しかしながら、やはりああいうところを再利用といいますか、利用するというのも一つの考えで、取り組む方法かと思うんですけれども、それがほかっておけば、ある程度悪い方向に進んではいけないなあと、質問にも立たせていただいたんですけれども、完了して本部田地区まで完了した場合とか、もしくはそれまで今の現在工事中である区間、そのときに、災害発生時に親水公園体育館へ行く道として大変便利かと思うんです。

そうした地域住民の避難道路としてはどう考えてみえるのか、落合町地内を通過して親水公園へ行くという経路ですけれども、そのお考えをお尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

避難道路として利用するという事は、今の状況からしても利用はできると思っております。

ただ、未舗装のところ等について、海部土地が舗装までやっただけなら、市としては、経費もかからないという中で利用させていただきたいというふうには思いますが、上限の中で舗装まで市のほうでだとか、除草を市のほうでということになりますと、やっぱりその費用の面で考えた場合には、上部利用はふだんできるという状況にありますので、管理は海部土地にお願いはしていきたいというふうに考えております。

#### ○18番（大島 功君）

確かに借りるときの交渉ですけれども、海部土地ではやっぱり愛西市に、せつかく市内にあるから借りていただきたいというような見解であります。しかしながら、こちらが低姿勢で頼むと、舗装までしてやらなければならない。その交渉で、上張りをして、借りるなら借りるという方法も一つの考えかと思っております。

そこで、市長の、先ほども前の質問で出ておりましたけれども、マニフェストで、やはり将来責任ある礎を築きますと。こういうことで、その中にまた防災については、逃げる意識を常に持てるよう防災意識の徹底を図るということです。

今、この防災問題も大変多くあります。津波の場合もあるし、スーパー豪雨もありますし、いろんな災害があると思います、小さい地震なり。そうしたときに、やはりそういう一つ使う方法も親水公園としてある。親水公園は仏様じゃありませんので、みんなに利用してもらう施設だと思います。そうした観点から、地域住民の方にそういう利用方法を利活用してもらうということも大切じゃないかと思うんです。

確かに市長も前、小さい経費で大きい効果を得るような事業、これは本当にそのとおりでありますけれども、あるものをそうやって利用するというのも一つの考えですけれども、再度お考えをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

整備されたものについては、有効に利用したいというふうに考えております。

上部利用については、管理の海部土地改良区にどのような内容で市が利用させてもらえるのか、それについては、きちっと確認をさせていただきます。

#### ○18番（大島 功君）

じゃあ、簡潔にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、防犯カメラの設置支援をのほうであります。

先ほど、これも大変経費がかかると私も把握しておりますし、確かにカメラというのは高いと思います。そこで、カメラの常設は毎回のメンテナンス料が発生すると思いますが、リースにはそうした経費がかからないと思います。その違いの考えはどうか、お尋ねをいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

確かに御発言のようなリースであれば、そういったものというものは、経費的にはなくなると思います。

しかしながら、このリースというものも、一つの補助制度という捉え方の中の一つでありますので、先ほど申し上げましたように、きょうこの時点では考えていないという言い方をしましたけれども、この近隣市では、尾張清洲の中で一宮市さんだけなんですよね、補助制度を設けているのは。この近隣市というものはちょっとありませんので、一定その辺の動向と伺いますか、研究と伺いますか、当然補助率についてもまちまちでありますので、その辺はちょっと研究をさせていただきたいというふうに思っています。

#### ○18番（大島 功君）

確かに補助というのも継続的になるかと思っておりますので、経費的にも膨大になってくるかと思っております。この近くでは津島のある団地が、皆さんこぞってリースでやった場合に、1軒当たり何十円単位という経費で済むということも今進められております。

そうしたこともありますので、今後取り組んで、少しでもそちらの方向へ目が向けていただ

ければと思いますし、一部例えば2,000円かかるとしたら、その1割の200円とか、その半分の5%の100円とかいう補助をすることによっても、カメラをよし、なら自分は前向きに取りつけようと、そうしたことによって、防犯罪対策の啓発にも私はつながるとと思いますので、そうした取り組みも一つ啓発運動の一環じゃないかと考えております。そういう点もよろしく願いたいと思います。

次に、整備費の4台のカメラの設置、防犯対策、一般会計補正予算に出ておりますけど、まだこれは未採決でありますけれども、たまたま事案が発生して、そういう声が上がったことに対して、市のほうも取り組んでいただいたということには敬意を表したいと思います。

津島警察署管内の犯罪発生状況によりますと、東が多く、要するにあま市が今のところ一番物すごく多いと。それから、津島市、愛西市と、このように件数的にも出てきておりますし、刑法犯、窃盗犯の発生状況は、愛西市も昨年を上回る状況じゃないかと私はそう見ております。これは被害届を出された方の数だけで、それ以外の方は含まれないと思います。

最近、皆様方の近くでも、本部田地内でも大変ことしは野菜が高く、畑からどんどん盗まれておると。せっかく農家の方が一生懸命丹精込めた作物をやはり盗まれると、盗んだほうはどうか知らないけど、盗まれたほうの心地というのはいいことはないと思います。

そうしたことも、畑には防犯カメラというのはつけてもらえないと思うんですけども、犯罪は今申しましたように、東から順番にこちらへ、愛西市に来ています。犯罪は、地理的転移で発生する傾向にあると言われております。要するに、多いところは何らかの対策を打たれるから、順番にその周りへ、近くに順番に移ってくると。もう一、二年後には愛西市がターゲットじゃないかと私はこう読んでおります。

そうしたことから、一つそういう防災対策に行政側も取り組んでいただきたいと思いますので、今後の予防対策としての啓発や設置案というのはいまもうだめと言われたんですけど、もう一度お伺いしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

確かに議員仰せられるとおり、津島署からも防犯カメラの設置については、そういったお話も承っております。

確かに犯罪の抑止効果につながるものだというふうには理解しております。ただ、さきの議案質疑でもお答えをしましたように、やはりいろんなプライバシー保護の問題、いろいろありますので、その過度な設置というのはやはりどうかなあと、考えていないということを申し上げました。

それで、防犯カメラの、当然その犯罪の抑止効果の一つの事業だというふうにも私も考えております。ただ、トータル的にその防犯カメラだけじゃなくて、これは防犯の関係で以前もお話がありましたように、いろんな複数のその市の取り組みによって、犯罪抑止的なものを図っていくと。あすも、これ議会が延長なんでよくわかりませんが、余計なことを言いましたけれども、あすも6時40分から実は防犯パトロールがあるんです。これも毎年の一つの行事であります。これは防犯協会長初め、津島警察署長、市長もそうでありますけれども、ことしは

日比野駅を中心にやります。

それと、以前お話がありました地区の交番の駐在さんが、こういった犯罪の状況ですよというチラシを広報に折り込んで、こんなような犯罪がありますから気をつけてくださいねと。そういったような市民の皆さんへのPRといいますか、チラシも広報と一緒に配布をしておりますので、一つの捉え方じゃなくて、いろんな複数の、組み合わせた啓発仕様というのが、これからはより一層必要ではなかろうかなあというふうに考えております。以上です。

#### ○18番（大島 功君）

答弁の内容もある程度は理解できますし、ただ一つの単独で啓発するのではなく、例えばカメラとボランティアで回っていただくとか、周りを明るくしてみんな声かけ運動をしてみるとか、そうしたことが前にも申しましたように、そういう対策効果が今日は劣ってきちゃっているというのが現状かと思えます。そうしたことに對しまして、それぞれのボランティア、また行政、また市民の方それぞれが協力してやっていければと思えます。

先ほど部長さんの答弁から、駐在所の制度の、ちょっと駐在さんのことが話が出たんですけども、これも本当は復活してもらいたい。駐在さんというのは制服を着て、それぞれの家庭を回って、そこで出されたお茶を飲みがてら話をして、それでその地域の情報を得て、これは何かに結びつくとか、そういうような駐在さんのそういう立場があったんですけども、それが現在はもう情報化で、パトロールとか職務質問とかという形態に変わってきたんですけども、そういうことも一つ残念かなあと思っております。

次に、その要綱、訓令第10条の、委任に必要な事項は市長が別に定めるとあるが、市長としての防犯カメラの設置の考え、また防犯に対する考えをお聞かせ願いたいと思えます。

#### ○市長（日永貴章君）

防犯カメラの件でございますけれども、先ほど担当からもお話しさせていただきましたし、議案質疑等でも答弁させていただいておりますけれども、過度な設置はプライバシー等いろいろ問題がありますので、これは控えたほうが良いということと、あとやはり地域力によって犯罪を抑止する、安全・安心まちづくり市民大会など、ああいうところを踏まえて皆様方の意識づけをしながら、少しでも犯罪抑制につなげていきたいというふうに考えておりますし、津島警察署とも連携しながら、先ほど答弁させていただきましたが、津島警察署からも防犯カメラの設置要望等も市としていただいておりますけれども、警察は警察の立場がございますので、やはり警察としての地域パトロールを強化していただきたいということを、こちらからも要請をさせていただいておりますので、ともに連携しながら強化していきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○18番（大島 功君）

私の質問に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

これで質問を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

これで18番議員の質問を終わります。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

次に、通告順位8番の24番・榎本雅夫議員の質問を許します。

#### ○24番（榎本雅夫君）

議長のお許しをいただきましたので、市民の健康づくりについて、地方版CSR（企業の社会的責任）における協働のまちづくりについて、住宅用火災警報器の設置について3項目を質問させていただきます。

大項目1、市民の健康づくりについて。

我が国の平均寿命は、生活環境の改善や医学の進歩により延びております。

厚生労働省によると、平成22年の平均寿命は、男性は79.59歳、女性は86.35歳と、前回、5年置きに調査されているわけですが、男女ともにさらに寿命を延ばしていることが報告されております。

長寿日本一は男女とも長野県で、愛知県は男性17位、女性は31位であり、愛西市の男性は79.5歳、女性は85.5歳の平均寿命であります。

健康寿命については、WHO（世界保健機関）が2000年に提唱した指標であり、介護を受けたり、病気で寝たきりにならず、日常生活を健康に生活できる期間のことを言います。それによると、男性が70.42歳、女性が73.63歳で、平均寿命より男性は約9年、女性は12年余り短い現状であります。都道府県別男女のランク1位は愛知県で、女性は静岡県であります。

平均寿命が、今後、差が拡大すれば医療費や介護給付費のふえることになるので、健康増進、介護予防などによって差を短くすることが重要であります。

愛西市の第1次総合計画の中で、「健やか」を6つの基本理念の一つとして、「一人一人の生涯を通じた健康づくり推進する」と基本施策で上げています。そして、その実現のための方策として、1つ、健康づくりに対する市民の意識高揚、2つ目、市民主体の健康づくり活動の促進、3として、健康づくり活動を支える場をつくる、4、地域の人材育成、5、生活リズムの改善促進、6としまして、地域の関係機関と連携した健康づくりの事業の充実など6項目を上げております。

これらを踏まえてお伺いをします。

小項目1としまして、健康増進、健康寿命の取り組みについて。

1点目としまして、本市の生活習慣病予防の取り組みについてお伺いします。

2番目としまして、特定健康診査の取り組みについて。

3番目としまして、愛西市健康日本21の取り組みについて。

4番目としまして、がん検診の取り組みについてお伺いをいたします。

小項目2としまして、健康マイレージについて。

先ほど島田議員からも同様の質問がありました。重複しますが、よろしくお伺いをします。

11月に健康マイレージを実施している静岡県藤枝市へ文教福祉委員会で視察してまいりました。藤枝市は、「第1回健康寿命をのばそう！アワード厚生労働省健康局長賞」を受賞されました。

健康で元気あふれるまちづくりは、市長特命で、“健康・予防日本一”ふじえだプロジェクトチームを立ち上げ、市民参加型の健康増進策として健康マイレージを平成24年4月1日にスタートしました。

先ほど島田議員のほうからも説明がありましたように、ふじえだ健康マイレージは、日々の運動や食事などの目標を達成できた場合や、健康診断、健康講座やスポーツ教室、ウォーキングイベントなどに参加した場合、ポイント（マイル）を付与し、4週間以上チャレンジして、一定のポイントを達成した人に協力店でサービスを受けられるふじのくに健康いきいきカードを渡して、市民の健康づくりを応援する取り組みであります。

この制度の特徴は、参加スケジュールを限定しない、通年事業であるし、自主申告制で、自分の健康は自分で意識の醸成と、参加方法は紙版とウェブ版で選択できるなど、ほかにもいろいろあります。また、メリットは、楽しみながら健康とお得をゲットできる健康づくりであります。本市でも、今後取り組んではいかがでしょうかお伺いします。

小項目3としまして、公園に健康遊具の設置についてであります。

この質問も、平成19年でありましたけれども、提案をさせていただきました。再確認のためにもお尋ねをします。

高齢者の健康維持・増進に多くの市民が利用する公園に限定しまして、ウォーキングの途中などに立ち寄りまして、手足や腰などを動かせる健康遊具を設置したらどうか、お伺いします。

大項目2としまして、地方版CSR（企業の社会的責任）における協働のまちづくりについてであります。

CSRとは、企業の社会的責任、コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティの略であります。企業は、利潤を追求するだけじゃなく、従業員や消費者、地域社会や国際社会など、企業活動に関係を持つ全ての人々に対し、責任を果たさなければならないという考え方があります。

大企業が主導するのと異なり、地域に根を張る中小企業と地方自治体、市民らが一体となって進める地方版CSRが注目されております。

例えば、横浜市は、地域貢献活動や地域に目を向けたCSR活動を行う企業を、横浜型地域貢献企業として認定する制度を平成19年度からスタートしました。この制度は、地域貢献の視点で、雇用や環境などの事業活動に取り組んでいる商店や、企業の成長や発展を支援することで、地域を活性化することを目的としています。また、宇都宮市でも、平成20年度より同様の認定制度を開始しております。

一方、行政組織の運営にCSRの考え方を取り入れている釧路市では、平成20年に自治体で初めて自治体CSRを導入し、市政における公正の確保、市政に対する市民の信頼維持を目的として、釧路市職員の社会環境活動推進指針を策定しており、法令遵守の制度づくりや職員の

社会貢献への意識高揚策が盛り込まれております。

そこで質問をします。

1 としまして、地域貢献企業認定制度についての見解をお伺いします。

2 番目としまして、自治体版愛西市CSR策定についての見解をお伺いします。

大項目3 としまして、住宅用火災警報器の設置についてお伺いします。

消防庁によると、住宅火災による死者数は毎年1,000人を超え、死者の約7割が65歳以上の高齢者であるとのことであります。火災から市民を守るため消防法の改正があり、愛西市の既存住宅は、住宅用火災警報器の設置が平成20年6月1日に義務化されました。

義務化されてから約5年半が経過しました。消防庁の資料では、平成25年6月1日時点で、住宅用火災警報器の設置率は全国で79.8%、愛知県では81.6%であります。義務化されてから約5年半が経過した中で、改めてお伺いします。

1 としまして、本市の住宅火災の現状についてお伺いします。

2 として、設置状況の把握についてお伺いします。

3 番目としまして、低所得者や障害者へ助成をしてはどうか、聴覚障害者対応型火災警報器についての考え方をお伺いし、以上、壇上からの質問を終わります。あとは自席からお尋ねをしますので、よろしく願いをいたします。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

それでは、私のほう5点御質問いただきました。一つずつ順番にお答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目の、生活習慣病の予防への取り組みということで、先ほど島田議員のところでも御答弁させていただいて、重なる部分もありますが、御答弁させていただきます。

市としまして、そちらの生活習慣病の予防の取り組みといたしまして、まず、がん検診並びに20代、30代の健康診査、それから生活習慣病を予防するための健康教育事業というようなものを行っております。

市の特定健康診査を受けた人の結果で、メタボリックシンドロームの該当者が県平均と比較すると愛西市ではどの年代も若干高いというような状況があるので、特に40代、50代の若い年代でも高くなっております。

この結果を受けまして、保健センターのほうでは、24年、25年度に家族ぐるみの健康増進を図ると、そんなような目的で、男性の肥満対策、メタボリックシンドローム予防ということを目的に、20歳から40歳の主婦の層を対象に、健康づくり教室というものを実施しております。

25年度からは、また糖尿病の発病と重症化の予防に重点を置いた事業というものも開始しております。先ほども申し上げましたが、糖尿病の知識の普及啓発ということで、広報に毎月「あいさいさんの糖尿病講座」としてシリーズで掲載しておりますし、また本年度は、糖尿病予防教室というものも実施しております。

また、対象者といたしまして、70歳未満で特定健診等で糖尿病の疑いのあった方とその御家族、または糖尿病の治療もしくは経過観察のために通院中で、主治医が教室への参加が必要と

認めた方などで、内容といたしましては、1コース5回で、糖尿病の専門医師による講義でありますとか、管理栄養士による食事のとり方、また運動の講義、そういうものも踏まえまして、生活の中で実践していただけるような内容を工夫しながら実施しております。

参加者の状況でございますが、現在定員30名のところ、大変盛況で41名の参加ということで、定員は多いですが、先生とのお話の中で、41名の参加を受けてやらせていただいております。

2点目、特定健康診査の取り組みについてでございますが、御承知のように平成20年度から特定健康診査の実施計画というのは1期計画をつくりました。そして、最終年度の目標が、24年度でとりあえず65%という設定でございましたが、これは国の参酌基準がそういうような状況でございましたので、65%を目標に取り組んでまいりました。

当然、広報とか回覧、ホームページ、また手紙など受診勧奨、検査項目の充実、健診期間の拡大というようなことで、受診率の向上に向けて努力してまいりましたが、また24年度から海部・津島の全域での受診というようなことも可能というような状況で努力してまいりましたが、今のところ24年度の受診率は41.4%というような状況になっております。

3点目の、健康日本21の取り組みでございます。

こちらについては、たびたび申し上げておりますが、6分野ございます。議員のほうから、事前に分野別で一つずつぐらいということも聞いておりますので、お答えさせていただきます。

栄養分野では、保育園、幼稚園、小・中学校向けに教育媒体を作成し、朝食の大切さ、またバランスのとれた食事について健康教育を実施いたしました。

運動分野では、運動推進員、健康づくりリーダーを養成し、愛西のびのびストレッチ体操を制作して普及活動を行いました。

こころ・休養分野では、睡眠の大切さ、心の健康についての講演会を開催し、知識の普及啓発活動を行いました。

たばこ・アルコール分野では、小学生向けの教育媒体を作成し、小・中学校と連携して授業を行いました。

歯の分野では、保育園・幼稚園向けに大型紙芝居を作成し、健康教育を行うとともに、乳幼児、小・中学校の歯科保健指導を行いました。

4点目の御質問で、がん検診についての取り組みということですが、数値を使って具体的に詳しくということも事前にお聞きしておりますので、数字を述べさせていただきますが、受診者数と受診率、それから精密検査の結果、がんであった者の人数というのを24年度の数字でございますが、順次述べさせていただきたいと思っております。

まず、胃がん検診でございますが、2,741人の受診で15.9%で、がんであった者が4人見つかっております。子宮がん検診でございますが、1,485人で11.2%、がんであった者がゼロ人、乳がん検診は1,696人で13.7%、がんであった者は4人見つかっております。大腸がん検診は4,118人、23.9%で、がんであった者が8人見つかっております。肺がん検診は3,346人、19.3%で、がんであった者はゼロ人でございます。前立腺がん検診は1,318人、23.5%で、がんであった者が16人ございました。

また、節目年齢に実施しているクーポン健診というのがございますが、こちらの実績でございますが、子宮頸がん検診が565人、30.5%、乳がん検診は704人、33.4%、こちらはがんであった者が1人あります。大腸がん検診は858人で20.5%、がんであった者が1人ございました。

それから、健康マイレージ事業、こちらのほうの御質問もございました。

島田議員のほうにもお答えさせていただきましたが、この健康マイレージ事業は先進地的に行っている市町村により、さまざまな方法で取り組みがされておるといのが実情でございます。

また、この事業の協力店でさまざまなサービスが受けられるという特典、これが一つのメリットということで、その中で、藤枝市の取り組みとしては、参加者は健康と、先ほど言った特典が得られるメリットがあり、市は、参加者への特典を、賛同する民間事業者のサービスで賄うということで、参加者がふえても費用ができるだけかからないというようなことも聞いております。

また、民間事業者にとっても顧客の開拓とかPR、地域産業と連携ができるということで、市と民間事業者がお互いにメリットが得られるという事業、そこへ県がてこ入れをしているというような状況でございますので、愛西市といたしましても、先ほどもお答えしましたように、市の単独で行うというのは若干弱いと思います。やはり、藤枝市のように県と協働して行う方法がより効果が上がるというふうに認識しております。

今現在、愛知県においては、このような取り組みはされておりませんが、広域で協力店を広く開拓していくということで、より効果のある事業になるというふうで考えておりますので、今後とも県の動向も情報収集しながら、実施については勉強してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

続きまして、公園に健康遊具の設置をとということでございますが、都市計画課で管理しております公園は、大小合わせて19カ所でございます。議員が言われるとおり、多くの市民が利用する公園となりますと、都市公園の親水公園、金棒町の中央公園の2カ所程度となります。

御質問のありました健康遊具の設置につきましては、親水公園では体育館内にトレーニングルームがあること、また中央公園の利用者は、夏場のプールや野球・テニスなどの目的利用者であることから、現時点での設置については考えておりませんので、よろしく願いをいたします。

続きまして、大企業が主導するCSRの件でございますが、企業が事業活動を行うに当たって社会的責任を果たすことにより、地域住民や消費者との信頼関係を築き、結果的に業績の向上につながるというメリットがありますし、地域社会にとっては、地元企業が元気になることで雇用の拡大や税収の増加など、地域の活性化のために非常に重要であると認識はしております。

市内の企業におきましても、ごみゼロ運動の協力や商工祭り、地域の清掃活動、事業所見学

や中学生の体験学習の受け入れなど、地域社会に根差したCSR活動を行っているところがあり、活力ある地域社会の推進に大きな役割を担っているところでもあります。現在でも、災害時の協定を締結するなど、協働体制の構築に取り組んでいただいております。

企業がCSR活動を持続して行われるよう、側面から支援できる環境を整えたいというふうに思いますが、制度につきましては、近隣市の状況や必要性を確認し、慎重に考えていきたいというふうに思っております。

市内企業との協働による社会貢献事業の展開は活性化していくものというふうに考えられますので、どのような事業が地域活性化につながる事業なのかしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、自治体版愛西市CSR策定についての見解はどうだという御質問にお答えをさせていただきます。

また、先ほど議員のほうから御質問の趣旨にもございましたように、釧路市職員の社会環境等活動推進指針には、職員の公的活動では法令遵守はもとより、公務員倫理の確立と保持、あるいは環境問題への取り組みなどに関する行動指針、そういったものが規定をされております。また、私的活動におきましては、社会活動への関与、あるいはその環境への配慮及び仕事と家庭の両立に関する行動の指針を体系的に示されております。

そうしたこの指針の後書きには、ここに示した行動基準の一つ一つは決して新しい提案ではなく、いわゆる市職員が職務に当たる上での基本的な事項ですよということが記されております。

それで、地方版のCSR、これは職員に置きかえれば、当然職員もその社会の一員であるという認識、あるいはよく言われていますように、全体の奉仕者という観点から、当然その市民の皆さんの信頼の確保と、いわゆるその公正な市政運営を目的に職員の意識向上を図るための、釧路市さんのように行動指針を策定されるというのは一つの手法ではなかろうかなあという認識は持っております。職員の意識向上に対してどういう手法がより有効であるかどうか、これは一度釧路市もそうでありますけれども、全国他市にもこういった策定をされた例がありますので、一度そういった取り組みを参考にしながら、一度研究をさせていただきます。研究をしていきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○消防長（小塚良紀君）

大項目3. 住宅用火災警報器の設置について、1点目と2点目の御質問にお答えさせていただきます。

本市の住宅火災の状況でございますが、ことし、きょう現在までで14件の建物火災がありました。そのうち住宅火災は4件でございます。参考までに、昨年24年は5件、一昨年は4件の住宅火災が発生しております。そのうち、住宅用火災警報器が設置されていた住宅というのは3件ございました。

次に、住宅用火災警報器の設置状況の把握でございますが、設置状況を把握する方法といた

しまして、平成24年度は、23年の12月に愛西市文化会館と佐織公民館で開催されました親子観劇会、親子映画会で、愛知県防災局の住宅用火災警報器設置促進キャラバン隊と合同で、それぞれの会場に訪れた方に対して、住宅での設置状況について聞き取り調査を行いました。また、その結果につきましては、180世帯中141世帯の方から設置している、または一部設置しているとの回答をいただきました。設置率につきましては、78.3%であります。この値は、平成25年6月1日時点で、全国平均の設置率79.8%に近い値を得ております。

また、今年度につきましては、10月に市内6中学校の2年生を対象に、住宅用火災警報器設置状況アンケートを実施いたしました。このときには、兄弟を除く663人の生徒さんに行ったわけですが、今回のアンケートの集計では、設置率は約64%という結果でございました。私からは以上でございます。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

聴覚障害者に対応した住宅用の火災警報器の設置、助成等についてどうかといった内容についてお答えをさせていただきます。

聴覚障害者を含めました障害者の方への助成事業、地域生活支援事業がございます。この中で、日常生活用具の給付種目の中に火災警報器の給付がございます。これの対象になります方といいますのは、身体障害者2級（重度難聴者）以上の方、それから知的障害者の重度または最重度、いわゆるA判定の方であって、かつ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者が対象になります。

対象になる火災警報器の性能でございますが、これについては、室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものとなっております。

基準額でございます。1個当たり1万5,500円税込みでございますけれども、これが市の火災予防条例で定められている必要な個数まで給付の対象となります。

ただし、当然限度額がございますので、基準額を超えた分については御本人の御負担ということになります。

また、負担の状況でございますけれども、福祉施策でございますので、課税状況によって異なっておりまして、市民税非課税世帯であるとか、生活保護の世帯については無料でございます。また、市民税の所得割が46万円を超える場合については、給付の対象自体になりません。それ以外の方、いわゆる市民税の課税世帯の方につきましては、1割負担で設置をさせていただいております。

近年の御利用状況でございます。平成18年度以降、5件の御利用がございました。また老人につきましては、日常生活用具の給付事業という中に同様の給付事業がございます。以上でございます。

#### ○24番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

まず、生活習慣病予防の取り組みについて、今部長のほうからもありました。

先日、愛西市の文化会館で、愛知県の腎臓病協議会尾張第四腎友会主催の慢性腎臓病対策講

演会に行きまして、羽賀先生の最新の東洋治療の講演と、管理栄養士の先生の、食事は食べ過ぎないようにと、バランスよく食べると、食事に工夫をするなどの話を聞きまして、大変参考になったわけであります。

それで、愛西市では、透析を受けている人は平成23年で197人ということで、議案質疑でもありました。県内では上位であるということ。愛西市の人工透析の年次推移が広報「あいさい」に今ずうっと糖尿病の講座が載っているわけであります。その中を見ますと、平成18年は142人から平成23年では197人と、23年では男性が128人で、女性は69人。最近この6年間で55人がふえておるという状況を踏まえて、今広報でも、部長も答弁がありましたように、糖尿病講座・シリーズを掲載して、糖尿病の予防教室を実施しているということで、先ほども3カ所も定員を超える希望者が受講しているということでありますので、今後も予防対策として取り組んでいただきたいと思います。これは質問ではありません。

次は、特定健診について再質問させていただきます。

受診率の推移を見ますと、平成20年度は29.9%だったのが、さまざまな市の受診勧奨によりまして、24年度は41.4%になったとのことでありますが、今後も受診率向上に向けての取り組みについてお伺いをいたします。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

平成25年度から29年度まで、第2期の特定健診の計画をつくらせていただきました。

そして、そういう中で今後の取り組みということで、現在既にちょっとやりかけておりますが、受診者への勧奨の通知という、通常のはがき形式のお手紙であります。これをより目立たせるということで、やはりシンプルなデザインのはがきを使用して今までおったんですが、今年度から人の顔というか、写真をつけて、当然対象者によって写真は使い分けておりますけれども、よりわかりやすく、目にとまりやすくというような形の勧奨のはがきを出させていただいております。

また、一方的な勧奨ということではなかなか心に響かないということもありますので、対面というか、要は受診率の低いような地域にお邪魔したりして、また町内とかそういう集会、そういうものを利用した中で話をさせていただいて、できるだけ受診勧奨を努めていきたいというようなことも考えております。

また、先ほど地域ということも申し上げましたが、当然地域ごとの受診率というのは出ておりますので、その受診率が低いところに回覧板も出してありますけれども、それ以外に職員のほうがそちらのほうへ出かけて、未受診者に勧奨をしていくというようなことも考えて進んでいきたいというふうで思っております。

さらに、事業主が行う検診、例えば農協でありますとか商工会、そういうようなものの健診のデータ、そういうものも情報提供として受診者の方からいただくというようなお願いというものも継続して実施していきたいというふうで考えております。以上です。

#### ○24番（榎本雅夫君）

次に、愛西市の健康日本21の取り組みについてで、栄養とか運動、こころ・休養、たばこ、

アルコール、歯の6分野において健康づくりに取り組みをされておりますけれども、評価についてお伺いをいたします。

**○市民生活部長（五島直和君）**

それぞれ6分野ありますが、全体的な評価といたしましては、市民の方がそれぞれの分野に賛同して、また御協力を願って進んでいっておるのが全体の評価でございます。

また、先ほど個々の中で、学校との連携ということも申し上げました。学校、小・中学生に向けた連携ということも学校の協力も得、スムーズにいっておると。そういう中で、今後ともこの計画、今回、今度第2次が今現在策定中ですので、引き続きこの取り組みは進めていきたいというようなふうで思っております。

**○24番（榎本雅夫君）**

その中で、運動について2点ほどお伺いをさせていただきます。

愛西市のその運動の中で、のびのびストレッチ体操の取り組み状況、どのような場所とか、あるいはそういうのがわかれば教えていただきたいのと、あとウォーキングについて、以前スタンプラリーというんですか、愛西市スタンプウォーキングということで、各4地区のウォーキングロードマップがありまして、そこに行って、スタンプを押してというのがあったんですが、そのときは130人ほどが全コースを歩かれて、スタンプを押して、健康推進課に持って来られたというのもお聞きしたんですが、もう一度また検討してはどうか。その2点、ちょっと質問させていただきます。

**○市民生活部長（五島直和君）**

まず前半の、のびのびストレッチ体操の会場の関係だったと思いますが、25年度は、市内8会場、各佐屋、立田、八開、佐織で8会場で実施いたしました。

そして、またそのほかにも婦人会とか子供会、小中学校体育大会、そういうものに出前講座みたいな形で出かけさせていただきまして、普及をさせていただいているというような形で24年度やらせていただきました。

ちなみに8会場でございますが、市江コミュニティー、それから親水公園体育館、それから立田の体育館、立田の南と北の防災コミュニティー、それから八開農業管理センター、佐織公民館、佐織保健センターの8会場であったと思います。

それと、ウォーキングの関係なんですけど、これはたしか平成23年度にそんなような運動グループによってウォーキングコースを設定して、ウォーキングのきっかけづくりというような形でやらせていただきました。スタンプラリーというような形で、1年間を通じてやらせていただいたというような内容でございまして、参加者は百何人だったというふうで記憶しておりますが、一応そんなようなことで進めておりました。

とりあえず、今言いましたようにきっかけづくりという形でやらせていただきましたが、今愛西市の中でも、このウォーキングのマップのほかにふれあいマップ、例えば文化財のコースをめぐるふれあいマップとか、そういうマップもございます。そういうようなものがありますので、そうした中で今後どのように行っていくか、より効果的な方法については検討してまい

りたいなというふうで思っております。以上です。

○24番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

それでは、第2次の愛西市の健康日本21の計画の内容について、お伺いをいたします。

○市民生活部長（五島直和君）

第2期の計画でございますが、こちらのほうにつきましては、まず第1次計画の評価結果と市民のアンケート調査、そういうものをもとに今現在つくらせていただいております。

国や県が発表した第2次健康日本21計画の指針に基づき、その中で特に病気の重症化予防への取り組みとか、市民の健康を支えるための環境づくりと、このようなものが新たな取り組みとして加えられており、市民の健康的な生活習慣の実践、また生涯を通じた健康づくりへの取り組みにより、健康寿命への延伸と健康格差の縮小を目指すというような基本方針で現在作成しております。以上です。

○24番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

続いてがん検診について、受診率は、愛知県平均では、23年度の実績は、愛西市は乳がん以外は、クーポン券の受診率は平成24年は3つとも高いんですけども、それでも大腸がん検診については20.5%ということであります。

私も、ことし60歳節目のクーポン券をいただきまして、大腸がんの検査をしました。精密検査が必要ということで検査をしまして、実際にはポリープは見つかりませんでしたけれども、私の知り合いも見つかりまして、内視鏡でとったポリープ、いずれにしましても、早期発見、早期診断、早期治療が必要であります。

愛西市の今後のがん検診の今後の取り組み、周知方法についてお伺いをいたします。

○市民生活部長（五島直和君）

がん検診の取り組みですが、今回補正予算のほうでも、健康管理システム事業の改修という委託料を計上させていただきました。

現状使用しております健康管理システムを改修することによりまして、がん検診並びにクーポン検診の受診券が1枚のシートで一括して発行できると、これは以前説明させていただきました。

そして、クーポン検診の対象者や過去に健診対象となった人など、そういうものを含んだ受診者の対象者に案内を一括で、要は個人通知できると。あなたはこういう健診が受けられますよ、がんの検診が受けられますよというような個々のクーポンも含んでですが、その方にあった内容のクーポン券が送れるというようなことを考えております。そういうことによりまして、受診率のほうの向上が図っていくのではないかとというふうに考えております。

また、それと同時に、特定健診等の案内も重なる方は同封して、一緒に送らせていただこうかなあというようなことも考えております。以上でございます。

○24番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

次に、健康マイレージについて、藤枝のマイレージは静岡県と藤枝市の共同事業ということで、県からの支援が大きくあります。協力店のサービスでは、大型店が県外へ出すと、中小の店は市が依頼したと。予算は、カードの印刷代ということで、予算は120万ぐらいということで、余り経費はかからないという説明でありました。

先ほども答弁でありましたように、県がしているからなかなか難しい、確かにそうなんですけれども、一つもっと小さく市単独でやっているところがありまして、愛知県で高浜市というところは健康いきいきマイレージというのがありまして、これは福祉ボランティアと健康づくりと2つの活動がありまして、健康づくり活動は、やはり無理なく継続できる健康づくりを保健師と相談した上で決定して、実践した場合に5日間のチャレンジにつき1ポイントと、年間を通じて40ポイントのサービスで、近くにサン・ビレッジプールという、衣浦でございますけど、そういった利用券を配付していると。

このような取り組みもありますので、藤枝みたいに、静岡県自身がもうそういった取り組みをしていると。今言いましたように確かに同じようなことはできませんので、市単独で、例えば先ほどウオーキングしたりとか、あるいはそういった景品というか、いろんな「あいさんさん」グッズとか、いろんなそういったことを検討してはどうかと思います。

市長にお伺いをいたしますけれども、10月に大分県で全国都市問題会議に出席されたと思えますけれども、そのときに藤枝市長がパネリストとしてこの健康づくりを講演された中で、ふじえだ健康マイレージの話をされたということでもありますけれども、もし感想があればまた聞かせていただきたいのと、また市長はマニフェストで健康寿命を延ばすことに取り組みと、健康に生活できる愛西市を目指しますと言われておりますけれども、健康づくりについてどのような考えなのかをお伺いいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それではお答えさせていただきます。

藤枝市の発表につきましては、先ほど議員の皆様方も視察に行っていたいただいて、十分御承知かと思えますけれども、地域と連携した取り組みということで、大変いい取り組みだというふうに考えております。

当市といたしましては、市だけでは効果的に余り大きくないということで、やはり県とともに進んでいかなければならないというふうに考えております。

また、健康づくりにつきましては、今回も補正でシステムの改修をお願いいたしておりますけれども、まず健診などを積極的に受けていただいて、自分の健康状態を十分に把握していただく取り組みを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○24番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

健康マイレージ、健康意識の向上を図る施策の一つとして検討をしていただきたいと思えます。

次いで、公園に遊具の件でございます。

先ほども部長のほうから、体育館の中にトレーニングルームがあるというふうでということでもあります。私が提案しているのは、中にトレーニングできるそういうんじゃないなくて、散歩の途中に公園で体を動かすそういった遊具がどうかという話でございます。

次の、地方版CSRにおける協働まちづくり。

この件は、今部長のほうも答弁ありました。地域で貢献されているごみゼロ協力会社とか、商工祭り、あるいは地域の清掃活動や災害時に協力していただける企業など、これから地域の活力を推進する上で重要になってくると考えますので、こういった認定制度も今後自治体愛西市版と同じようにまた検討していただきたいと思います。

最後に、住宅用火災警報器の設置についてであります。

これも、大体20%ぐらいの方が設置されていないんじゃないかということで、消防長のほうからもお話もありました。文化会館にこの間も気になって見ましたら、入り口に住宅用火災警報器ののぼりが文化会館のところに立っていました。ほかに周知、ほとんど8割の方が設置されていますけど、2割の方が設置されていないんだろうと思うんです。そういった周知についてお伺いします。

#### ○消防長（小塚良紀君）

平成18年から消防職員が戸別訪問して、設置状況の確認、あるいは設置指導というのを24年まで実施いたしました。また、平成19年から22年までは県の補助金によりまして、住宅用火災警報器設置推進のパンフレットを作成して、全戸配布を行っております。

また、消防の広場、桜まつり、自主防災訓練、あるいは駅前での広報、防火危険物安全協会の協賛によるグラウンドゴルフ大会等でのPRも行っているほか、公共施設でのポスターや、先ほど議員が言われましたのぼりの掲揚も行っております。広報紙におきましても、随時掲載するとともに、ホームページでは年間を通して掲載をしております。

また、全国消防長会予防会議において、さらなる国の補助、あるいはマスメディア等へのPR協力等を要請しており、今後も消防でもできる限り、さまざまな手段を講じながら100%設置というのを目指しまして、普及啓発に努めていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○24番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

最後なんですけれども、ひとり暮らしの方、市内には、これ人数はちょっときちとした人数ではないんですが、私が把握したのが、ひとり暮らしのとか約千四百何人かな、それから約2,100ぐらいの高齢世帯の方が見えると思うんですが、設置状況は把握されているのか。恐らく8割のところの方が設置されているということがありますので、ただひとり暮らしとか、こういう高齢者世帯の方の設置状況がどうなのかなあと、わかれば教えていただきたいと思えます。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

この火災警報器について、今まで特段調査をしたことはございません。

○24番（榎本雅夫君）

いずれにしましても、この火災、12月から3月までの間が一番、約4割ぐらいの火災が多いということであります。これは住宅ばかりじゃないんですけども、そういうことでもありますので、安心して暮らせる対応、取り組みを要望して質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これで24番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は5時55分再開といたします。

午後5時44分 休憩

午後5時55分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位9番の13番・山岡幹雄議員の質問を許します。

○13番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、御質問をさせていただきます。

皆さん、高齢者の関係でいろんな方から御質問がありましたが、高齢者社会の充実について御質問させていただきます。

我が国では、世界に例のないスピードで高齢化が進んでおります。前例のない高齢社会を迎えました。今後も高齢化が進行し、寝たきりや認知症高齢者の増加、介護サービス利用者の増加など、介護に対するニーズがますます増大することが見込まれます。

本市の65歳以上の高齢者が総人口に占める割合である高齢化比率は、平成25年が26%以上に達成しています。

市は、平成24年3月に作成した第5期高齢者福祉計画に、高齢者福祉の将来像にいつまでも元気に過ごすための生きがいづくり、できるだけ介護を必要としないための介護予防の推進と記載しておりますが、市はどのように行ったかお尋ねいたします。

次に、障害者を取り巻く現状と課題について御質問させていただきます。

発達障害者支援法について、本市の具体的な取り組みとこれからの展開について、お伺いをいたします。

この法律については、2005年4月に施行しておりますが、少し説明を加えさせていただきますと、この法律でいうところの発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害や、一般的にLDと表される学習障害、ADHDと表される注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害で、その症状が低年齢化、主に乳幼児期にあらわれる発達障害に対して早期発見と早期療育や、学校教育、就学、地域生活に必要な支援と家庭への助言、発達障害の啓発、都道府県での発達障害者支援センター設置など、その自立と社会参加の援助について、国・自治体の責務を規定した法律でございます。

さて、そこで本市では、これまでこの法律に基づき発達障害という個性を持った子供たちに対して、具体的にどのような施策を行っておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に、法令遵守（コンプライアンス）条例作成についてお尋ねいたします。

自治体では、平成12年近江八幡市がいち早くコンプライアンス・マネージャー制度を導入し、平成13年には、不当請求への対応や条例・規則を外れない事務事業の執行方法を盛り込んだコンプライアンス条例を制定しております。

その後、入札談合への市職員の関与を受けて新潟市でも、平成18年4月からは不祥事の相次いだ大阪市でも、内容に差異はあるものの、コンプライアンス条例を制定しています。

愛西市は、合併により新市が誕生しました。全ての市職員が早く共通の課題に取り組み、迅速かつ的確に施策に反映させるためには、組織における規範意識の強化と法令遵守の理念の確立が必要と思います。合併によって生まれる行政サービスの格差をなくすためにも、法令遵守、コンプライアンス条例が必要だと思います。現在のコンプライアンスに関する市長のお考えをお聞かせください。

以上で、総括質問を終わります。自席にて答弁をお伺いいたしますので、よろしくお願いたします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、まず第1点目の、高齢者を取り巻く現状と課題の中で、市はどのようなことを行ってきたのかという点について答弁させていただきます。

1点目の、いつまでも元気に過ごすための生きがいづくりといった部分でございますが、これにつきましては、地域活動であったり、交流活動の充実についての部分で申し上げますと、老人クラブ活動、高齢者みずから生きがいをつくり出す、地域づくりへの参画も促進するといった活動をしていただいておりますので、こういった老人クラブ活動に事業費の補助をさせていただいております。活発に活動をしていただいておりますのでございます。

2点目の、できるだけ介護を要しないための介護予防の推進につきましては、これにつきましては、包括支援センターの事業として愛西おでかけサロン、引きこもりを防止するためのおでかけサロンでありますとか、健康を維持していただくためのはつらつ体操クラブ、こういったものを従来実施してきております。

また、各種、積極的な健康づくりの推進というのは介護予防のための事業としてやらせていただいております。以前には、健康チェックリストというものをお送りさせていただきました。このリストのアンケート結果をもとにいろいろ問題のある方、いわゆる運動機能の向上であったり、お口の健康であったり、栄養指導であったりといった事業をあわせて実施をさせていただきました。要介護状態に陥るといったことをできるだけ防ごうといった事業をさせていただいております。

続きまして、障害者についての状況でございます。いわば発達障害を持った子供さん方への施策についてでございます。

今回、子育て支援のところでも非常に中心になってくる部分もございまして。いわゆる幼児期につきましては、随分人生の中でも大事な時期でありまして、療育の基盤については市が責任を持って行うべきであると考えております。

こういった観点から、家族支援も含めまして、市が直接かかわりまして、主に発達支援の事業所であります「あいさいわかば」でもって、療育相談でありましたり、指導、関係機関との連携といった事業について行っております。以上でございます。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、コンプライアンスに関する答弁をさせていただきます。

法令遵守につきましては、当然のことながらしっかりと行っていかなければならないというふうに考えております。

現在におきましても、議員も市職員として法令を遵守して活躍をしていただいていた立場として、十分に心配をしていただいているというふうに受けとめておりますけれども、議員が言われます職員の規範意識、法令遵守の意識は行われているというふうに考えておりますけれども、今後も職員研修など機会を通じて意識向上に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○13番（山岡幹雄君）

市長初め、御答弁ありがとうございます。

それでは、順番に再質問に入らせていただきます。

高齢者の関係で、それぞれ計画の中でいつまでも元気に過ごせるために、生きがいつくりについては老人クラブの活動を支援していただければと。それと、できるだけ介護を必要としないための介護予防の推進については、おでかけサロンとかはつらつ体操クラブ等が実施されているということで、4人に1人は高齢者であります。このような御支援・御活躍の場を与えていただきまして、本当に高齢者の方は助かっておると思うんですが、そこで、高齢者の雇用の関係で、雇用の安定等に関する法律というのは国のほうに定められております。

今、団塊世代の方々は大団塊と退職され、定年退職者等に対する就業の機会の確保ということで法律があります。国及び地方公共団体の講ずる措置ということで、第40条、国及び地方公共団体は定年退職者その他の高年齢退職者の就業生活の充実、その他福祉の増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業、または次条第1項の軽易な業務に係る就業を希望するこれらの者について就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成し、その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとあります。

市の計画には、先ほどいろいろな御支援とか活動団体のほうに支援をしておるわけですが、老人の社会参加、生きがいつくりについて、シルバー人材センターを位置づけてみえますが、国の法律と市の計画でどのように努め、促進をしたか、お尋ねいたします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

シルバー人材センターでございますけれども、議員のお話の中にもございましたように、高齢者の方の社会参加、生きがいつくり活動を促進するという目的でもって設置をされております。心と体の健康づくりを推進していく場だと判断しております。また、仕事を通じて社会参加をしていただくことで、みずからの健康や生きがいの充実を図っていくといったことと同時に、地域社会にも貢献をしていただこうということで進めてきております。

そういったシルバー人材センターにつきましては、市としても、その活動に対して助成を行ってきているものでございます。以上でございます。

**○13番（山岡幹雄君）**

今、部長の御答弁で、愛西市のシルバー人材センターに支援をしてみえるということですが、市のほうも御存じだと思うんですけど、今月の広報「あいさい」12月号に、シルバー人材センター入会説明会の記事が記載してございました。平成26年、来年の2月から毎月第3水曜日に入会説明会を開催することになりましたと広報に記載がございました。

シルバー人材センターの現在の施設は、愛西市佐屋社会福祉会館内シルバー人材に本所があると思いますが、たしかあの建物はあそこに防災倉庫とか、いろいろ計画があるかと思うんですが、その建物の計画はどのようになっているかお尋ねいたします。

**○総務部長（石原 光君）**

今のお話で、社会福祉会館の跡地に防災倉庫の計画はいつだというお話がありますけれども、まず建物の取り壊し、もうこれはスケジューリング的に皆さん方のほうにもお示しをしたかもわかりませんが、大体夏ごろには今シルバーのほうと進めておりますけれども、そんな予定をしております。

したがって、備蓄倉庫についてはそれ以降、当然26年度中には一応建設するという予定で一応進めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○13番（山岡幹雄君）**

一応、実際先ほどの記事が、毎月第3水曜日にその場所で説明会があるということで、今総務部長の御答弁ですと、来年の夏ごろには施設がなくなるようなお話ですが、ただこれ、実際今合同庁舎の増築工事が今進められてみえると思うんですけど、今までこのシルバー人材センターとどのように協議し、実際はあその施設がなくなるということはどっかに移転をするということで、今回の広報にもいつからこちらのほうにということで記載すればよかったんですけど、実際この広報と現在の状況で相反するんですが、シルバー人材センターとどのように協議をされてみえるのか。次の移転先が決まっておれば、なぜこのシルバー人材センターの記事を何月からこちらに行く予定とか、またこれ、啓発しなければなりませんので、せっかくその団塊世代の人たちが来年度入会をしようと思っても、現実今のお話ですと、どのように工事現場のところにシルバーは移転しましたよという表示はされると思うんですが、その辺再度お尋ねしますが、シルバー人材センターと今までどういう協議をされたのか、お尋ねいたします。

**○総務部長（石原 光君）**

回答がちょっと前後するような形になりますけれども、シルバーとの協議の関係はどうだというお話であります。

当然ながら、昨年11月ごろからシルバーのほうからも市に対して、移転先の確保的な要望をいただきました、正直申し上げて。その後、一応事務レベルの中で、そういった候補地について進めてまいりました。いろんなその法令的な、他法令的な制約もある中で、シルバーさんのほうとしては、なるべく本所としては、この佐屋地区の中に構えたいというお話もあるのも

事実であります。それで、今日に至るまで移転先はもとより、移転の時期等についてもいろいろ調整を進めてまいりました。

それで、先ほど私、来年の夏ごろには今の既存の社会福祉会館を取り壊すような意味合いの発言をしました。これは冒頭申し上げましたスケジュール的なものの一つの計画の中での話であります。当然ながら、その移転先というものを当然考えなければなりません。

それで、シルバーさんのほうとは、あくまでも今愛西市、新たにそのシルバーの建物を新しく建てて確保するという考えは持ち合わせておりませんので、少なくとも既存施設の利用を前提として、今シルバーのほうと調整をしております。近々には、シルバーさんの意向もお聞きした中で決定するような段階には来ております。ですから、ちょっと先ほど申し上げましたように、前後しましたけれども、今状況としてはそんなような状況にあります。

### ○13番（山岡幹雄君）

今現在、増築庁舎も工事をやられてみえて、我々も東の駐車場のほうに随時とめて、現況は常に変わっているわけです。

それで、この地域が来年以降、相当な工事のほうへ入るわけですが、実際高齢者の方がどういう状況でこの入会説明会に入ろうとしたときに、その施設がどこにあるとか、いろいろその表示が明確にわかればいいんですけど、あちらこちら工事ばかりですと、どこがどの施設だと、どこまで行っていいかというのは現状わからないわけですわ。そんなような方は、早急に移転先を決めていただいて、あと移転するに当たってもいろんな費用もかかってくると思いますので、早急に解決していただくようお願い申し上げます。

次に、障害者関係でお尋ねさせていただくわけですが、実際障害者というのは、先ほど御説明をいろいろさせていただくんですが、乳児・幼児の時点で最近わかるようになっております。

それで、1歳6カ月児の健康診査について、臨床心理士を構えた形で定期発達の見きわめをしていく方法などがあると思いますが、このような1歳6カ月ぐらいの子供さんの本市の取り組みをお伺いさせていただきます。

### ○市民生活部長（五島直和君）

私のほうから、今の1歳6カ月健診について述べさせていただきます。

小児科の医師であるとか、歯科医師、保健師、歯科衛生士、栄養士、臨床心理士、保育士とさまざまな職種が従事し連携することで、子供と親の支援を行っております。

臨床心理士は健診の各場面で、子供の発達、行動の観察、それから親子関係を観察し、必要な助言や心理相談を行っております。また、健診時の様子に基づき、健診スタッフ全員で子供の年齢に応じた発達かどうかを見きわめ、今後の支援方針を総合的に判断しています。

発達に心配のある子供の保護者には、2歳から3歳ごろに保健師が個別面接を行っております。子供の発達について伝えるためには、保護者と保健師との信頼関係が必要であるというようなふうで、1歳6カ月児健診の検査後も支援が途切れないように努めてまいります。以上です。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

当市といたしましては、先ほどから出ております児童の発達支援施設であります「あいさいわかば」のほうで、本年4月に臨床心理士を採用しております。保育園でありますとか、保健センター、学校からの派遣要請が非常に多い状況でございます。

今後につきましては、保健センターの健診でありますとか、指導教室等に参加をさせていただいたり、発達検査ができる体制を整えていきまして、多くの子供にかかわっていけるようにしていきたいというふうで考えております。以上です。

### ○13番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございます。

それで、これ一応、1歳6カ月健診する上で、自分の子供がまさか発達障害にというふうな診断が下された場合、到底保護者の場合は戸惑いがあるかと思うんですが、実際そのような障害児のお子様を持たれた場合、手帳の配付という形になるわけですが、実際それを受け入れるというのは、相当保護者の場合は困ってみえるということを知っております。

それで、表現は申しわけないんですが、グレーゾーンということで、手帳を持たない保護者の方も見えるということで、これ今回の、次に質問するわけですが、障害を持った子供たちが市内の幼稚園・保育園及び児童館、いろいろ今月の議案にもありますように、いろいろ放課後児童クラブとか放課後子ども教室、これは一応、子ども教室は今年度で終わるわけですが、これを希望した場合、どのように入園・入学等ができるのかお尋ねいたします。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず、障害をお持ちのお子さんが保育園に入園をしたいと御希望になられる場合でございますけれども、基本的に保育園といいますのは、保育に欠ける児童は原則としてお受けをいたします。そういった状況でございますので、特にほかのお子さんとは違ったことを想定はいたしておりませんが、入園の相談時におきましては、大体现状の場合ですと、「あいさいわかば」を通じて事前に相談があったりすることが多々ございます。そんな時期になりますと、保護者の方が子供自身、それから小さいころから担当していただいております保健師、それから「あいさいわかば」の保育士等で協議をさせていただきまして、入園後の保育に役立てていくといった体制をとっております。

そういったお子さんの中で、障害の程度・種類によりましては加配の保育士を配置させていただいておりますし、個別の指導計画を作成させていただいているといったところでございます。

また、今御指摘の、ちょっと気になるというお子様方につきましても、特別に保護者の方と個人懇談をしますとか、保育参観をしていただくとか、またほかの関係する機関等へつなげるといったこともさせていただいております。福祉の入園につきましては、以上でございます。

### ○教育部長（水谷 勇君）

教育委員会につきましては、障害を抱えたお子さんの入学の希望があった場合につきましては、福祉のほうでも一緒ですけれども、まず保護者の方に学校の見学並びに教育の相談をしてくださいよということをお願いしております。

就学に向けては早い段階で、年長さんとか年中さんにかかわらず、小学校の就学に向けて疑問や悩みなどいろいろお持ちでございますので、そういうことを把握するとともに、学校生活を見学していただきまして、保護者も就学後のイメージがしやすいというように思いますので、何よりも子供と一緒に保護者の方も同行していただきまして、子供の反応を確認するというところをお願いしております。

障害の状況にもよりますが、学校生活において特別な対応の必要な子に対しましては、担当医師の意見書の提出もお願いをし、保護者にどういう状況かということも確認をしていただきまして、就学後の学校生活での対応に努めております。

**○13番（山岡幹雄君）**

それでは御答弁ありがとうございます。

もう1つ、ちょっと済みませんが、お伺いするんですけど、これは手帳を持っていれば即わかるんですが、手帳を持っていない方、グレーゾーンのお子様の場合は、それぞれ市のほうは把握をしてみえるのか、その点ちょっとお尋ねいたします。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

その点につきましては、保健センターの事業の中で、1歳半健診のところでひっかかるでありますとか、3歳児健診のところでチェックが入るとか、ああいった情報については、独自に入手はさせていただいておりますが、やはりまだまだ小さいお子さんでございますと、状況等がなかなか確認しづらい部分もございます。

保育を進める段階の中で、現状については保護者の方と相談をしながら、必要があれば先ほどの加配の保育士をつけるでありますとか、こういった施設へ行かれたらどうですかといったような助言もさせていただいているところでございます。以上です。

**○13番（山岡幹雄君）**

御答弁ありがとうございます。

それで、平成24年8月に成立いたしました「子ども・子育て関連3法」により、放課後児童健全育成事業が改正されまして、放課後児童クラブの対象児童が、我が市では平成26年度から受け入れ対象になります。

そこで、障害を持った子供たちが放課後児童クラブを利用した場合、市の対応はどのようになっているかお尋ねいたします。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

児童館でありますとか、子育て支援センターの利用については、一般利用といったことではございますが、特別障害になるようなことはないと思っております。

ただ、放課後児童クラブの利用を希望されるといった場合につきましては、現在の制度上ではあります、対象児童については、保護者の就労や疾病、病人の介護等により家庭での保育ができないおおむね小学校の1年生から3年生、現在でございますね、小学校の1年生から3年生までの身辺事実ができていない児童とさせていただいております。

そういった関係で、御利用になられたい、登録をしたいという御希望がありましたときには、

児童クラブの関係職員でありますとか、保護者の方でありますとか、そういったところでもって御相談をさせていただきまして、できるだけ登録をしていただけるように相談事業をしているといったところでございます。

来年度から、その対象を小学校6年生まで広げるわけでございますけれども、この部分については特に変更がございません。以上です。

**○13番（山岡幹雄君）**

ありがとうございます。

そういう障害を持った方も御利用ができるということで、ただ先ほどお話しさせていただきました児童館の運営は、現在、市と指定管理が、その児童館の支援センターもそうですが、行っております。

その一つ、障害を持った児童の対応は同じかどうか、お尋ねいたします。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

まずもって直営の児童館と指定管理で運営をしている施設でもっての違いでございますけれども、まず登録の決定という部分につきましては、児童福祉課のほうで一括して行っております。ですので、利用の決定に至るまでにつきましては、当然市のほうが関与いたしますので、違いはございません。

それぞれの施設につきましては、指定管理者が独自に工夫してみえる部分もございますので、全く一緒というわけではございませんけれども、基本的な、必要な部分についてはできるだけ違いのないように、連携を取り合って運営させていただいているところでございます。以上です。

**○13番（山岡幹雄君）**

運営方法で、実際今回も数件議案で上程されてみえます。

そこで、市の児童館につきましては、そういう障害を持ったお子様が児童クラブとかその施設を利用したいということであれば、市として、僕は聞いてないんですけど、臨時職員を採用したり、いろんな義務教育の場でも就学されるに当たりまして、そういう先生を1人雇用したり、そういう体制はできるわけですが、ただやはり指定管理でありますと、そこで雇用をしたと思ってできないという状況で5年間縛られるわけでございます。

それで、今回指定管理について議案が上程されておりますが、議案質疑でも質問すればよかったんですけど、指定管理者選定委員会で、放課後児童クラブで障害者の利用について協議がされたかどうかお尋ねいたします。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

放課後児童クラブにつきましては、先ほども申し上げましたように、身辺事実ができている児童の利用が前提となっておりますので、審査会のほうではそういったことについて協議はいたしておりません。

**○13番（山岡幹雄君）**

実際、いろんな方が御利用されますので、今後そういうものの課題として、指定管理を受け

るほうにおいても、やはり今統計的においても、そういう1歳6カ月健診でだんだんと障害者の方がお見えになるという現状でございます。ですから、そういうのも把握して、指定管理制度の中にもそういう費用ではないですけど、突然何かあった場合には協議されてやっていただくようお願いいたします。

それで、障害を持つ子供の発達過程はさまざまであり、最初はグレーであったものが、親子ともども支援をつけていく中で必要がなくなる者も、さらなる支援が必要となるケースも出てきます。そのためにも、発達特性の早期発見と保護者と周囲への支援体制の構築は欠かせません。ただ、この問題への社会的関心が高まったのは、ここ10年ほどのことでもあります。

精神・身体・知的な部分で、障害児者に関する制度は整備されていく中で、発達障害児者の支援にはそれまで根拠となる法律がなく、制度の谷間にありました。文部科学省の最新の調査では、小学校普通学級の児童の6.5%が発達障害の可能性があるとされ、これはクラスで2人から3人はいる割合です。そのうちの4割は特別な支援を受けておりません。時として、落ちつきのない子、粗暴な子、勉強のできない子供というネガティブな評価のみを受けがちで、適切な対応がなされてこなかった例もあったでしょう。

あってはならないことは、遺伝でも親のしつけの結果でもない、本人の個性である脳機能の障害が原因で、周囲からだめな子の烙印を押されることです。定期発達に特性があろうがなかろうが、外部からの烙印によって自分はだめな子なんだという本人に自己否定感をつくってしまったら、それは明らかに虐待です。周囲の無知や無理解、法的責任のある行政の支援からの取りこぼし、一人一人の脳の認知特性に合った指導や支援がなされずに、結果として二次障害に至ってしまうこともあり得ます。最悪の場合は、犯罪に巻き込まれてしまうケースさえも否定はできません。

そのためにも本人や周囲のみならず、社会の発達障害を正しく理解していくことが急務であり、行政が果たす役割は重要です。

この件に関して、市長のお考えや市長のリーダーシップをお聞かせください。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、答弁させていただきます。

先ほど担当からも答弁をさせていただきましたけれども、幼児期は人間形成の全てにおいて大切な時期であり、療育の機会を逃さないよう、家族支援も含めた発達支援を行っていききたいというふうに考えております。

発達障害を初め、社会生活におきましてハンディキャップをお持ちの方は多くお見えになります。健常者とハンディキャップをお持ちの方がともに互いが理解をしながら、社会生活を送っていくことがとても重要ではないかと考えております。

行政といたしましても、機会を捉えながら、積極的に議員が言われる正しく理解していただくような機会を、また取り組みを今後も行っていききたいというふうに考えております。

#### ○13番（山岡幹雄君）

市長さん、どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

障害者の話で、最後に質問させていただきます。

今年度、障害者施設について、平成25年11月1日に、愛西市内において「あいさいの家」が開所されました。

この施設は、障害を持った方を対象にしたケアホーム・グループホームで、障害者総合支援法による指定共同生活援助・介護を行う施設です。この施設が、入居の希望者が19人あり、この施設に入居できるのが12人と、7人の方が入居できなかったと聞いております。

このような施設、市のほうの今後の計画についてお尋ねいたします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

今般、ケアホームが開所をされました。これにつきましては、以前から設置を希望される、特に保護者の方、自分たちがなかなか子供の面倒を見られなくなったときにどうするんだといったようなことで、以前から声としてはございました。その一つが実現されたというふうで理解をしております。

今回、社会福祉協議会が設置をしたケアホームにつきましては、これは構想段階から完成まで3年ほどの期間を費やしております。単にお金を出せば、土地があればというようなことでもございませんで、地域の方の御理解でありますとか、非常に職員体制を手厚くしていく必要がございます。こういった課題もたくさんございます。

そういったところから、今後につきましては、少しでもサービス提供の選択肢がふえるようにバックアップをしていこうかなあということでは思っております。一つでも多くこういったホームが運営され、地元で安心して生活がしていけるような、そんな環境を整えていくことができるといことで、特に民間の方の力については期待をしておるところでございます。以上です。

#### ○13番（山岡幹雄君）

今部長の御答弁がありましたように、3年をかけて、地域の御理解があって、このような施設が完成したということでございます。

それで、あま市のほうは、以前そういう施設を、中古の住宅を買われてそのようなことを計画したわけですが、地域の住民の理解がなくしてその計画ができなくなったというケースがございます。そんなことのないように、愛西市においても、地域の住民の方、また市の指導に基づきまして、そういう施設ができますように御尽力いただくことをお願い申し上げます。

最後の法令遵守（コンプライアンス）について、御質問させていただきます。

先ほど市長にも御答弁ありましたように、いろいろ法令遵守はしっかりしておるんだと。意識向上をしておるんだということ御解答をいただきました。

それで、ことは多くの認識不足という報道がありました。

台風26号の影響で大きな被害が出た東京大島町の川島町長は、10月17日記者会見を行い、町の防災計画で避難勧告などを出す基準として、土石流などにより著しい危険が切迫しているときなどと定められている点について、川島町長は防災計画の認識不足だったと、被害を過小評価していたということ、記者発表されました。

それで、民間に至りますと、皆さん御存じだと思うんですが、阪神阪急ホテルズというホテルで表示の誤表示がございまして、国のJALのホテルでも、使用食材とメニューが虚偽表示されていた問題で、県内では3ホテルで計8品、4,084食分で使用食材とメニューの表示が異なっていた。各ホテルの責任者は、一様に認識不足だったと、申しわけないという報道が次から次へ出たわけです。認識不足は社会問題になっております。

また、千葉県においては、流山市でことしに発覚した放射性物質を含むごみ焼却灰の違法運送疑惑。市は、廃棄物処理法をクリアしていれば、貨物自動車運送事業法で必要な手続をとらなくても灰の運送は可能と考えていたということで、これも認識不足でいろいろございました。

このような認識不足で、愛西市はないと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、認識不足の件について、数点事例を挙げて御質問いただきました。

それで、法令遵守、先ほど市長からも答弁をされておりますように、市が行う事務事業全般にわたりまして、法令等を遵守し、事務事業を進めているのが現状でございます。

ただ、先ほどの事例も予期せぬ出来事で片づけられたのか、あるいは当然それは認識不足、当然それは日常のチェックの中でも既に対応ができた部類に入るものも確かにあるとは思いません。

そして、当然ながら一つの捉え方として、時代の変化、あるいは環境の変化により、時には即時に対応できない認識不足の事態、これも時にはそういったケースもあるかも知れません。あつてはいけませんけれども、先ほど議員が申されましたいろんな事例、過去からのそういった事例もありますので、市といたしましては、そういった事例に照らし合わせて、当然ながら検証すべきところは検証し、改善すべきところは改善するという考え方で、今後もきちっと取り組んでいきたいということで考えております。以上です。

#### ○13番（山岡幹雄君）

私もいろいろな法律はわからないところもあります。その関係で、実際市として関係機関、いろいろな機関がございまして、認識不足で法令違反があった場合、再度お尋ねするんですが、市の対応はどのように行うかお尋ねいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

当然、各関係機関、いろんな外郭団体も含めまして、そういう認識不足があれば、市としても先ほど申し上げました意識改革、検証すべきは検証し、改善すべきは改善するということが申し上げましたけれども、当然そういった関係機関にそういった認識不足があれば、これは当然適切な指導・助言というものをを行う考えでおりますし、また法令違反等があれば、法令等の遵守事項にのっとりきちっと対処する考え方でおります。以上です。

#### ○13番（山岡幹雄君）

職員にも周知徹底していただいて、今後認識不足がないように。

それで、一応愛西市にも業者がいっぱい見えます。また、指定管理者、指名業者、各種団体、補助団体、NPO法人、4町村合併以前から、いろんな団体がございます。

その団体が法令違反をした場合、市の対応としてどのように対応されるかお尋ねいたします。

○総務部長（石原 光君）

当然、指名業者にしましても、指定管理団体、あるいは補助団体にしても、今私、法令遵守、これは職員が守る法令遵守もありますし、そういった各団体にも守っていただく遵守事項もあります。条例、あるいは契約約款、それから指定管理と協定を結ぶ協定書、それから補助団体であれば、市の補助金交付規則といった中に当然その遵守事項がうたわれております。当然、違法した場合には罰則規定もあります。

もう1つは、今市も顧問弁護士も抱えておりますので、そういった弁護士にも相談し、そういった違反があれば厳格に対応していきたいというふうを考えております。以上です。

○13番（山岡幹雄君）

厳格に、本当にきちんとやっていただきたいと思います。

それで、市長にお尋ねします。

愛西市になって9年目になりますが、日本に多くの法律があり、条例も、愛知県も愛西市もあるわけですが、先ほど部長の御答弁で、顧問弁護士と相談して厳格に対応していくという回答をいただきました。

これで、法令違反があった場合、市はこれを公表されるのか、市長公室の横にあいさいさんのパネルみたいなものがあるわけですが、ああいう前でそういうのを公表されるのかどうか、お尋ねいたします。

○市長（日永貴章君）

適宜適時、対応していかなければならないというふう考えております。

○13番（山岡幹雄君）

ぜひとも適宜適時であって、厳密にきちんと報道をしていただいて、猪瀬知事ではありませんが、これ職員がやったらえらい問題になるわけです。それは今の市長のお答えにもあったように、適宜適時というのは、じゃあ悪いことをやっても適宜適時なのか、いいことをやっても適宜適時なのか僕はわかりませんが、はっきりしたやっぱり襟を正して、若くして市長になられたものですから、きちんとした態度で対応していただくことをお願い申し上げまして、私の12月議会の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（加賀 博君）

これで13番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

ここでお諮りいたします。お静かに。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、10日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後 6 時45分 散会